

るが、簡単に獨逸に於ける内國植民策の一斑を記述するに止めて置かうと思ふ。獨逸にては一九一九年帝國居住法を發布し内國植民を奨勵した。之によれば、内國植民の主體は植民會社であつて、相當土地を取得し之を移住者の間に配分して内國植民の實を舉げしめやうとするのである。この植民會社は新に其の地方に移住し來りたる者、従前より其の土地に土着する者を參加せしめて其の目的を達成せしめんとするのである。植民會社の事業としてはいふまでもなく其の植民すべき土地を取得しなければならぬ。其の土地取得の方法としては(一)官公有地若くは貴族の領地にして事實利用せられざる土地を購入すること(二)沼澤地未開地の獲得並に開拓(三)二十五ヘクタール以上の土地を所有する者にして其の過剰の土地を譲渡せんとする者ある時は植民會社が之を先買すること(四)百ヘクタール以上の大地主に對し強制的に土地譲渡組合に加入せしめ其の所有地の少くとも一割以上は之を譲渡さしむることとし、植民會社は相當の價格を以て之を譲受くるのである。この四の方法により植民會社は相當土地を取得することを得るが故に、之を適當の方法により植民者に配分すれ

ば其の目的を達することが出来る譯である。この土地取得の方法の中第四の如きは可成過激のものであるといはざるを得ない。所で、植民會社が植民者に土地を配分するに當り植民者は資力のある者は殆んどないから信用により土地を給付しなければならぬ、其の信用を授ける範圍は(一)其の土地の賣買價格は勿論(二)植民者が其の土地を開拓し、改良工事を施し以て其の土地を利用収益することを得るまでの費用。この費用を貸與せざれば土地を利用収益することは出来ないから、其の負債を償還すること能はざるは明白である。其の資金の融通は普通二三年繼續するものである。(三)其の植民地の公法的、地方團體的設備(學校、寺院、墓地、道路、水道、電燈、電力施設等)の費用。これ等の費用を支給するに非ざれば文化的居住地を得ることが出来ないから到底多數の植民者を招致することは困難であるといはなければならぬ。植民者が其の土地を利用収益するに至れば前に地代農場について陳べたる如く相當額の地代を植民會社に收め若干年の後には其の債務を完了するに至るのであつて、内國植民は其の事業を終了したといへるのである。趣旨は稍異なるにもせよ其の方法は大體地



代農場に遵據したものである。

今日の  
成績

この法律が實施せられてより今日までの成績を見るに當初世人の期待した如き成績を擧ぐることを得なかつた。當初はこの方法にて一年一萬世帯の植民をなさしむることが出来るであらうと豫測してゐたのであるが、其の實一九一九年より一九二九年までに三萬七百四十九世帯を植民せしめたに過ぎず、即ち一年二千五百世帯をも植民せしむることが出来なかつたといへる。植民すべき土地が得られない譯でもなく、適當なる植民者を得られない譯でもない、この事業を遂行する費用を得ることが困難であつたことが豫期の成績を擧ぐる事が出来なかつた原因であるといはなければならぬ。世界的農業恐慌が起るや、内國植民の事業はこゝに頓挫せざるを得なかつた。其の恐慌が繼續すること永くなるに従ひ、土地の價格が大に減少したから、新に土地を得んとするものは特に遠隔の土地に内國植民するよりは其の居住地の附近で土地を求め、ることを選ぶであらうから、内國植民の事業は成績を擧ぐることに能はざること、は想像し得る所である。

### 第三篇 農業の經營

#### 第一章 自作農業と小作農業

##### 一六 小作

小作制度

現今行はるゝ農業經營を概觀すると、土地所有者が自ら其の土地を利用収益するものと、土地所有者は自ら其の土地を利用収益せずして他人をして利用収益せしむるものがある。前者は自作農業であつて後者が小作農業である。

小作農業

小作農業の場合には土地を利用収益するものは其の土地を所有しないのであるから、其の土地所有者に對して土地利用の報償として收穫の一部分若くは之を貨幣としたものを小作料として出さなければならぬのである。故に小作農業にては土地所有權を有するものと土地を利用収益するものとが併立して私法上の關係を有するものでなければならぬ。従つて古昔の如く土地は領主等に屬し領主等は土地を所有するに止らず其の土地に對し行政權を有する



と共に、土地を利用するものは領主に對し單に私法上の關係ではなく公法上の關係である場合は所謂小作農業は起らないのである。従つてこれから研究せんとする小作問題は起らないのである。

之と同時に、土地を所有するものが土地を利用収益するものであつたならば、假令、土地所有者が、其の家族と共に利用収益すること能はずして他人を雇ひて利用せしむる場合でも農業労働問題は起るにもせよ小作問題は起らないのである。世上で動もすると、小作人を農業労働者と同一視し従つて小作問題を農業労働問題の一になすものがあるが、これは大なる誤解といはなければならぬ。現に國際労働會議は第二回の問題として農業労働問題を選び其の中で我國の小作問題をも併せ検討せんとしたのであつたが、我政府は小作人を農業労働者とはせず従つて小作問題を農業労働問題として検討することを拒否したのであつた。我國の労働運動者の多數は政府の見解を攻撃したのであつた。

然し理論上政府の見解は正しいので、小作人は労働者ではない、他人の所有する土地を借り受けて利用収益するものである。收穫が多くして、小作料を控除し

小作問題  
と農業労働  
問題

て尙殘餘が多ければ、其の収入は比較的によくあるが、收穫が少くして小作料を支拂つて剩す所甚だ少かつた時は、其の収入は甚だ少く其の經濟生活は甚だ悲惨ならざるを得ない、換言すれば小作人は其の經營に對して責任を有し損益を負擔しなければならぬのである。従つて、小作人の損益は一にかゝつて收穫の多少、農産物の價格の高低と小作料の多少にあるのである。我國では小作料が甚だ高く其の上、農業が甚だ集約的である關係上、生産費は割合に多く、小作人の手に殘る収入は甚だ少く、其の生活状態は農業労働者と敢て選ぶ所はないから、其の位置生活に對し同情を寄せ農業労働者を保護すると同様之を保護すべしといふなら、予輩は之に對し敢て異議を挾まないが、上に陳ぶる如く其の位置は農業労働者とは全く異なるのであつて、或意味に於ては經營に關し損益を負擔しなければならぬ、尙寧ろ苦痛であるといはなければならぬ。要するに、小作人は労働者ではない、小作問題は農業労働問題ではない、其の間多くの共通點はあるにもせよ、別箇の問題として取扱はなければならぬ。

農業經營の上からいへば、土地所有者が自己並に其の家族の労働によりて土



地を利用収益するのが理想であるが、土地の所有と土地の利用収益とが分離した以上は、土地を利用収益せんとしても、土地を所有せざる限りは他人の所有にかゝる土地を借り受けて利用するより外に途がなく、従つて、其の報酬として小作料(地代)を出さなければならぬ。小作関係が存在する以上こゝに小作問題が起らざるを得ない。

『第十次農林省統計表』によると我國の耕地中自作地と小作地は左の如し

自作地		小作地	
田	一、五〇八、八三五・〇(四割七分)	一、七一六、七九三・三(五割三分)	町
畑	一、六七六、八四七・一(六割)	一、二二一、二八九・〇(四割)	

であり、小作地は田にては五割三分にも上り全體としても略半に近いのである。尤も、小作人は必しも小作のみで生活してゐるものではなく、自己の土地を耕作してゐる傍ら其の労働力の剩餘を以て他人の土地を借入れて小作してゐるものが甚だ多いのであるが、其れにしても小作関係は全面的に存する譯で、我國の社會問題としても甚だ重視しなければならぬのである。

## 小作農業の種類

## 永代小作制度

小作農業といつた所で、其の種類甚だ多く、従つて國により地方により其の社會的效果は同じくはない。

古昔行はれた小作制度は永代小作制度である。小作人は獨り其の一生を通じて毎年契約によりて定りたる小作料を支拂ひて其の土地を利用収益するに止らず之を世襲するのである。換言すれば、小作人から見れば永代小作権は一定の義務が附帯する土地収益権であり、土地所有者からいへば自ら労働することなくして毎年一定の収入を得ることであるといへる。この永代小作は封建制度が崩壊して土地私有の制が確立した時に行政権を有した貴族に代りて土地所有者が生じたのであるが、其の土地を利用する者は依然として其の位置に止るに拘らず、領主に對し賦役貢租の義務の代りに小作料を出すに至つたのが永代小作制である。封建制の遺物であるといへる。小作人からいへば、法律上では完全なる自由を享有すといへるが、事實上は其の行動は束縛せられてゐるのみならず、其の労働の結果の一部分は土地所有者に出さなければならぬ、土地所有者の権利が擴張するに従ひ、小作人の位置は益々劣悪とならざるを得な



い、故に諸國は漸次永代小作制を禁ずるに至つたのである。我國の民法にも小作の期限を附し其の最長期を五十年としたのは裏から永代小作制を認めないことを明にしたに外ならない、故に永代小作制について論ずることは止める。今日行はれてゐる小作制度は種々の觀點から之を區別することを得るが其の中で最も重要なのは年期小作と分益小作との別である。

## 年期小作

年期小作(Zeipacht)は契約に基いて小作人は地主に對し土地利用の報償として一定量の收穫又は一定額の貨幣を支拂ふものをいふのである。世上でいふ小作制度はこの年期小作を指すものである。

この小作制度の下に於ける小作人の位置は上に陳べた如く經營の損益を負擔するものであるから、旨く行けば利益が多くなるが、旨く行かなければ利益が少いか損失を招かなければならない、其れにしても、小作料の多少が損益に重大なる關係があるといはなければならぬ。小作料が低ければ、假令收穫が割合に少くあつても、尙相當の剩餘があるから、小作人も相當の收入を得ることが出来る理であるが、小作料が高い時は收穫が少ければ勿論收穫が相當に多くあつ

## 小作料の過重

ても、小作料を支拂へば、剩餘が幾何もないから、小作人は僅少なる收入により生活をしなければならぬ理である。小作料は我國にては地方により異同があるが、農商務省の調査にかゝる『小作慣行に關する資料』に由るに、全國平均の中等田畑一反歩の明治四十一年以降五年間の平均實收小作料は、田地は一毛作田にては米八斗九升八合、二毛作田にては一石一斗五升六合、畑にては米穀小作料は五斗七升一合、大豆小作料四斗五升三合、裸麥小作料八斗〇三合である。これを田畑の收穫實收量に比較して見ると、一毛作田にては五割三分五厘、二毛作田にては五割六分九厘に當るのである。畑地の小作料は作物の種類は雜多であるので之を比較することが困難であるから之を省いて置く。この計數に由ると、小作人は自ら肥料等を出し、自ら勞働して、耕耘をなすに拘らず、其の收穫の過半は之を小作料として地主に出さなければならぬ。收穫全部を其の手に收めても尙利廻の上から見れば、甚だ不利であるのに、其の收穫の過半を地主に納めなければならぬのであるから、小作人の收入は甚だ僅少で従つて其の經濟生活は甚だ憫むべきものである。其の收入は事實上其の勞働に對する報酬と



も稱すべきものである。其の労働に對しても普通の賃銀を以て計算したならば遙に多くの収入がなければならぬ筈であるから、いはゞ普通賃銀すらも受取ることを得ないといはなければならぬ。かゝる僅少なる報酬にすら満足して經營に當つてゐるのは自己なり其の家族なりは普通以下の賃銀でも働いてゐるからである。換言すれば、どうせ遊んでゐる以上、生活することが出来るならば、働かうと覺悟してゐるからである。其の生活はいはゞ生活してゐるのではなく生存するに過ぎないのである。小作料は一旦定めた以上は、容易に變更することは出来ないが、夫れでも不作等の場合には、地主は其の小作料を輕減することになつてゐるから、小作人からいへば利益であるといへるが、其の小作料輕減の程度は小作人が希望する如くにはならないことが多いから、小作人が地主に對し不平を抱き所謂小作爭議を惹起することは甚だ多いのである。小作料が比較的に過重であることも、小作人の収入が甚だ少いことも、歸する所は農業の利廻が甚だ宜しくないから生ずるものであるといへる。小作人は數々いふ如く労働者ではなく企業家であるが、其の収入従つて其の經濟生活は労働

小作料の  
輕減小作料の  
支拂方法

者に比較して決して勝れりとは稱することは出来ないのである。小作問題を研究するに當つては先づこの點に注意しなければならぬ。

小作料は古昔は勿論今日でも穀物等實收穫物の一部分を割いて支拂はるゝものが多いのであるが、場合によりては、穀物等の現物を以て支拂はれずして、一定額の貨幣で仕拂はれることがある。これはいふまでもなく、貨幣經濟が漸次農民階級の經濟生活にまで浸潤し來つた結果に外ならないが、小作人の生活からいへば實物を以て小作料を收めると、貨幣を以て之を納めると其の間多少の差異があるといはなければならぬ。實收穫物で小作料を收める場合に、其の收める收穫物の量は一定してゐるのであるから、若し穀物の價格が騰貴すれば、價格として多くの小作料を收めることになるし、穀物の價格が下落すれば、價格としては少い小作料を收めれば宜いことになる。所が穀物を以て小作料を收めずして貨幣にて小作料を收める場合には、小作料は貨幣價値で一定してゐるのであるから、其れ丈の小作料を調達して地主に出すに當りて、穀物の價格が騰貴すれば、少量の穀物を處分することによりて該小作料を調達することを得る



金納制度  
と小作人

が、穀物の価格が下落すれば比較的に多量の穀物を出さなければ小作料を調達することが出来ないことになる。故に、小作料金納制度が行はるゝやうになれば、穀物の価格の高低が小作人従つて、地主の經濟に重大なる關係を生ずることにならざるを得ない、穀物の価格が比較的高ければ、若し收穫が變動なしとすれば、小作料は少量の穀物を處分することによりて調達することを得るし、剩餘の收穫を處分して割合に多くの収入を擧げることが出来るから、小作人にとりて利益であるといはなければならぬ。又收穫が同じと見て、穀物の価格が低落すれば、同價額の小作料を調達するには比較的少量の穀物を處分しなければならぬと同時に、其の剩餘の穀物の數量が比較的に少くなつてゐる上に之を處分しても其の価格が低落してゐるから、収入は割合に少いことにならざるを得ない。換言すれば、小作料が金納である場合は小作人にとりて穀物の価格の高低が穀物で小作料を納める場合に比して影響大であるといはざるを得ない。小作料が金納であると、多くの場合地主が小作人よりは遙に經濟力が強いから、小作料は平年作の時に於て小作人が負擔し得る最高限に近きを原則とするか

小作契約  
と地方慣習

ら、實物で收める小作料の方が低きを常とするし、少しく不作にでもなり收穫が少ければ、小作人は小作料を出すに困難せざるを得ないのである。

小作關係は小作人と地主との契約に由りて定るのであるから、小作料も兩者の契約によりて定るものなることはいふまでもない。然し地主と小作人との契約によりて定るとはいひ條、小作料の如きは其の地方の慣習等によりて左右せらるゝことが多いのであるから、左まで之等の慣行から離れて契約を締結することは出来るものではない、小作料計りではない、小作の期限も亦同様である。其の期限も甚だ短き時は小作人側からいつても、其の期限が滿了すると引續き其の土地を利用することを得るや不確實であるから、其の經濟生活は安定することは得難い、假令、他から土地を借入ゝことを得るにもせよ、小作料は同一額なるを得るや、是覺束ない、故に其の期限が短き時は其の期限内に成るべく多くの收穫を擧げ、成るべく多くの収入を得んとするから、勢ひ濫耕に陥らなければならぬ、このことは地主からいつても、將又經濟社會全體からいつても、決して望ましいことではない、故に、小作期限の短きは小作人にとりても地主にとりて



も望ましいことでないから相當長き期限に定めらるゝを常とする。

小作契約の内容については問題とすべきことは多々あるが、兎に角小作人と地主との関係は其の契約によりて定まるものであるから、農業政策としては其の契約の内容に關し準則とすべきことを定めなければならぬ。其の契約の内容は暫く措き、年期小作制では、一定の小作料を出した以上は、小作人は經營については完全なる自由を有するものであるから、銳意熱心に耕耘に従事して成るべく其の収入を多くせんと努むるに相違ない、従つて土地利用の觀點からいへば同じ小作制の中では年期小作制が自作農業に最も近いものであつてこの小作制度の行はれる地方が土地の集約的利用の行はれてゐる所であるといふことを得る。故に小作農業を行ふ以上は其の小作制度は年期小作制度とするのが農業政策上最も佳なりといはなければならぬと信ずる、唯この制度にては其の小作契約の内容如何によりては小作人の負擔が甚だ重いから其の契約の内容につきて注意しなければならぬ。

分益小作

分益小作(Pacht auf Teilbau, Métairie bail à la colonage)は我國では「刈分小作」又は

分益小作  
の性質

「分け作」と稱するもので、我國では二三の地方に局部的に尙行はるゝに過ぎないが、佛蘭西等にては尙比較的廣く行はれてゐるといふことである。この小作制度は總収益を地主と小作人との間で一定の歩合を以て分配するものである。「分け作」の名ある所以である。其の分配の歩合は普通は總収益を二分して、地主、小作人各、其の一を得るのである。従つて、収益は年の豊凶によりて毎に異らざるを得ないから、小作人も地主も其の手に收めるものは毎に異らざるを得ないのである。其の小作契約も佛國では原則として三年を期限とするが、其の期限が必しも確定的ではなく一定の解約期限を設けて置いて何時にても解約することを得るが、若し其の解約の通告をなさざる間は繼續して同契約を履行するのである。然し、伊太利の法律には明規する如く其の小作人の生存する間は解約の意思を表示しなければ小作契約は繼續するのであるが、其の相續人は之を繼承することを許さないのである。この小作制度を學者によりては小作の一種とは見ないで労働契約の一種と見てゐるものがある。即ち地主が労働者を雇つて土地を利用せしむるのであつて、其の賃銀は貨幣等を以て支拂ふのでは



なく收穫の一部分を以て支拂ふものと見てゐるものがある。然し、單に勞働に對する報酬として收穫の一部分を受取るものに比して、この種の小作人の位置は寧ろ不利益であるから、之を勞働契約の一種と見るのは妥當ではあるまいと信ずる。こゝには小作制度の一種と見て其の得失を検討するに止める。

分益小作  
の得失

學者の中には工業等に於ける利益分配制度の理論を移してこの制度を稱賛しこの制度にして汎く行はるゝに至らば、年期小作制度に附隨する小作爭議の如きは其の跡を絶つに至るであらうと主張するものがある。然し事實はしかく簡單ではない。(一)成程、この制度の行はれてゐる地方では小作人が勤勉に耕耘に當る時は收穫も増加するから、従つて、小作人も地主も共に其の収入を増加することを得て彼我共に利益を受くことが出來て、其の點は利益分配制度に於て勞働者を刺戟して勤勉ならしむるに類似するが、利益分配制度にては勞働者は豫め普通の賃銀は受取り、其の上利益が多ければ利益の一部分を受取るのであるから、如何なる場合にも働くものとして相當の報酬を受けることを得るが、分益小作の場合では若し收穫が甚だ少き時は、小作人の手に残る所は極め

て少く従つて普通の經濟生活を営むことを得ない、故に小作人が甚だ勤勉であり天候等も甚だ順調であつて收穫の甚だ多い場合のみを見て分益小作は土地利用の方法として適當であると斷定することを得ない、(二)收穫は毎に地主と小作人との間で分配するのであるから、收穫が多ければ地主も小作人も共に多くの収入を得るが、收穫が少ければ地主も小作人も共に少しの収入を忍ばなければならぬ、従つて、小作爭議は起らないであらう、地主と小作人とは共同の利害の下に行動するものといへる。この點は利益分配制度と稍類するものであるといふのであるが、小作人が毎に勤勉耕耘に従事して其の點について地主も十分に之を認め之と同時に其の農業技術に於ても非難すべきものがないことを認め其の收穫の多少は獨り自然の力によりて定るものとせば、地主と小作人との間に爭議を生ずることはあるまいが、收穫の多少は必しも自然の力のみによりて定るものではない、耕耘に従事するものゝ勤惰、能否等に關係することが少くないのであるから、收穫が少く従つて地主の収入が少い時は地主は小作人に對して其の怠惰若くは技術の未熟等を責めるであらう、従つて兩者の間に爭議



が起らないとは限らないと信ずる、而のみならず、地主は收穫を益々多からしむる爲に小作人に對して集約的農業を行ふことを強要するであらう。小作人よりいへば收穫の増加することは甚だ希望する所に相違ないが一方地主の要求する如く生産費を増加することは到底堪へ得る所であるまい。地主の指導が幸に正しいものであるならば、之に従ふは小作人にとりても大體に於て利益であるに相違ないが、地主の指導が必しも常に正しいとは限らない、指導が正しくないに拘らず其の責任が獨り地主に止らずして小作人にまで及ぶことは素より小作人のよく堪へ得る所ではない、上に陳べた小作人は農業労働者に比し其の位置更に劣れりといふのは其のことである。農業労働者であれば、使用者の指圖によつて労働すれば宜しいのであつて、其の指圖等の當否等について責任を負ふものではないから其の境遇は尙可なりであるが、小作人にして地主の指導にのみよりて行動し其の指導が正しからざるも尙之に對して責任を分擔することは苦痛といはなければならぬ。小作人は常に耕耘に従事するものであるから、地主に比し農業經營に關しては多くの知識と經驗とを有するもので

あるに拘らず、其の經濟上の位置は地主と比較することは出来ないから地主の意見に従つて行動しなければならぬことは堪ゆる所でもないし、土地利用の觀點からいつて稱すべきことではあるまい。されば、この種の小作制度が比較的故障なく行はれてゐるのは集約的農業の行はれてゐる所ではなく、粗笨的農業をなすも妨げない所である伊太利等に於て葡萄の栽培等にこの種の小作制が行はれ、我國にても東北地方にて粗笨的農業をなさなければならぬ地方にこの小作制度が残存し、農業が集約的に進むに従ひ漸次この小作制度が廢せらるゝに至る事實に徴するもこの間の消息を窺ひ知ることを得るであらう。更に小作人が勤勉力行、收穫の増加に努むるも其の結果を擧げて自己の手に收めるのではなく何等勞働等をなさざる地主を利益することは恐らく小作人の喜ばざる所であらう。其の結果は或は收穫を増加する方法あることを知るも、之を試みんとせざるに至るであらう。由是觀之、この小作制度は必しも土地の利用を合理的ならしむるものとはいへない、(三)收穫を地主と小作人との間で分配するものであるから、農産物の價格の變動に伴ふ危険を小作人が獨り負擔するもので



はなく、地主も之を負擔することになるから、いはゞ小作人は價格の變動に伴ふ危険の一部分を避けることを得て小作人にとりて利益であるといふものがある。然し小作人はこの小作制度の下に於て農産物の價格の變動の危険の一部を回避することを得る代りに、農産物の價格の變動によりて生ずる利益も小作人自ら之を其の手に收めることを得ずして地主に之を分與しなければならぬ、故にこの點から見てこの制度は小作人にとりて利益ありとは斷定するとは出来ないと思ふ。

要之、一派の學者は小作制度としては分益小作が最も優秀なる制度の如く稱賛するものがあるけれども、農業が未だ粗笨的である間はこの制度が行はれてゐたものも農業が集約的となるに従ひこの制度が漸次廢棄せらるゝのは地主の勢力が大なる爲のみに歸することは出来ない、上に陳べた如き夥多の缺點が伏在してゐるからであらう。従つて小作制度が存続するものと假定し、年期小作制を改めて分益小作制となすことは農業政策上決して望ましいことでは無いと思ふ。

## 小作爭議

## 一七 小作爭議

小作爭議とは地主と小作人との間に於て小作事項に關聯して生ずる爭議をいふのである。こゝに攻究せんとする所は本邦に於て普通行はれてゐる年期小作制度の下に於ける小作契約に關聯して生じた小作爭議についてである。

近年我國にては小作爭議が頻發し工業に於ける勞働爭議と敢て譲る所はなく、初めは小作料減免を中心として爭議が起るのであるが、小作人が土地を返還して小作せざらんとするまでに爭議が進展することも少くはない。土地がかくして利用せられざるに至らんか、我國の如く甚だ集約的に利用せられても尙農産物の供給は其の需要に副ふこと能はざる現状に於て甚だ遺憾であるといはざるを得ず、この問題は社會問題としても十分に攻究しなければならぬ問題といはなければならぬ。

小作爭議は如何にして頻發するか。

小作人の位置が相當高く相當なる經濟生活を營み得るものなれば、いかでか地主に對して不平を抱き爭議を起すべき。然るに我國の小作人の位置は低く

小作爭議  
頻發の原



其の収入は少く其の経済生活は實に憫むべき程度である。  
 一、我國の農業の集約の程度は甚だ高いから資本労働を用いた割合には收穫を増加することは出来ない、従つて農業の利廻りは甚だ低いのである。佐藤農學博士著『日本の農業』には農林省農家經濟調査の結果を我が農業經營の標準的態様と看做して農事費と農業所得を計算せるが、之によると、昭和三年度に調査集計した農家は二百十戸であつて、其の内譯は左の通りである。

自作農	稲作を主とする組織		普通畑作を主とする組織		稲作及び畑作を相半とする組織		蔬菜を主とする組織	
	養蠶モノ	管マザ	養蠶モノ	管マザ	養蠶モノ	管マザ	養蠶モノ	管マザ
自作農	一	二〇	五	六	三二	四	三	八一
自小作農	一五	一九	一〇	五	二一	四	二	七六
小作農	一一	一六	二	四	一三	三	四	五三
計	三七	五五	一七	一五	六六	一一	九	二一〇

一戸當り世帯員數

男	四
女	四
計	八

世帯員農業労働

自作農	自小作農	小作農	平均	一人當り日	一人分平均日
三	三	三	三	七八四	一七四
四	四	三	三	六三四	一五六
七	六	七	六	七二〇	一七七
七	六	七	六	七〇八	一六九

調査農家一戸當り平均農業總收入金額は、自作農二千二百七十六圓、自小作農二千四十八圓、小作農千七百六十三圓、平均二千六十四圓である。右の農業收入を擧ぐるに要する經費は自作農千九百九十八圓、自小作農千七百七十三圓、小作農千二百二圓、平均千六百五十五圓で、外に臨時費として土地竝に土地改良、建物、農具、動物及び植物にして減價計算をなすもの、取得及び修繕費が夫々百九十一圓、二百六圓、百四十九圓、平均百八十六圓である。従つて一戸當り農業所得は自作農千〇七十八圓、自小作農八百七十五圓、小作農六百六十一圓、平均八百九十九圓であ



る。而して小作農は其の中から小作料三百五十圓(経費の約三割一分七厘)を負担しなければならぬから其の所得が大に少い譯である。更に土地資本に對する利子年四分、土地以外の農業用財産に對する利子年五分を見込んで、之を差引くと經營の自家勞働に對する報酬が得らるゝが、即ち自作農三百八十圓、自作農五百六十一圓、小作農五百四十七圓、平均四百八十八圓である。この計數にして農業家の經濟を相當の程度に於て反映するものとせば、小作農業家の所得の如きは實に憫むべきものといはねばならない。而かも、其の経費の中では小作料が最も重き負擔をなすものであることは明白である。而かも小作料は前篇既に略述する如く土地の有限性従つて獨占性よりして、土地を利用せんとするものは最高負擔限度近くまで要求せらるゝから勢ひ甚しい負擔とならざるを得ず、小作料は將來増加こそすれ減少する望がないのであるから、小作人の所得こそ實に憫むべきものといはなければならぬ。農業の利廻の甚だ貧弱であることがこれ等の問題の根本をなすものといはざるを得ない。

二、農業者の生活状態は古昔にありては甚だ素朴であつた。農業家は之を

消費生活  
状態の變  
化

以て宿命と觀念もし、又當時は外界と接觸する機會も殆んどなかつたのであるから、さまで苦痛ともしなかつたのであつたが、近年に至り農業家の社會觀念も外界の刺戟によりて變つて來たのであり、従つて消費生活状態も亦古昔とは大に異つて來たのである。勿論、農村の消費状態は之を都會の消費状態と比較すれば大に徑庭があるけれども、之を稍昔の農村の状态と比較すれば雲泥の差ありといはざるを得ない。理論上からいつても農業家の生活のみを抑えて簡單素朴の生活状態に甘んぜしむることは出來るものではないが、其の消費生活の變化は其の經濟生活を却つて困難ならしめたことは争ふ可らざる所である。特に古昔は他の地方との交通は殆んどなく農村は其の自ら生産するものを以て消費を満足してゐたし、更に農業家は又其の自ら生産するものを以て消費をけるに從ひ他の生産するものを以て消費を満足する範圍が漸く多く、換言せば、交換經濟状態が自給自足經濟状態に漸次代らんとする勢になつたのである。従つて自家で生産するものは成るべく他に賣り、自家で消費するものは貨幣を



以て他から購ひ求めんとするに到つた。其の勢は勿論都會に於ける市民の生活と比較することは出来難いが、農村に於ても同様の趨勢にありといはざるを得ない。然るに、其の生産する所のものを賣つて之を貨幣に代えんとした所で、上に掲げた計數が明に示すが如く其の所得は實に甚だ僅少であるのに、一方其の支出は次第に増加する勢にあるから、農業家の生活は益々困難とならざるを得ないのである。世上農村の窮乏を説くものが多いが、其の消費生活に注意するものが甚だ少いのは實に怪しまざるを得ない。近頃農村更生の運動が起るに及びて結婚費用を節約するが爲に種々の申合せ等をなすに至つたことは消費生活状態に注意するに至つた證左であつて實に一步を進めたものといはざるを得ない。農業家特に小作農等の經濟生活が困難となるに従ひ其の經費の中最も負擔の大なる小作料に想ひ到らんか、之が輕減を最も多く希望するに至ることも想像し得べく小作料竝に小作制度を中心として地主と小作人との間に爭議の生ずることも亦想像し得る所である。歐洲諸國では小作料は今日は概ね金納であるから、假令凶作であつても一方農産物の價格が騰貴するから多

くの場合、耕耘者の収入は收穫の減少した割合には減少しない。否、地方によつては却つて増加することさへあるから地主も凶作だからとて小作料を輕減もしないし、小作人も熱心に之を輕減せしめようとしめない。然るに我國では小作料は穀物等を以て收めるものが多いから凶作等の場合に同量の小作料を收めることは小作人にとつては甚しい苦痛であるといはざるを得ない。所で、我國では古來地主は凶作の場合は進んで小作料を輕減するを常とする。この點に於ては我國の小作制度は尙分益小作制度の俤を止めるものといふべく、凶作の時地主も小作人と共に其の責任を分ちつゝあるのである。この慣行は甚だ美風であるには相違ないが、一面には小作爭議を惹起する原因をなすものといへる。何となれば地主が小作料を輕減する程度が小作人の希望する所と一致すれば勿論問題はないが、實際に於て地主の小作料を輕減せんとする程度は小作人の豫期する所に及ばないからこれが却つて爭議の原因となることが稀でないのである。

三、近年農村にも社會主義的思想が浸潤し小作人等の思想を變化せしこと



も小作争議を惹起する一原因をなすことも明白である。社会主義者は労働價值説に基いて労働する者は労働の結果を取得しなければならぬ。小作人は事實土地を利用するものであつて、其の土地より出づる收穫は實に其の労働の結果であるから擧げて其の手に收めなければならぬ。然るに地主は自ら労働することなく唯土地を所有するが爲に小作人の労働の結晶である收穫の一部、而かも比較的に多い部分を搾取して其の所得とし比較的餘裕ある生活をなしつゝあるが、これは現代の社会機構に缺陷があるが爲である。故に地主階級の如きは之を撲滅せしめなければならぬ、土地は之を社会の有となし自由に利用せしめなければならぬ、之を利用するものは其の收穫を擧げて之を取得しなければならぬといふのである。其の説の根柢をなす労働價值説は理論上承認することを得ないが、其の論理は極めて簡單であるから、一たびこの種の論を聞くものは之が爲に動かさるゝものあるは想像することが出来る。小作人が其の生活の困難に苦みつゝある時この説に動かされて小作争議に奔らんとするものあるはこれ又想像すること難くはないのである。

小作争議が近年頻發するに至つた主なる原因は以上陳べた所のものゝ如くである。然らば如何にして争議が起るかといへば一概にいへないが、

(一) 我國の小作料は上にも陳べたる如く實物で收めるものであり、而かも割合に高いのである。これは我國の農業が水田農業が主なるものであり、而かも其の地積は自ら限定せられて、容易に之を擴張することを得ず、然るに人口の増加に伴ひ農産物の需要は益々増加するから土地の需要は益々増加せざるを得ず、故に小作料は漸次増加する勢にありといはざるを得ず、このことは獨り我國に限ることではないが、我國に於ては其の勢が比較的に盛んであるといはざるを得ず、勿論、小作料の如きは比較的長期に亘りて定まれるもので、俄に變改せらるゝものではないが、長い年月に亘つて之を觀察すると、漸次騰貴するものといへる。所で、我國では上に陳べた如く小作料は時に輕減又は免除せらるゝ慣行はあるが、合理的決定の基準となるものは存せず、多くは地主の温情に依頼し來つたのである。輕免の慣行としても風水、旱害又は虫害等の爲に收穫が大に減じた時は原因が原因だけに争はないが、其の他に至つては確乎たる基準はない



やうである。地方によりては小作人一家の出来事の爲に生活上困難を生ずる(例へば火災其の他の災厄等)とか、土地改良工事を施したる爲に、経費の膨脹を来たしたる場合の如き小作料を特に軽減することはあるが、廣く慣行となるに至つてゐない。既に合理的軽減の基準がないから、動もすれば地主と小作人の間に意思の疏通を缺き争議の原因となることが少くない。換言すれば、小作人は小作料の軽減を要求する十分なる理由があるといひ、地主側では其の要求は慣行にもなく將又理論からいつても其の根據がないと主張する、其の結果遂に争議となる譯である。

(二) 小作料を軽減すべき原因について兩者間に疑義はないが、其の軽減の程度につき地主と小作人との間に意見の疏通を缺き爲に争議となることも少くない。軽減の程度は地方により慣行上必しも一致しないが、例へば新潟縣では、平年作より減收一割五分の時には小作料七分五厘を減じ、減收二割五分以上なれば一割六分五厘を減じ、減收三割五分以上なれば二割五分を減じ、減收四割五分以上なれば四割を減じ、減收五割なれば四割八分を減じ、減收五割五分なれば

小作料  
軽減の  
程度

ば六割を減じ、減收六割なれば七割を減じ、減收七割以上なれば全免することになつてゐる。この慣行は他の地方に比較すると大地主の多い地方丈に小作人にとつては比較的寛大であるやうであるが、兎に角かゝる割合にて小作料は軽減せられつゝあるやうである。然し、其の收穫減少の程度を確定するについても最近では地主、小作人雙方より同数の代表者を出し、或は第三者を加えて委員會を組織し之を決定するものが多くなつたが、稍以前には小作人は検見を経ずして刈取りたる後云々の減收ありと主張し、又反對に地主側にて検見を行ひ云々の減收なりと断定することあり之が爲に地主、小作人の間に争を生ずることが少くないのである。

(三) 以上陳ぶる所は減收のありたる場合に古來減收の場合には小作料を軽減する慣行があるものだから、却つて争議を生ずるものであることを略述したのであるが、時としては小作人は從來の慣行に基く小作料を出す時は其の収入が甚だ僅少となり到底生活すること能はざることを理由として小作料の軽減を請求し、其の請求が容れられざる時は遂に争議を惹起すことも稀ではない。

減收以外  
の軽減  
を要  
求す



小作争議にして結んで解けざる時には、地主は小作期限の満了せざるに先ち小作地を引上げ再び土地を耕耘せしめざるに至ることあり、反對に小作人側よりして土地を返還して土地を耕耘せざるに至ることあり、事態甚だ穩ならざるに到るのである。

小作争議  
對策

小作争議を未然に防止する方策としては土地を全部國有とし之を耕すものは政府に對して法律に定めたる小作料を出すか、若くは全く小作料を出さずして収益を其の手に收めしむるか又は土地所有者が自ら耕作に従事するか若くは労働者を傭ひて耕作に従事せしめて經營については全責任を帯びしむるか、換言せば小作關係を消滅せしむるによりて小作問題、従つて小作争議を根絶せしむるのであるが、何れも極端論であつて實行することは出来るものではない、前にも陳べし如く、土地全部を一片の法律を以て國有とすることは土地所有者の財産を沒收することであり、かゝることは斷じて行ふ可きことはないし、土地を相當の價格を以て買上げ以て之を國有となすことは國家の負擔甚しく到底實行することは出来ないと思ふ。故に實行し得べき方策は蓋し次の諸項で

はあるまいか。

自作農の  
奨励

(一) 成るべく自作農業者の數を多くすることを奨励し、以て小作地を少くし小作人の數を少からしむること。小作人の數にして少く、小作關係が少くなれば、自然小作争議の生ずる機會が減少するに相違ない。

小作法の  
制定

(二) 小作法を制定し、小作人と地主との法律的關係を明白ならしめ、以て小作争議の生ずる機會を減少せしむること。上來陳ぶる如く我國にては小作契約は多くは口約にてなされ、文書にて之を締結することは甚だ稀であつた。其の契約といふも甚だ簡單で委曲を盡すものでもない、従つて問題が起つた時には曲直を判定する途はない、其の地方の慣行といつた所で、甚だ明瞭でなく疑義を生ずること少くはない。古昔は小作人は假令其の位置が甚だ低くあつても、敢て之に對して不満を抱くこともなかつたのであるが、今日では然らず、故にこれ等の關係を明瞭ならしむることが必要であると信ずる。

(三) 小作人の經濟生活は上に陳べた所に由るも、甚だ同情に價するものであるから、小作人をして經濟生活を安定せしむるが爲に低利資金を貸與する等農

農家經濟  
の安定と  
改善



業生産費を少からしむる途を講ずると同時に農産物の販賣組織を改善し以て農業家の収入を多からしむることを努めたならば自ら小作爭議の起るべき原因を少からしむることを得ること。このことは獨り小作人のみに關することではないから、後に聊かこれ等の問題について論説しよう。

## 小作爭議の調停

(四) 小作爭議の生じた場合には調停委員をして公平公正なる小作料を測定せしめ之を基準として小作料を決定せしむること。

我國では大正十三年に小作調停法が發布せられて小作爭議が生じた場合に、裁判所をして當事者の申立により調停をなさしむる途を開いたのである。之に由ると、小作爭議が起つた時に當事者は爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立をなすことを得、又當事者は合意の上爭議の目的たる土地を管轄する區裁判所に調停の申立をなすことを得る(第一條)、調停の申立は該土地所在地の市町村長又は郡長を経て之をなすことを得(第三條)、市町村長又は郡長は遲滯なく申立に關する書類を裁判所に送附し之と同時に市町村長は其の旨を郡長に、郡長は其の旨を市町村長に通知しなければならない(第四

## 調停委員

條)若し市町村長等を経ずして直接に裁判所に申立をなした時には裁判所は遲滯なく之を爭議の目的たる土地所在地の市町村長に通知しなければならない(第五條)、調停の申立は書面でも口頭でも宜しいが口頭を以て申立をなした場合には市長、村長又は郡長又は裁判所書記が其の調書を作らなければならない(第七條)、裁判所が調停の申立を受理した時は、調停委員會を開かなければならない、但し事情によりては調停委員會を開かずして裁判所が直ちに調停をなすか又は適當なる者ありと認めれば之をして勸解をなさしむることが出来る。裁判所の調停手續は之を公開しないが、裁判所書記は其の調書を作らなければならない(第二十四條)。調停委員會は調停主任一人及び調停委員二人以上を以て之を組織するのである。調停主任は判事の中から毎年豫め地方裁判所長が指定する、調停委員は調停に適當なる者につき地方裁判所長が選任したる者の中から各事件につき調停主任が指定するのである。但し當事者が合意を以て選定したる者ある時又は地方裁判所長の選任したる者につき當事者雙方が各別に選定したる者あれば其の中から先づ之を指定するのである。調停委員會の決



議は調停委員の過半数の意見に依る、可否同数なるときは調停主任の決する所による、調停委員会は當事者、總代又は利害關係人の陳述を聴き且つ必要あれば證據調をなす。

期日に於て調停が成らなければ、調停委員会は適當と認むる調停條項を定め其の調書の正本を當事者、總代あれば總代に送附す、當事者又は總代は其の送附を受けたる後一月以内に異議を述べなければ之に同意したるものと見做すのである。若し異議を述べた時は其の旨を調停委員会は相手方に通知をするを要す。

裁判所は調停が著しく公平ならずと認むる場合でなければ調停を認可するのである。調停の認可決定に對しては不服を申立つることを得ない。

以上は我國の調停法の概略である。これによりて小作争議は大半は調停せられつゝあるのである。其の手續等については別に論議することもないが、其の調停が公平であつて當事者雙方を心服せしむることを得るや否やは一にかかつて調停委員會を組織する調停委員の人格識見と誠意にあるのである。法

争議の調  
停と争議  
の豫防

は死物である。之を活すと否とは實に之を動かす人其のものでなければならぬ。争議の調停よりは先づ争議を生ぜしめないことが肝要でなければならぬ、争議を生ぜしめないものは地主、小作人共よく相手方の意思を尊重し徒らに感情のみに奔りて事を處断しないで、冷靜に實際に即して事を判定しなければならぬ、當事者にしてこの誠意あらば恐くは争議の大半は解消しなければならぬ。農業家は多くは醇朴の士である、このことが出来ない理はないと信ずる。



## 第二章 收益増加政策

## 一八 收益増加政策

農業家の経済生活を善くするに生産を振興し其の收益を増加するを第一義としなければならぬ。成程今日は其の生産する農産物を自ら消費するのでなく之を賣つて貨幣に代え之によつて経済生活を営むるのであるから、假令收益其のものは増加せざるも、否、多少減少するにもせよ、農産物の価格が比較的に高ければ貨幣収入が多いから農業家の経済生活は餘裕を生ずるに相違ないが、こゝに注意しなければならぬのは農業家の收益其のものは増加せず、否、多少減少するにもせよ、他の農業家の收益が同じく増加せず、否、多少減少すれば、市場に於ける農産物の供給は増加しないか、又は或程度までの減少を見るのであるから、農産物の価格が騰貴するであらうが、自家の收益が減少しても、他の農業家の收益が増加し従つて市場に於ける農産物の供給が増加すれば需要にして變動なしと假定すれば農産物の価格は下落しなければならぬ、従つて該農業

收益増加  
政策

家の貨幣収入は減少しなければならぬ、従つて農業家にして農産物の価格を騰貴せしむる爲に收益を少くすることを欲すれば、他の農業家と協商して其の方策に出でなければならぬ、このことは農業家の如く四方に散在し、且つ生産条件等が同じからざる状態の下に比較的に個別的に生産しつゝあるものには期待す可らざることである。若し幸に農産物の価格が騰貴の勢ありとせば、農業家一家の経済からいへば益々收益を増加することに努むることが私経済上利益であるといはなければならぬ。よし、又農産物の価格が多少下落の勢を示すとせるも益々收益の増加に努むる時は或は貨幣収入の減少を免るゝことを得場合によりては却つて増加するかも知れない。即ち農業家の経済生活を善くするには如何なる場合に於ても收益を増加することを計らなければならぬ。故に、こゝには收益を増加する方策若干を検討しよう。

## 一九 耕地整理

農業経営上收益を増加する方策として第一に耕地整理を擧げることを得る。耕地整理とは土地の分合交換により耕地を規則正しき形となし以て耕地の面

耕地整理



積を増加することである。元來、農耕地は經營上の便否を考慮して規則正しく分配せられたものに非ざるのみならず、土地の譲渡や相續の爲に地形は益々不規則となつて、經營上不利不便が少くない。其の不利不便なる點を列挙すれば

- (一) 畦畔等に比較的多くの土地を要し其の結果農耕地の面積を狹隘ならしめてゐる。
- (二) 農耕地が不規則である爲に、機械を用ひて耕作したり牛馬耕等をなす上に不便が少くない。
- (三) 同じ地主に屬する土地が諸方に散在するが爲に之を利用するに不便が少くない。
- (四) 農耕地の地形が不規則である爲に灌漑等の便を得せしむる上に不便である。

故に地主をして土地を分合交換せしめて、規則正しい形とすれば、これ等の不利不便を除き經營上利益多いことであらう。不毛の土地を開墾するのでもなく耕作法を改良をするのでもなく已耕の土地を整理することによつて其の面

積を増加し其の収益を増加するものである。

『第十次農林省統計表』によれば、明治三十三年耕地整理法施行以來昭和六年末迄に設立施行を認可せるものは地區數二萬八千六百二十五件、其の面積百〇七萬三千三百十五町である。之が整理費は六億千七百八十一萬〇九百七十四圓である。

田	總數		比較
	整理前	整理後	
畑	一、〇七三、三一五町	一、一三〇、九五〇町	五七、六三五(五分四厘)増
山林原野雜種地	六六〇、六九八	八三〇、八九三	一三〇、一九五(二割六厘)増
池沼湖	一七八、〇五八	一五六、一六三	二一、八九五(一割二分)減
宅地基地畦畔等	一一四、二〇〇	三二、五三二	八二、六六八(七割二分)減
道路溝渠堤塘溜池等	一五、九五四	五、五三九	一〇、四一五(六割五分)減
	四二、九二九	一八、一二六	二四、八〇三(五割八分)減
	六一、四七六	八七、六九七	二六、二二一(四割三分)増

この計數に由るも耕地整理によつて、利用價値の少い土地を減じて利用價値の大なるものを増加し、結局全體に於て耕地の面積を増加することの決して尠少でないことを知ることが出来るであらう。



耕地整理  
の強制施行

耕地整理は當然これ等の利便が伴ふのであるから、地主は喜んで之に参加する理であるが、土地の價格や地味等のことや、更に祖先から相續し來つたといふが如き感情の爲に動ともすれば直ちに土地の分合交換をなすことを肯んぜざるものがある、従つて、地主丈の相談に放任して置いては、折角の耕地整理は容易に捗らない、故に、或程度までは政府は強制力を用ひなければならぬ。我國の耕地整理法にも、第五十條に「整理すべき土地の所有者の二分の一、土地總面積及び總地價の各三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て設計書及び規約を作り地方長官の認可を受くべし」とあるは全所有者の同意がなくとも、整理組合を作り得ることを明にしたものである、又同法第六條に本法中別に規定ある場合の外は土地の所有者、占有者、關係人等は耕地整理の施行について異議を述べることが得ないとあるも趣旨は同じである、強制力を用ひなければこの事業を遂行し得ないのである。耕地を整理するには先づ従前の土地を正確に丈量し、其の土地の地目、面積及び等位等を標準として換地を交付するのである（第三十條）。若し換地をなすこと能はざる部分があれば、金錢を以て之を賠償するので

耕地整理  
の奨励

ある。

耕地整理は獨り關係者の利益となる許りでなく、經濟社會全體から見ても利益であるから國家が之を保護奨励すること決して薄くはない。(1)耕地整理施行の爲め土地又は建物に付登記又は登録を爲す時は登録税を免除し(第十條)、(2)耕地整理により國有に屬する道路、堤塘、溝渠、溜等の全部又は一部が廢止せられ不用に歸したる土地は無償にて所有者に交付し(第十一條)、(3)耕地整理により増加したる土地の反別については別に地租を増課しない。これ等はいはゞ消極的奨励策とも稱すべきものであるが、積極的には府縣及び國家が工事費、設備費に對し補助金を交附し、更に日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行をして耕地整理組合又は其の聯合會又は連帶責任を以て申込みたる共同施業者に對し耕地事業資金を無抵當を以て貸出さしめ、或は大藏省預金部より日本勸業銀行を通じて低利年賦償還資金を貸出さしめてゐる。政府の該事業の爲に力を用ふること甚だ敦しといはなければならぬ。

耕地整理は耕地の面積を擴大し利用價値の少い土地を利用價値の大なる土



地になすものであつて、関係者には勿論經濟社會にとりても利益であることは疑を容れないが、耕地整理をなすには相當の費用を要するもので、那須博士の著書によれば低きは反當り十數圓の例もあるが高きは百二十圓にも達する、平均して反當り五十三圓に當るとのことである。耕地整理事業もさう易々と進捗しないで設立施行を認可せるものが百七萬町餘の中で工事が完了したものが五十四萬九千町餘、換地處分認可済のもの四十七萬四千町餘、事業が終了のもの二十六萬三千町餘である。之によつても其の事業が想像するが如く容易でないことが知れる。簡単に耕地を整理すれば收穫を増加すとの理論のみによりて耕地整理を斷行することは得策ではない、況んや國家としては消極的獎勵策を行ふのは差支ないが、積極的獎勵策を用ふる必要があるかは疑問ならざるを得ない。現に後にも論ずる如く農村は何れも巨額の負債に苦しみつゝある。其の負債の中不生産的のもの、排斥すべきことは論ずるまでもないが、其の負債は生産的のものであつて何年かの後には收穫の増加により之を償還し得べきものとするも、差し當り其の負債の爲に經濟上の脅威を感じなければならぬ

耕地整理  
獎勵上の  
注意

いとすれば、其の負債は性質として生産的であるにもせよ、其の負債を起すに當り三たび其の必要について考慮しなければならぬ。世上でよく生産的不生産的の辭を用ひ生産的のものならば、假令多少の無理のことをしても差支なきもの、如く論斷するものがあるけれども、これは注意しなければならぬこと、信ずる。生産的不生産的の文字は始めは英國學派の學者が用ひたものであるが、理論よりいへば生産的不生産的の辭は私經濟上から區別すべきことで、假令其の事業が性質上生産的であるにもせよ、私經濟上收支相償はず従つて之が爲になしたる負債は容易に元利耳を揃えて償還すること能はざるものならんには私經濟上は不生産的であるといはなければならぬ、従つて斯くの如き負債は成るべく避けなければならぬ、然るを、其の性質上生産的なるの故を以て之を起して顧みなければ其の者の經濟生活は却つて困難とならざるを得ざるに至るであらう。これ獨り農業家許りの問題ではなく、如何なる者でも經濟社會に於て活動するものに當てはまる理論である。特に農業の如きは前に數々陳ぶる如く利廻の少きものであり、今多少收益が増加したからといつて利廻が俄に

事業計畫  
の確實性



多くなり之が爲になしたる負債を容易に償還し難いものである以上は常に大に戒めなければならぬ。耕地整理の結果収益を増加することを得るは絶対に疑のない所であるけれども、整理に多大の費用を要し之が爲に莫大なる負債を起さなければならぬ場合は、其の負債は假令勸業銀行等の有力なる金融機關より之をなすことを得、且つ其の利子歩合が比較的低利であるにもせよ、之より生ずる収益の増加が確實であつて若干年の後には之を償還することを得、又其れまで彼等の經濟生活を脅かす著しい危険の有りやなしやを十分に考慮してこそ初めてこの事業を起すべきものと信ずる。國家の奨励策に甘えて私經濟上十分なる成算のなきに拘らず、之を起すべきものではない。このことは當事者も之を指導する者も大に慎まなければならぬことである。

## 二〇 水利組合

農業を営むには潤澤なる水を必要とするは勿論であつて、其の供給の多少が直ちに收穫に關係あるは、早魃の際隣接町村の間で水騒動が起ることに徴するも明白である。故に思慮ある農業家は灌漑の設備をなすことを怠らないので

水利組合

水利組合  
の必要

あるが、灌漑の設備は多くは巨額の費用を要するのみならず、其の設備は比較的廣き土地に亘りて之をなさなければならぬものであるから、到底一個人の力では之をなすことは出来ないのである。而のみならず、假りに一個人の力で之をなすことが出来ても、其の利便を自家の耕地のみで利用して他をして之に與らしめないとなると、其れは不都合であるし、さればとて其の設備に接してゐる土地のものをして自由に利用せしむる時は、其の改良工事をなしたるものゝ負擔は重くなるからこれ又宜しくない。故に性質上關係土地のものが共同して之をなさなければならぬものである。關係土地が同じ町村に屬してゐるものであれば、町村の事業として之を行ふが最も簡單であるが、地理の關係等よりして必しも同じ町村の土地のものには限らない、即ち數町村に亘りて利害を有するものがあるを常とする。而のみならず同じ町村に屬する土地の中でも地理上其の設備について利便を受くることが出来ないものがあるから、町村の事業として其の費用を同じ町村に屬するもの全部をして分擔せしむるのは穩當ではない。即ち其の設備について利害を同する土地のものが特に水利組合



を設けて其の事業となすが最も適當とせざるを得ないのである。所で、其の改良工事は巨額の費用を要するのであるから其の組合の者のみが負擔することになれば、其の負擔が甚だ重からざるを得ない、而のみならず、其の工事が其の地方の廣き範圍に亘り、且つ現在並に未來に亘つて利益を生ずるものとせば國家なり地方自治體が其の費用の一部分を負擔して組合の負擔を軽くするのが穩當である。否、時として水利組合の事業としないで國家自身の事業となすことが適當と思はるゝことがある。然し、原則としては其の地方のみが灌漑の便が宜くなつた爲に特に利益を受けるのであるから、性質上其の地方の者が之を行ひ其の利便を享くべきであつて國家等が其の傍らから力の足らざる所を援けてやるに止むべきものである。

水利組合は其の地方の農業家に少からぬ利益を與ふるに相違ないが、其の利益を受ける程度は必しも同一でないのであるから、時としては其の關係土地の地主にして水利組合に加入することを肯んぜざるものがあるかも知れないのである、故に強制的に加入せしめなければならぬのである。

水利組合  
への強制  
加入

水利組合  
の事業は  
永続的な  
り

耕地整理組合は改良工事が竣工したならば解散するものであるが、水利組合は改良工事が竣工したからといつて直ちに解散するものではない。其の工事を維持するは勿論事情に即して其の目的を達成するが爲に種々なる施設をなさなければならぬ、耕地整理の方は負擔は一時的であるのみならず、其の効果は歴然たるものがあるが、水利組合の方は其の負擔が永く續くから數々不平の本となるのである。

この組合が成立しても改良工事には費用を要することが多いから其の全部を農業家の負擔とすることは出来ない。故に其の大部分は農工銀行等から融通して之を徐ろに返還するの途を立つると同時に、一部分は國家又は地方自治體が之を補助するより外に途はない。

## 二一 開墾助成

收穫を増加するには新に不毛未開の土地を開拓するか、既墾の土地を集約的に利用して以て其の收穫を増加するより外に途はない。既墾の土地を集約的に利用するには前篇にも説明した如く生産費の増加が伴ふものであるから、農

開墾助成

資金の融  
通と補助



業家としては之を計算の中に入れて生産費の増加に比し收穫増加の割合が多く、従つて收支が償ふて餘ある場合に非ざれば之をなすことを許さないのは當然である。然らば、收穫の増加は未開の土地の開墾に俟たなければならぬ。我國では前にも陳べし如く、平坦の土地は割合に少く、而かも我國の農業は米作に甚だ重きを置くのみならず水田作を主とするのであるから、水田作は専門家の説に従へば傾斜面十五度以内の土地でなければ之を開くことが出来ないから決して容易ではない。之が開墾に従事しても初めは容易に多くの收穫を擧ぐることは出来難いから之に投下した資本の利子を償還するさへ困難なことが稀ではない、故に開墾を奨励するものが少くないに拘らず開墾の實が擧らないのは蓋し已むを得ないのである。政府が開墾を奨励するなら、一步進んで之が助成をなさなければならぬ、大正八年四月公布せられ同六月より實施せられた開墾助成法はこの趣旨に出でたものである。即ち開墾の初めに當り十分の收穫を擧ぐることを得ざる時は、之に投下したる資本の利子を補給するといふのである、國家にして利子を補給することになれば農業金融機關は開墾をな

開墾助成  
法

さんとするものに必要なる資本を融通するであらうから農業家も進んで不毛の地を開墾するに至るであらうといふのである。助成金を國庫より受ける者は施行面積五丁歩以上の土地に對して

- 一、開墾、湖海の埋立若くは干拓、地目變換に依る開田
- 二、前號に掲ぐる事業に伴ふ灌漑、排水に關する施設又は道路、堤塘の新設又は變更

をなすものであつて、其の個人たると團體、會社、組合たるとを問はない。又事業を行ふ形式は普通の開墾であつても耕地整理であつても差支ないのである、但しこの助成金は北海道を除く内地府縣にのみ適用せらるゝものである。

助成金は工事開始の年より工事終了後四年に至る期間中之を交附し其の年額は該事業年度の決算期迄に支出したる費用の累計の百分の六である、但し事業資金中には素地の買入金は含まない。政府が開墾に對して力を致すこと至れりといはなければならぬ。



## 第三章 農家増収政策

## 二二 農家収入増加

農家収入の増加  
農家の経済生活を幸福ならむるには其の利用することを得る土地の收穫を出來得る丈増加することも一方策であるには相違ないが、我國の如く農業の集約の程度の甚だ高い國では之に多くを期待することは出來まいから寧ろ之を外にして農家の収入其のものを増加する途を攻究することが肝要であり、寧ろ其の目的を達するに庶幾からうと思はるゝのである。其れには農産物の價格について攻究しなければならぬが之には關聯する問題が頗る多いから之に關聯する問題を一括として農産物の價格並に同政策として次の一篇を充てることとし本篇に於ては其の以外の問題について聊か検討することとする。但しこれ等の問題も畢竟農産物の價格に至大の關係があり之を分離して考ふることは出來難いものであるが、特に之を切離して攻究することにす。即ち

## 第一 農産物の販賣組織

## 第二 農家の副業問題

## 第三 農村の工業化問題

## 第四 産業組合

## 第五 農業保険

これである。

## 二三 農産物の販賣組織

農業政策を論ずるものは多くは農業の技術的方面に重きを置き、農産物の收穫を多からしむることを目標として攻究を積み又農村等に於て之を宣傳指導し來つたのであるが、いはゞ之は盾の半面を觀たもので、他の半面を看過したものといはざるを得ず。予輩は私かに之を以て遺憾としたのである。こゝに攻究せんとする販賣組織のことも從來動もすれば閑却視せられた盾の半面に屬するのであるが、農家の經濟からいへば決して閑却視す可らざる問題である。古昔は農家は其の生産する農産物は主として自家の消費に充てゝゐたものである、地主は小作人より出す小作料としての農産物は相當の額に上り、勿論



其の家族内では之を消費する譯には行かないから之を賣らなければならぬ、自作農でも稍大なるものは其の收穫の一部分は之を市場に出して販賣しつゝあつたのである。然し、農村の經濟は根本に於て自給自足經濟、即ち生産するものは自ら消費し消費するものは自ら生産することを基調としたものであるから、其の消費して餘あるものを賣つて金銭に代えつゝあつたから若し餘りがなかつたならば勿論販賣することもしなかつたし、販賣しなかつた所でさしたる其の經濟生活への障害を生ずることはなかつたものであつた。従つて其の時代に於ても農産物を販賣することがあつた以上は、販賣組織の問題は存在してゐたのであるが、今日に比して重要視せられなかつたのであつた。然るに、前篇に於て既に論じた如く、貨幣經濟は獨り都市の經濟生活に止らず農村の經濟生活にまで浸潤し農業家も其の生産する穀物其の他の農産物は主として之を賣捌き金銭に代え其の金銭を以て所要の消費物を購めて生活をなしつゝあるものが年と共に増加したのである。現に生活の必需品である穀物でも自ら生産するものは悉く販賣して金銭に代え、自家の常食とする米穀は之を他より購め

貨幣經濟  
の農村生  
活への浸  
潤

農産物の  
販賣時期  
の調節

つゝあるものが少くない、其の生産する米穀は上格で従つて高價のものであり、其の購求するものは米穀であつたにした所で、外國米若くは極めて下格のものであり、米穀を食用とすること能はざるもの麥、粟等の穀物を食用としつゝあるのである。故に、今日では其の生産する米穀等を巧に販賣することは農業經營の相當重要な問題でなければならぬ、販賣組織等についても攻究しなければならぬ。我國では米穀の刈入時は略同じであるから、刈入るゝや直ちに賣却するとすれば、市場には供給が殺到して穀物の價格は俄に下落しなければならぬ。これは勿論生産者にとりて不利であるから、穀物は其の穀物の價格が比較的高位にある時を見計ひ之を賣捌く工夫をしなければならぬ。其れには出来る丈其の販賣を急がないことが肝要である。但し米穀も時としては刈取られざる間に賣買せらるゝことがあるが、(青田賣買)多くは刈取られた後に賣買せらるゝものであるから、この問題が起るのである。農業家又は地主等の手許に米穀を所有するものが適當の時期を見計つて賣捌かんとしても、納税其の他の事由によつて直ちに金銭を必要とする場合に米穀を賣却しなければなら



ないので、農業家の経済にとりて甚だ不利益であるから、國家としては之を救済する途を講じなければならぬ、其れは農業家をして米穀を擔保として資金の融通を得せしむることである。勿論農業家が他から資金の融通を受ければ之に對して利子を支拂はなければならないが、其の利子を失ふ如きは、米穀を販賣すべき時期を選ばずして販賣する不利益と比較すれば、輕重比較するに足らないのである。このことは農業家の経済にとりて重大なる關係があるといはなければならない、我農業倉庫制は實にこの目的に出でたるものである。農業倉庫法（大正六年七月發布）に由ると農業倉庫業者は産業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人並に市町村及び之に準ずべきものでなければならぬ（第四條）。これは其の業務の目的は社會政策的のものであつて營利の爲でないからである。所で農業を營む者が其の生産したる穀物若くは繭を、又は土地に付權利を有する者が小作料として受取りたる穀物を所有する場合に之を農業倉庫に出したる時は之を保管するのである。而して其の寄託物の所有權が他に移轉しても其の保管期間内は之を保管することが出来るのである。農業家は其の穀物が

農業倉庫  
制度農業倉庫  
證券

倉庫内に保管せらるゝ内に適當なる時期と適當なる購買者を求めて賣却することが出来なくては倉庫に寄託せしむる目的を達することが出来ないからである。農業倉庫は寄託せられた穀物等に對して預證券及び質入證券又は倉荷證券を作製するのであり、これ等には農業倉庫證券なる文字を記載しなければならぬ（第八條）、これ等には特別の取扱をなすことを許すからである。農業家は農業倉庫證券を擔保として農業金融機關より資金の融通を受けることが出来るが、農業倉庫業者も其の作成したる農業倉庫證券に擔保として貸付をなすことを得るのである、即ち農業家はこれ等の方法により其の穀物の所有權を移轉せずして資金の融通を受けることが出来、適當の時期を見て之を賣却することが出来るから利益である。其の寄託物の保管期間は六箇月であり更に保管期間を更新することを得るから、其の中には適當の時期に之を處分することが出来なければならない。この制度が設けられたことは米穀の販賣に關しては革新であると稱しても可であり、農業家にとりて一大福音といはなければならない。農業家はこの制度を利用して適當の時期に適當の價格にて穀物等を賣



仲介機關  
の排除

却することを工夫しなければならない。

農産物特に穀物の販賣は他の商品と同じく商人の手を経てされるものである。商人は直接若くは仲買人の手を経て農業を営むもの若くは地主から穀物を買ひ入れて更に適當の時期に適當の市場に賣却して其の間に利潤を擧げんとすることは大體他の商品と異なる所はないのである。これ等仲介機關の立場からいへば、一方農業家又は地主からは出来る丈廉價に穀物を仕入れ、一方には出来る丈高價に穀物を賣却して其の間に成るべく多くの利潤を得んとするのであるから農業家又は地主は動もすれば甚だ不利益なる條件で穀物等を手離さなければならぬことになる虞がある。特に、小農の如きは經濟上餘裕がないから、何か支出すべきものがあれば忽ち其の資金に窮し條件の甚だ不利益であることは知り乍らも穀物を手離さなければならぬのである。前に略述した農業倉庫竝に農業倉庫證券の制は多少は農業家の如上の不利益なる位置を緩和したには相違ないが、或程度までの緩和に過ぎないので、農業家の位置を大に向上せしめたとはいひ難いのである。現に農産物の價格が低落し農業家は

農産物の  
共同販賣

悲鳴を擧げるや遂には或種の救済策が講ぜらるゝにしても其の救済策が實行せられて穀物の價格が或程度までの騰貴を見るにしても、其の騰貴を見るまで農業家は其の穀物を手許に保持すること能はず、既に甚だ不利益なる條件で商人に賣却しなければならぬことが稀ではない。従つて穀價を騰貴せしむる政策は事實上農業家を利益せずして商人を利益することが少くはないのである。故に農業を営む者又は地主の利益を進めんとするにはこれ等の者をして適當なる價格條件で穀物を賣却し得せしむる途を講じなければならぬ。地主の稍大なる者は經濟上餘裕があるものだから、急速に持米を賣却する必要もあるまいが、地主の小なる者になると、其の餘裕はない、特に地租には納期があるから其の時期には手許にある穀物を賣却しなければならぬことが稀ではない、更に自作農業者等に至つては益々經濟上餘裕が少いから甚だ不利益なる位置にあるものといはざるを得ない。農業家等をしてこの不利益なる位置を脱出せしむるにはこれ等のものをして團結して共同販賣をなさしむることである。微力なるものが其の穀物を販賣するよりは團體を結成して共同的に穀物を販



産業組合  
による共  
同販賣

賣する方が遙に有利であるは論ずる迄もない所である。之が爲には農業家等をして産業組合の一種である販賣組合を組織せしめて共同して穀物を販賣せしむるのが最も實効的であると信ずる。産業組合には後にも陳ぶる如く、國家が夥多の便宜特権を賦與して之を奨励しつつあるから、農業家等が販賣組合を組織したならば、其の便宜特権を享受することを得るであらうから、農業家等にとりては利益であるといはざるを得ない。販賣組合を組織し之を利用する時は上に陳ぶる共同販賣によつて比較的穀物を有利なる條件で販賣する利益ある許りでなく、之が組合員は其の組合の統制に服従しなければならぬから、互に相戒めて熱心に注意して耕耘に従事し以て穀物の品質を善くし従つて其の名聲と価格を高くすることが出来るであらう。而のみならず販賣組合には勸業銀行、農工銀行等から無抵當で資金を融通せしむることが出来るから、資金の不足より生ずる不利益から免るゝことが出来る利益がある。更に販賣組合の傍らに利用組合を作り加工等を共同してなす時は大に便利であるといはなければならぬ。我國は勿論多くの國に於てこの種の組合が認められ相當の

發達をなしてゐるのであるから、農業家等は之を十分に利用しなければならぬ。但し、販賣組合等を利用する以上は組合員は何處までも組合の統制に服従しなければならぬことは勿論であるが、其れと同時に其の組合の經營に當る者を選ぶに當りては最も注意しなければならぬ。組合の經營に當るものは變幻窮りなき經濟市場の趨勢を洞見してよく進退しなければならぬのであるから、其の責任は甚だ重大であつて、頗る機敏に行動しなければならぬ。其の組合がよく目的を達することが出来るか否とは半は其の組合の經營に當る者に其の人を得るか否やにありといふことが出来る。組合の經營に當る者に其の人を得ると否とは組合員がよく其の人を選んで全權を委ぬるや否やにありといはなければならぬ。いはゞ自己に代つて生産物販賣の重任を負はしむるのであるから、最も注意し極めて冷靜に其の人を選ばなければならぬ。農業家等に其の能力がなければ到底變幻窮りない經濟社會に立つて其の位置を保持することが出来ないといはなければならぬ。

産業組合  
の進出

我國で農業家の經濟を餘裕あらしむには前にも陳ぶる如く副業に重きを置



かなければならないから販賣組合は獨り穀物を販賣するに止らず、副業として生産した工業品を併せ販賣する時は農業家の經濟にとりて甚だ利益であるといひ得るのである。農業家が販賣組合を組織し共同的に販賣をなすのは自家の當然の利益を進める上に當然なすべきことであつて、毫も之に對して反對する理由はないのである。近頃産業組合が漸次進出するに對し反對運動を起したものであるけれども、理由のなき運動といはなければならぬ。

現今の商業組織にては生産者の手から生産物が消費者の手に入るまでには可成多くの仲介機關の手を経なければならぬ、従つて生産物が生産者の手を離れる時には廉價のものも消費者の手に入る時には相當高價となるものは少くない。これは畢竟仲介機關が餘りに複雑であるからである。仲介機關たるものは必しも不當の利潤を得てゐるのではない、而かも、其の機關が複雑であるが爲に、生産者自身は極めて少い價格で賣却したものが消費者の手に入る時には相當高い價格となるのである。即ち仲介機關全體として收めるものが割合に嵩むからである。勿論、生産者と消費者とが直接に接觸して取引することは

望ましいことではあるが、僻遠の土地で極めて狹隘なる地域内で有無相通じなければならぬ場合の外は到底望むことは出来るものではない、稍廣き地域に亘つて有無相通じなければならぬやうになれば仲介機關を必要とするは常識に訴えても明白のこと、いはなければならぬ、而のみならず、消費者はこれ等の消費物を一時に消費するものではないから直接に生産者から購めなければならぬとする、勢ひこれ等のものを保存する設備を有しなければならぬが、これは普通の消費者の能くする所ではなく、生産者と消費者の間に相當の仲介者があれば業務の性質上消費物を保存する設備を所有するか、其の設備を利用することが出来るから、消費者がこれ等の仲介機關について必要のものを購求するのが甚だ便利であるといはなければならぬ。これが何れの國にても商人階級が仲介機關として生産者と消費者との間に發生した原因でなければならぬ。所で、初めは商人も其の取扱ふ物を保存する爲に倉庫を所有し貨物の運搬、保存を自らなしたのであつたが、經濟交通の發達するに従ひこれ等の貨物を運搬する者、これ等の貨物を保存する者は商人から分化して獨立の業務をな



すに至り、これ等の者の連絡をよくする爲の種々の制度が發達するに至つたのである。又商業を営むものも文明の進むに従ひ卸賣商、小賣商、仲買人等自ら分化するに至り、これ等のものが集つて所謂商業組織を形成するに至つたのである。これ等の分化作用が起つたのは夫れ、相當の理由があつて生じたには相違ないが、經濟社會も永久に不變のものではない、従つて曩に必要であつた機關も或は不必要となることもあり、又前には必要でなかつたものも必要となることがある等毎に變動するから、商業組織、配給組織も決して不變不動であり得ないのである。若し今日の配給組織が必要を超えて複雑であるとせば、之を改めて遙に簡單なる組織となすことは何等不合理ではなく、販賣組合等が配給機關として進出し來りたるは時勢の必要によりて生じたことで何等怪しむに足らないことである。勿論この變化に伴ふて實害を被るものあるは已むを得ない、仲介機關であつた商人の一部分が産業組合進出の爲に収入の減少を體驗しなければならぬので、産業組合の進出に反對するのであるがこれ等の者の利益を擁護するが爲に農業家をして僅少の収入に忍ばしめようとするのは本末

配給組織の簡易化

農業家の副業問題

農業労働の季節的繁閑

を誤るものといはなければならぬ。商業組織の改善については論ずべきこと夥多あるが商業政策で論述すべきことであるからこゝには省略して置く。

#### 二四 農業家の副業問題

農業の性質として農業を営むもの、労働は四季を通じて一樣なることを得ないものである。帝國農會の「農業經營調査」に由ると、十二月一月二月の冬期は閑散で、四月五月六月は最も多忙であつて、五月の如きは一月に比し二倍乃至三倍の労働に従はなければならぬ。七月から徐々に閑散になり、九月十月は又少しく多忙となり十一月以降は再び閑散となり、一月に入つて最も閑散である。即ち五、六月の最も多忙なのは水田整地、田植、春蠶、畑作物の植付の爲であり、十月十一月の多忙なのは稻の收穫、麥蒔の爲であるが其の多忙の程度は五、六月程甚しくはない。繁閑の差は東北地方では甚しいが、南西地方ではさまで甚しくはない。これはいふまでもなく東北地方は氣候の關係で春の播種植付等の作業が遅く始まり而かも早く終らなければならぬから繁忙期が短く緊縮せられてゐる爲に外ならない。斯くの如く農業労働が季節によりて繁閑あることは



副業奨励  
の必要

注意しなければならぬ。而かも前篇にも論じた如く我國は所謂過小農制であつて農家の家族の労働は土地利用に充てゝは餘あるから農業の閑散の時は其の労働を用ひて其の収入を増加する途を講じなければならぬ譯で、こゝに於て副業問題が起るのである。更に農村に於ける人口の増加に伴ひ過剰の労働を生ずるに至るからこれ等の労働を利用し其の生活の途を立てしむるには農閑の時に於て農業以外の仕事に従事せしむる必要があり、若しこれ等の仕事が出来れば過剰の人口は農村を去つて都會に集中するに至るであらう、さなきだに人口は都會に集中する趨勢があるのであるから農村に於て副業を奨励することが都會集中の勢を阻止する途であるといはなければならぬ。

元來、副業といふ辭は主業に對する辭で、其の収入の主要なる淵源となるものが主業であり其の補助的淵源となるものが副業といはなければならぬ。されば、農業を営むものが其の住宅の周圍に梅、桃等の果樹を植ゑ其の果實を賣つて収入の一部分となし、畦畔に豆類等を植ゑて同じく収入の補ひとなす場合にこれ等の生産は農業家の副業といはなければならぬ。然し、これ等の生産は同

農家副業  
の意義

じく農業に包含せらるゝものだから普通之を副業といはない。副業といへば農産物を原料とし之に加工製造し其の生産物を賣却して収入の一部分となすものをいふのである。其の生産の性質よりいへば工業である。農業を営む者が農業の傍ら工業を営むから之を副業といふのである。然し養蠶生絲などの生産になると、副業とはいひ難、其の農家の収入からいへば所謂主業に勝ることがあるが、農業が主業であるから之を副業といふのであらう。其の用語に多少の疑義はあるけれども普通の用語に従つて話を進めようと思ふのである。我國の農業家は副業によりて其の収入を補はなければ經濟生活を営み難い、前に數々陳べた所であるし、政府等も頻りに之を奨励しつゝある。近頃一派の者が農村の工業化を唱ふるけれども、多くは農村に副業を盛んならしめ其の生産品の販賣等を合理的ならしめ以て農家の經濟生活を餘裕あらしむべきことを意味するのであらうと思はれる。この意味に於て副業を奨励することは洵に賀すべきことで、予輩の如きは雙手を擧げて賛成する所である。

抑も農業家が米作等の主業の傍ら上に陳ぶる如く後園に果樹を植ゑたり農

農家副業  
の種類



閑の時に農産物を原料とする簡單なる工業をなしたりすることは初めは之を以て収入の補ひとしたのではなく自家の消費の爲であつた。然しこれ等のもの、中其の生産量が比較的多く且つ組織的になすことが得策であるものは漸次副業として營まれるよりは寧ろ獨立せる工業として經營せらるゝに至つたものが少くはない。其の顯著なる例は紡績織物、酒、醬油の醸造の如きものがある。これ等のものも處によりては極めて小範圍に於て副業として繼續せられてゐる所がある。こゝに我國で副業として最も重要なものは養蠶業である。この業務は生産の期間が極めて局限せられて其の期間中は極めて多忙であり、俗にいふ寝る暇もない程ではあるが、其の期間は短いから其の點からいへば副業とするに適するのである。然し生絲は既に重要な輸出品であり世界市場に於ける景氣によりて價格等は動搖するものであるのみならず、奢侈品の原料である關係上絹織物の價格の變動に伴ひて生絲の價格も亦甚しく動搖し、更に生絲の價格の動搖に伴つて繭の價格も亦大に動搖するから農業家が副業として其の収入の淵源となすには危険が甚しいのである。この點からいへば決し

養蠶業

て副業として適當なるものではないのである。國家は蠶絲に對して適當なる政策を講じて之をして農家の副業たらしめなければならぬ。其の政策は多少工業政策を論述する時に論說しようと思ふ。養蠶業は暫く措き副業と稱せられるものは『日本農鑑』に由ると

一、普通作物を原料とするもの

- イ 水飴
- ロ 醬油
- ハ 味噌
- ニ 小麦粉
- ホ 其他穀粉
- ヘ 麵麩
- ト 甘藷澱粉
- チ 馬鈴薯澱粉
- リ 澱粉(臺灣)

二、特用作物を原料とするもの

- イ 大麻(及麻)
- ロ 大麻(朝鮮)
- ハ 亞麻
- ニ 苧麻
- ホ 黄麻
- ヘ 和紙
- ト 楮
- チ 三椏
- リ 杞柳細工
- ヌ 籠及びバスケット
- ル 麥稈眞田
- ナ 糸瓜(加工品)
- ヲ 墨表
- カ 莫産及び花莖(連製)



- ヨ 蔘 蔘及び花蔘  
 タ 蔘粉  
 レ 菜種油  
 ソ 大豆油  
 ツ 棉實油  
 ネ 荏油
- 三、園藝作物を原料とするもの
- イ 筍(罐詰)  
 ロ 青豌豆  
 ハ 松茸(罐詰)  
 ニ 蔬菜(罐詰)  
 ホ 鳳梨(罐詰)  
 ヘ 桃(罐詰)  
 ト 栗(罐詰)  
 チ 其の他果物(罐詰)
- ナ 椿油  
 ラ 薄荷(乾葉)  
 ム 薄荷油  
 ウ 薄荷腦  
 キ 取卸油  
 ノ 除蟲菊
- リ ソース、ケチャップ類  
 ス 苺ジャム  
 ル 杏ジャム  
 ナ 大根切干  
 ヲ 甘藷切干  
 カ 乾柿  
 ヨ 甘藷切干(臺灣)

牧畜と副業の發達

が擧げられてゐる。これ等のもの、中既に獨立工業として歴然たる存在を有するに至つたものがあるが、多くは農業家の副業として注意しなければならぬものである。我國では牧畜が比較的閑却視せられてゐるから動物性副業が發

副業と産業組合

達しないことを注意しなければならない。農業家の經濟を善くするが爲には是非共牧畜、養雞を發達せしめなければならぬ。これ等のものにして發達する時には、自然之に關聯して副業が發達し農業家の經濟を餘裕あらしむることが出来ると思ふ。

さうして、これ等の副業は大半農業家が其の家庭に於て農業の閑を見てなすものであるが、之等の生産並に販賣については農産物の場合と同じく農村の者が協力して販賣組合を組織するか、又は、農産物の販賣組合の副業としてなさしむる時は比較的有利なる條件で之を賣捌くことを得るであらう、更に其の工業も機械力を應用すれば生産費を節減することを得るものは同じ農村の者が利用組合を組織して生産を合理的ならしむる時は生産費を減じ其の販路を擴張する上に於て利益があるであらう。

二五 農村の工業化問題

農村の工業化とは農村は單獨に農業のみにては立つことが困難であるから、農村に工業を移植し以て農村人口の收入を増加せんとすることである。農村

農村の工業化



## 家内副業

に工業を移植する方法に大凡そ三種あり、各得失がある。

一、農業家をして農業の餘暇を以て農産物等に加工製造をなさしむることである。工業といつても必しも大工場組織でなければ營むことが出来ないとは限らない、可成多くの工業では家内工業組織で營まれるものであるからこれ等の工業は獨立して營むことも出来るが、之と同時に工業の種類によりては農業家が其の家族と共に農閑の時を利用して營むに適するものがある。この種の工業が盛んになると農業家は主業として米穀等を作る傍ら畦畔や後園等に栽培して其の原料を採り簡單なる工具等を用ひて加工製造を營むのである。農業家は其の生活にさしたる變化をなさずして収入を増加することを得るか、其の副業たる工業にして相當收利力のあるものならんには、農業家にとりて利益であるといはざるを得ない。前項に陳べたる副業の一部分は即ちこれである。

## 共同加工場

二、農業家が農村内に工場を設け農閑の時を利用して工業を營むことである。農業家が家庭内で副業として營みつゝあつた工業も其の加工の程度の稍

進歩したものは家庭内で之をなすよりも加工場を設けて行ふが有利であり、其れには相當の資本を必要とするから、獨力にてなすよりも同じ生産に従事するものが協同して加工場を設け相當の設備をなし以て生産に従事するを利益とするのである。之が爲には産業組合の一なる利用組合組織によることあり或は株式會社組織に由ることがあるけれども、其の工場組織を利用するものは農業家のみであり、之より生ずる利潤は畢竟農業家の間に分配せらるゝのである。これは小規模ながら近代的工業設備を利用するものであるから家庭内で副業として行ふとは大に趣を異にするものといはなければならぬ、其の代り純然たる工業を營むのであるから之より生ずる損益は勿論負擔しなければならぬ、従つて之が經營には相當の注意をしなければならぬ。今日農村でもこの種の經營を行ひ相當の成績を擧げつゝあるものも少くはない。農村にしてこの種の工業を起すに適當なる生産條件が具備すれば、この種の工業を起すことに努むべきである。

工場の農  
村誘致

三、工業家が其の工場を特に農村に設け農村に於ける労働を利用して工業



を営むことである。工業家が特に農村を選んで工場を設くるは地價が低廉であるから、割合に廣闊なる土地を得て十分なる設備をなすことを得ることが其の理由の一である。原料の産地でも附近にあり従つて割合に廉價に之を利用することが出来るが、交通機關の關係で割合に容易に市場に連絡をなし得べくんば、其の工場を都會若くは都會の近郊に設くる必要はなく、農村に之を設くるを利益とする。而のみならず農村は生活の費用が低廉であるから農村から労働者を集めて労働せしむる時は比較的低廉なる労働者を利用することを得るであらう。其の工場は農村にあることであるから労働者の健康も比較的良好で其の能率も自然高きを得るであらう。農村側からいへば過剰の人口に職業を與ふることになり或程度まで其の農村を經濟的に賑はすことになるであらう。予輩は世の工業家が其の工場を都會並に其の附近に設くることを思はずして事情の許す限り農村に工場を設くることを希望せざるを得ない。

以上農村の工業化には三種の方法があるが、世上で唱へられてゐるのは恐くは第一、第二の方法による工業化であらう。其の種類如何を問はず工業化に

農村の衰退  
防止と  
工業化

よつて農村を賑はし農業家の収入を増加せんとすることは農業家をして農業にのみ依頼せずして工業によりて其の經濟を立てしめんとするものであるから、農業を輕視する嫌はあるが、農業家であるからといつて農業のみに依頼して生活しなければならぬ道理はない。農業とても其の作物の種類は頗る多いのであるから其の地方の生産條件や其の周圍の消費状態によつて作物の種類を選ぶべきで、米穀の生産のみを株守すべきではない。今其の農村に工場が起つて原料として或種の農産物を需要すれば、其の周圍の地方にして其の農産物の栽培に適するならば、周圍の農村は從來の作物を棄て、該農産物の生産に當り、其の生産物は直ちに其の工場に需要せらるゝからいはゞ確實なる販路を有する理で、農家にとりて利益であるといはざるを得ない。故に、農村の衰退にして國民經濟上最も憂ふべきものならば之を救済するには獨り農業にのみ依頼することは却つて其の目的を達することを得まい。農業には自然の生産條件が最も必要なので其の生産條件にして不利ならんには之を發達せしめようと努力するも、其の發達には自ら限度があり、従つて之によつて農村の衰退を防止



することが出来るものではない。如かず、工業其の他の生産を利用して其の衰退を防止するには。農村の繁榮を策するものは須く活眼を開いて善處しなければならぬ。

前に掲げた農業家が其の家庭に於て副業的に工業を営むと更に進んで組合等を組織して工業を営むとを問はず、この種の工業は大別すると、其の生産する農産物を原料として加工製造する、例へば米穀を原料として酒を醸造し、大豆を原料として醤油、味噌を製造するが如き造方と、一は小麦粉を原料として乾餛飩、素麵、冷麥等を生産する如く其の加工の程度の比較的簡單なるものがある。前者に至つては商業的に之を行はんとするには相當大仕掛に行はなければならぬから農業の範圍を脱すること遠いものであるが、後者に至つては加工の程度が比較的簡單であるから、之を行ふことは比較的容易である。かゝる程度の工業を営む時には第一に其の生産品を永く保存することも得、市場の状況を見て最も有利に賣捌くことを得、農業家にとりては最も有利であるといはざるを得ない。この種の農業の工業化について最も力を盡したのは予輩の知る

塊太利に  
於ける農  
村工業化

限りには塊地利を第一に推さなければならぬ。塊地利は大體に於て農業國で、或る地方によりては相當工業の發達したる所もあるが、多くは農村に於て家庭的に工業を行ひつゝある程度であつて、政府はこの種の工業を大に發達せしめんが爲に種々なる方策を講じた。其の中二三を挙げれば、政府は地方毎に起し得べき副業的工業の種類を調査研究し、其の地方に適當の場所を選び其の工業に關する講習會を開き、其の地方の青年等に其の工業の技術的、經濟的知識を授け併せて其の技術を或程度まで實演せしむるのである。このことは大體我國などでも行はるゝ所であるが、其の地方と起すべき工業との關係について塊國で實見したる如き周到なる研究調査をなしたるを聞いたことはない。其の講習會をして實效的ならしむるにはこの注意を必要とするはいふまでもない。而のみならず、其の地方出の青年にして都會に出でて工業學校等にて工業を修得しつゝあるものは夏季休業等には必ず其の地方に歸村せしめ、其の修得したる知識を地方の青年に授けしめ、往年授かりし講習の工業等につき、技術的練習の指導者たらしむるのである。このことは講習會の實績を挙げしむる上に效



果のあることはいふまでもなく、都會に出でて研究する青年にも將來其の技能を揮ふべき地位を與ふることになるので其の利益少くはない。更に政府は地方々々により利用し得べき農具、農業機械は勿論其の地方の副業的工業に用ふべき工業機械、動力機等を選び順次地方を巡回して展覽會を開催し其の地方の者をして之を縦覽せしめ併せて其の機械等の利用方法を懇切に教え、其の地方の者にしてこれ等の機械を購めんとする者あれば、之が仲介の勞を執り、更に其の機械の高價なるものは適當の方法によつて貸與して以て其の地方の副業を興すに力を致すのである。農村をして正しく工業化せしめんと欲せば政府はこの種の助長政策を行はなければならない。

## 二六 産業組合

産業組合

産業組合も農業の經營を助くる上に最も力ある機關の一である。

現今の經濟機構の下に於ては大資本により大規模に經營する者は小資本により小規模に經營する者に比し遙に有利であるから、小資本により小規模に經營する者は其の利益を擁護するが爲に多數集りて團結を作り、各々其の資本の

産業組合  
の經營と  
成績

一部分を醸出して以て比較的大なる資本を作ると同時に、協同一致して經營に當り以て其の利益を擁護せんとする。これが産業組合である。産業組合は必しも農業にのみ利用せらるゝものではないが、今日に於ては農業に最も多く利用せらるゝのである。

産業組合の骨子は組合員の人的結合によりて資本の缺乏を補ひ、以て資本の乏しきものをして生産、販賣等につき多くの利便を得せしむるのであるが、産業組合も一の企業である以上は經營宜しきを得れば其の目的を達するけれども、經營宜しきを得ざる時は其の目的を達することが出来ない。其の成績の擧がると否とは經營に當るものゝ手腕に由ること勿論であるが、之を外にして經營の比較的困難であるのは事業の性質に商業的分子を多く含むのであるため、經濟市場の變化の激しき裡によく進退することが甚だ困難であるからである。されば何れの國でも産業組合中比較的成績を擧げてゐるのは信用組合であつて、比較的成績を擧げてゐないのは販賣組合である。信用組合は組合員に生産に必要な資金を融通し併せて貯蓄をなさしむるを目的とするものであるから、



其の資金の出納に注意さへすれば良好なる成績を擧ぐることを得るのである。反之、販賣組合は組合員の生産したものを集めて之を比較的有利な條件で販賣するのを目的とするものであるから其の經營に當るものは組合員を督勵して生産に注意せしめなければならぬは勿論、其の生産したものをよく検査し濫造品等を混入せしめざるやうに注意し、更に市場の状況を洞察して最も有利なる時期に最も有利なる條件で販賣しなければならぬから、いはゞ自ら商業を營むものである。故に其の經營が宜しきを得なかつたならば組合員全部の不利を來たさなければならぬ。其の經營の困難なるは信用組合の比でないことは常識に照しても明である。販賣組合が比較的成績を擧ぐることは能はざるは畢竟之が爲である。

我國の産業組合法には(A)信用組合(B)購買組合(C)販賣組合(D)利用組合の四種を認めるが産業組合の精神は必しも此等四種の組合にのみ限定するものではない。現に我國の住宅組合法は其の精神、組織等に關する規定は産業組合法の規定と毫も異なる所はない、唯立法者が特に法規を異にしたのは便宜の爲であつ

て實質に於て差異を認められた爲ではなく、歐洲諸國でも産業組合の中には倉庫組合等を包括しつゝあるにても之を推知することを得るであらう。

信用組合は多數の者が各一定の資金を醸出して組合を組織し組合員に産業に必要な資金を貸與し及び貯金の便宜を得せしむるを目的とするものである。

購買組合は原料組合と消費組合とを兼ね稱したものであつて多數の者が各一定の資金を醸出して組合を組織し組合員の爲に其の産業又は生計に必要なものを購買し分配するを目的とするものである。我國の産業組合法では組合員の爲に購買することに眼目を置き、其の購買するものは原料たると生計に必要なものたるとを問はない、即ち原料組合と消費組合とを區別せず購買組合の名稱の下に包含せしめてゐるが、原料組合と消費組合とは本質全く異なるものであつて、前者は組合員が生産をなすに當り生産費を減少し利潤を多からしむることを目的とするもので營利を骨子とするものであるに反し、後者は組合員の生活費を減少するを目的とするものであつていはゞ營利の觀念を排除せ



んとするものである。斯くの如き本質の差異あるものを同一の名稱の下に包含し之を規律することは理論上は勿論實際上も宜しくないのである。聞く所によれば、消費組合を購買組合より切り離して特殊の法規の下に奨励監督せんとする意思ありといふことであるが未だ實現に到らないのである。

販賣組合は多数のものが各一定の資金を醸出して組合を組織し組合員の生産したものに加工し又は加工せずして共同販賣するを目的とするものである。販賣組合が農業家にとりて最も必要なることは前に述べた所でも明なる所である。

利用組合は従來生産組合と稱せられたものであるが、佛國等に於ては生産組合といへば労働者のみで組織し共和的に企業を営み其の利潤は組合員の間で分配するものをいふのであつて混同する恐があるから、名稱を改めたものである。即ち多数の者が各一定の資金を醸出して組合を組織し共同して機械等を購め又は工場設備をなし組合員をして之を利用せしむるを目的とするものをいふのである。小生産者等をして大量生産に伴ふ利益の一部分を得せしめや

うとするものである。

産業組合の中で經營が比較的容易であり従つて最も廣く行はれてゐるのは信用組合であるが、信用組合にも二種あつて其の創案者の名を冠して Schulze Deltsch 式信用組合と Raiffeisen 式の信用組合とである。前者は各種の職業の者から組合員を募るのである、其の理由は各種の職業から組合員を募れば、職業が異なるに伴ひ資金を必要とする季節が自ら異なるであらうから、其の資金の必要とするものに資金を融通し暫くして其の回収を受ければ、順次他の資金を必要とするものに融通することを得るからである。勿論其の融通した資金は二三月にして回収しなければならぬ。然らざれば上に陳べた多数の者に資金を融通することは出来ないのである。既に短期に資金を融通しなければならぬから、經營に當るものは専念其の經營に當るのであるから、之に對して相當の俸給を出さなければならぬ。要之シニ氏式の信用組合はいはゞ小銀行である。唯其の經營の精神が異なるに過ぎない。この種の信用組合にては農業家は多くの利便を受けることは出来ぬ。農業家も短期の信用を利用することが



あるが農業の性質上長期の信用を利用する必要が最も大であるから其れには不適當である。故にライフアイゼン式の信用組合を必要とする。ライフアイゼン式の信用組合は農業家のみを組合員とし之に長期の信用を授けるのである。長期の信用を授くるものであればこそ組合員を厳選しなければならぬ。而して之が經營に當るものはさまざま資金を巧に運轉する必要はないのであるから、農村の長老が之に當り組合員を監督して熱心に農業に従事せしめ其の收入の中より年賦償還の方法によりて負債を償還せしめ組合員をして資金の不足を訴ふることなからしめやうとするのである。ラ氏の信用組合の組織は我國の二宮尊徳翁の創案になる報徳社の組織に類するものがある。農業家にとりては大なる利便を供するものといへる。

消費組合はもと十九世紀の初め英國に於て起つたもので Robert Owen の主張にかゝる。オーエンは労働者が生計豊ならざるを見て、之を救ふの途は一は其の生活費を節減せしむるにあり、其れには労働者が消費組合を作り協同して生活に必要なものを直接に生産者等より購入し之を組合員に分配するにあ

消費組合  
運動の發達

りとなし其の必要を提唱したのである。氏の説を承けて之を實行せんとするもの少くなかつたのであるが、この種の組合の設立は直ちに小賣商人の利益を害するものであるから小賣商人は激烈に之に反對した。之が爲に消費組合は發達することを得なかつた。然るに四十年代に入りロッチデールの織物業者が消費組合を設け其の組合員に配給する價格は市中に於ける價格と同一にし、以て正面より小賣商人に衝突することを避け、爲に若干の利潤を擧げ之を以て組合の基礎を鞏固にし其の發展の資となしたのである。この爲に消費組合は年と共に發達し後には小賣商人を壓倒するに至つたのである。従つてロッチデールの消費組合を以て消費組合の開祖となし其の經營の方針をばロッチデール式といふのである。斯くの如く産業組合は小生産者の間に漸次行はるゝに至つたから其の精神に則り各種の産業組合は到る所に行はるゝに至つたのである。十九世紀に起つた社會政策的施設の中で産業組合程健全なる發達をなしたものはないと稱せらる、又故あるかなである。

産業組合  
の保護助成ロッチデ  
ールの消  
費組合

産業組合の發達は勿論之を組織する組合員の協力の結果が最も主なる原因



をなすものであるに相違ないが、國家が社會政策の精神に基き之に對し大なる助成保護をなしたことも亦與つて力あるは争ふ可らざることである。經濟力の微々たるものに對してこの種の便宜を與ふるに非ざれば到底其の發達を望むこと能はざるのである。我國の法規に於て産業組合の受くる便宜の主なるものを列擧すると、

- (1) 産業組合には所得税並に營業税を課さない。(産業組合法第六條)
- (2) 産業組合が登記を受くる時は營利を目的とせざる社團法人と同一の登録税を收む。(産業組合法第八條)
- (3) 産業組合は勸業銀行から無抵當にて定期償還若くは年賦償還の方法により貸付を受くることを得。(日本勸業銀行法第十五條)
- (4) 産業組合は農工銀行又は北海道拓殖銀行から五年以内に於て無抵當にて定期償還の方法に依り貸付を受くることを得。(北海道拓殖銀行法第八條、農工銀行法第七條)
- (5) 産業組合より物品を買入るゝ時に限り政府は特に隨意契約の方法に由

ることを得。

之によつても尙産業組合が受くる便宜の決して少くないことを知ることを得る。所で近頃産業組合特に購買組合の發達により其の周圍の小賣業者等が其の競争を受くるに至つたからこれ等の者が結束して産業組合に對し反對運動を起すに至つたのである。曰く産業組合が獨自の力により發達し之が爲に小賣業者が競争に堪えざるに至つたならば優勝劣敗の大則にて如何ともすることは出来ないが、産業組合の發達は決して獨自の力に由つて發達したものである。國家はなく、國家の絶大の保護助成により今日の發達を遂げたものである。國家が一方のものを補助して之を發達せしめ之と同時に一方のものをしてこれと競争すること能はざらしむるに至ることは經濟政策として決して妥當といふことを得ず、國家は宜しく産業組合に授くる保護助成を撤廢しなければならぬ。これが所謂反産運動者の唱ふる趣旨である。國家の經濟政策の精神が自由放任にあり従つて國家は如何なるものに對しても一切援助を與へざるものならば、勿論、産業組合も一切の保護助成を受く可きものではないが、今日文明國



の経済政策の本義とする所は決して然らず、経済力の微力なるものに對しては相當の援助を與へて之をして経済力の強きものと對抗し共存共榮の實を擧げしめんことを期するものである。このことにして経済政策として正しきものならんには、産業組合に對して特に從來許與した特権利便を剝奪する必要はない。小賣業者の位置はいふまでもなく極めて憐むべきものがあり、其の本質からして衰退の過程を辿りつゝある上に、周圍より迫害を被りつゝあるは争ふ可らざる事實であつて、産業組合の進展も其の一に數ふことが出来よう。所で論者の説に聽いて産業組合に許與した特権利便を剝奪した所で、小賣業者を迫害する他の原因にして依然として存する限りは小賣業者の困難は依然として緩和せられないであらう。果して然らば、産業組合を苦しむるに止り、小賣業者を利益する力はない。故に、反産運動をなす者の主張にして若干聽くべきものありとすれば、政府は宜しく産業組合と小賣業者との利害の衝突する斷面につき研究し、之に若干の修正を加ふると同時に、小賣業者にして社會政策上救済すべくんば、或程度の特権と利便とを許與して以て其の存在を危くせざらんことを

## 組合員の責任

努むべきである。産業組合の許與せられた特権と利便とを剝奪すべき理は斷じて存しない。

産業組合は資本の乏しき者の精神的團結であるから組合員の責任を極めて重からしむることは組合の基礎を鞏固ならしむる途であるやうである。この理に基いて諸國が産業組合法を制定するや、組合員の責任を無限ならしめたのである。即ち産業組合の債務にして其の財産を以て支辨すること能はざる時は組合員は其の全財産を以て其の責任を分擔しなければならぬとしたのである。この規定は立法者の意思では産業組合を抑制取締る爲ではなく、之を發達せしむる爲であつた。然るに、同法制定後に於ける産業組合の發達は之を其の制定前に比較すると却つて遅緩となつたのであるが、斯く速度を遅緩たらしめたのは無限責任主義を採つた爲である。我等は産業組合が經濟上利益あることを承認しながらも之に加入した爲に全財産を喪失する危険ありとすれば、容易に之に加入することは出来ない、其れに、組合の經營につき、否經營に當る者の行動につき常に之を監視することが出来るならば其の間不正のことがあれ

## 無限責任主義



ば之が救済の途を講ずることを得るが、我等は自己の職業に追はれて到底常に組合の經營を監視する餘裕がないから、産業組合に加入した爲に經濟上危険を増すことになるといはなければならぬ。而して産業組合の組織として無限責任主義を採らざる可らざる社會的必要があるかといへば決して然らず、組合員に相當責任を負担せしめたのは組合の善意の債権者に不測の損失を被らしめざる爲である。この見地からいへば、特に組合員に無限責任を負担せしむる必要はなく、唯其の組合の組織即ち組合員が如何なる責任を負担するものであるかを明にすれば十分であるといへる。故に諸國はこの理由に基き、無限責任主義を棄て、選擇主義を採用するに至つたのである。我國の産業組合法は諸國の立法に後れて制定せられたものであるから、之に鑑みて無限責任、有限責任及び保證責任の三組織を認め何れの組織に由るも自由とし債権者をして不測の損失を被ることなからしむる爲に組合の組織及び目的を示すべき文字を名稱中に加ふべきことを命じてゐる（産業組合法第二條、第四條）。無限責任組織は組合の財産を以て其の債務を完済すること能はざる時は組合員が連帶無限の責

選擇責任  
主義

任を負担するものをいふ。有限責任組織とは組合の債務に對し組合員は其の出資額を限度として責任を負担するものをいふ。保證責任組織とは組合の債務に對し組合員全員が其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負担するものをいふのである。

我國の産業組合数は昭和七年には一萬四千三百五十二を算し、其の中で有限責任組織のもの一萬二千九百六十八、無限責任組織のもの九百九十、保證責任組織のもの三百九十四を算へてゐるこの數を見ても産業組合は有限責任組織のものが其の大部分を占めてゐることを知ることが得よう。

産業組合は資本の乏しきもの、利益を擁護する機關であるから、一方には産業組合が夥多の利便を享有するに乘じて資本あるものが産業組合を起し其の實營利の目的を達せんとするものあるを防止しなければならぬと同時に、産業組合は資本の乏しき者にとりて有利なる設備にせよ一の企業である以上其の經營につき最も注意しなければならぬ。其の經營宜しきを得なかつたらば其の目的を達することを得ないからである。

産業組合  
人的結合  
は資本結合  
的結合に  
あらず



資本ある者が産業組合を濫用することを防止するには勿論組合員が産業組合の精神を體し之を失はない覺悟あることが最も肝要であるには相違ないが、法律にも夥多の規定を設けて其の濫用を防止せんと努めてゐる。否法文を通讀すると文字の間に産業組合の精神が彷彿として隱見することを認めざるを得ない。今其の二三の規定を摘記すれば(一)産業組合は組合員の數を限定することを得ないことになつてゐる(第十條)。これは若し之を限定することを得る時は資本あるものは其の同志の者のみと産業組合の形式に依りて普通の企業を起すことを得るからである。(二)組合員の持分に制限あり又其の持分の金額に最高限度を規定してゐる。我國の法律では、組合員の出資口數は三十口を越ゆることを得ず但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り五十口迄之を増加することを得(第十七條)、出資一口の金額は均一に之を定むべし、出資一口の金額の最高限は命令を以て之を定む(第十一條)、これは資本あるものをして勢力を得せしめない爲である。出資一口の金額にして甚だ高い時には資本力の乏しい者は到底之に加入することを得ないから、従つて資本力のある者のみが

之を組織するに至る虞がある、舊法には法律に五十圓を最高限としてあるが法律を以て之を規定するは窮屈に過ぐるから命令に譲つたのであつて、精神に變る所はない。(三)組合の總會の決議は出席したる組合員の過半數を以て之をなす。組合員の票決權を平等にしたのも組合は組合員の人的結合であることを明にしたものである。其の他産業組合法の規定を見れば産業組合は人的結合であつて資本的結合でないことを知ることを得よう。

産業組合の經營は組合が商業的分子を多く含むに伴ひ益々困難であることは前に陳べた所である。さなきだに、産業組合は零碎なる資本を糾合したものであつて其の力が鞏固でないから之が經營に當るものは、十分に注意しなければ其の目的を達することは困難である、況んや商業的分子を含むものに於てをや。

産業組合の中で經營の最も容易であるのは信用組合であるが、其れでも經營に當る者が細心の注意を以て之に當らなければ其の目的を達することは出来ない。其の資金を融通するのは生産的の事業でなければならぬ。生産的と

産業組合  
の經營原信用組合  
の經營



資本ある者が産業組合を濫用することを防止するには勿論組合員が産業組合の精神を體し之を失はない覺悟あることが最も肝要であるには相違ないが、法律にも夥多の規定を設けて其の濫用を防止せんと努めてゐる。否法文を通讀すると文字の間に産業組合の精神が彷彿として隱見することを認めざるを得ない。今其の二三の規定を摘記すれば(一)産業組合は組合員の數を限定することを得不いことになつてゐる(第十條)。これは若し之を限定することを得る時は資本あるものは其の同志の者のみと産業組合の形式に依りて普通の企業を起すことを得るからである。(二)組合員の持分に制限あり又其の持分の金額に最高限度を規定してゐる。我國の法律では、組合員の出資口數は三十口を越ゆることを得ず但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り五十口迄之を増加することを得(第十七條)、出資一口の金額は均一に之を定むべし、出資一口の金額の最高限は命令を以て之を定む(第十一條)、これは資本あるものをして勢力を得せしめない爲である。出資一口の金額にして甚だ高い時には資本力の乏しい者は到底之に加入することを得不いから、従つて資本力のある者のみが

之を組織するに至る虞がある、舊法には法律に五十圓を最高限としてあるが法律を以て之を規定するは窮屈に過ぐるから命令に譲つたのであつて、精神に變る所はない。(三)組合の總會の決議は出席したる組合員の過半數を以て之をなす。組合員の票決權を平等にしたのも組合は組合員の人的結合であることを明にしたものである。其の他産業組合法の規定を見れば産業組合は人的結合であつて資本的結合でないことを知ることを得よう。

産業組合の經營は組合が商業的分子を多く含むに伴ひ益々困難であることは前に陳べた所である。さなきだに、産業組合は零碎なる資本を糾合したものであつて其の力が鞏固でないから之が經營に當るものは、十分に注意しなければ其の目的を達することは困難である、況んや商業的分子を含むものに於てをや。

産業組合の中で經營の最も容易であるのは信用組合であるが、其れでも經營に當る者が細心の注意を以て之に當らなければ其の目的を達することは出来ない。其の資金を融通するのは生産的の事業でなければならぬ。生産的と

産業組合  
の經營原  
則

信用組合  
の經營



いふのは私經濟上收支相償ふ事業で契約に従ひ元利を償還し得べき事業といふことである。我國で信用組合が農村に於ける活動寫眞館に融資したことが問題となつたことがあつたが、こゝにいふ解義では生産的事業と稱することが出来るもので従つて之に融資することは原則として差支なしといへると思ふ。而して信用組合が一旦資本を融通した以上は契約により元利償還を勵行しなければならぬ。之を怠る時は滞納するものを生じて信用組合の機能を鈍くすることにならざるを得ない。

購買組合の經營は信用組合に比し遙に困難である。購買組合特に消費組合は、少くとも其の基礎が十分に鞏固とならざる間は、其の經營者は取扱ふ貨物の範圍を限定し各家庭で常に消費し従つて資本の回収し易い貨物に限ることが第一義である。資本を回収し難きものを取扱ふ時は勢ひ其の活動が鈍くならざるを得ない。之と同時に、其の貨物を組合員に分配するには現金主義に由らなければならぬ。若し信用貸をする時には動もすれば貸倒を生じ、然らざるにもせよ、資本が回収し難くなつて其の活動が鈍くなり、其の局は購買組合存立

購買組合  
の經營

の意義を失ふことになることがある。戒めなければならぬ。

更に販賣組合に至つては經營頗る困難であるといはなければならぬ。然し其の經營こそ困難ではあるが、農村にとりては極めて有用なる機關であるといはなければならぬ。其の經營に當るものは最も注意しなければならぬ。其の經營が困難であるといふは商業的分子を多く含むが故に其の經營に當るものは經濟市場の趨勢を察してよく時期を見て販賣しなければならぬからである。其の最も重要な機關であるといふのはよく優良なる條件で生産物を販賣することを得る時には組合員たる全農村が比較的多くの収入を得ることになり、若し反對に優良なる條件で貨物を販賣すること能はざる時には、全村の収入が少く經濟上困難を見なければならぬからである。經營者は組合員を戒めて粗製濫造に陥らしめざることを肝要である。濫造品を混入する時には其の組合の名聲を傷け、組合員全部の不利益を招くことになるからである。更に、經濟市場の状況に注意し成るべく有利なる條件で販賣することを努めなければならぬことはいふまでもないことである。このことにして期待し得べく

販賣組合  
の經營



んば販賣組合は農村の経済にとりて最も偉大なる效力を發揮することを得るであらう。我國の販賣組合の成績を見るに、其のよく良好なる成績を擧ぐる組合は、其の組合の経営に當るものが人格者であつて、組合員を監督駕御し得べきものを得たものである。事の成否は一に人にありといふのは蓋しこのことであらう。

利用組合  
の経営

利用組合は組合員が獨力にては望むことを得ざる機械力を利用するか又は加工場の利用を目的とするものであるから、組合員の數が相當多く、而かも協力して之が利用に當る時は相當の成績を擧げることを得るものであつて、其の経営は比較的困難でないといへる。

以上予輩は産業組合の経営の原則とも稱すべきものを若干説明したのであるが、勿論これ等の運用は經營者の精神と手腕とに俟たなければならぬ。産業組合が質的に發達すると否とは農業家の利益に關係すること頗る大であるから、之に大なる期待を置かざるを得ないのである。

## 二七 農業保険

農業保険

農業家をして經濟生活の安定を得せしむるには不測の損害の爲に其の經濟生活を攪亂せしめざることが肝要である。其れには保険制を應用して危険を分散せしむることが一方法でなければならぬ。農業家が被る虞のある危険は少くはないが、其の中には必しも農業家に非ざれば遭遇するものでないと言へぬものがある。例せば家長が死亡の爲に遺族の者が困難するとか、家屋が火災の爲に焼失するとか、其他この種の危険は決して少くはない。然し、これ等の危険は農業家に限らず如何なる職業に従事するものでも遭遇しなければならぬものである。否これ等農業家の危険は他の職業に従事するものに比し寧ろ輕微のものである。農業生活は健康上健全のものであるし、其の家屋の如きは都會に比し類焼の危険が少いからである。故にかゝる種類の危険を避くる爲に特に農業保険を起す必要はなく、こゝに農業保険とは農業其の物に特有なる危険損害を避けしむる保険でなければならぬ。其の保険の範疇に入るものは農業動物保険と農作物保険でなければならぬ。

家畜保険

農業に使用する牛馬等は農業經營に必要缺く可らざるものであるが、病氣傷



害で一年に死亡する数は統計に由ると約十分の一前後に當り、農業を営む者にとりては決して輕微なる損害と稱することを得ない。これを保険に附して農業家の受くる損害を少からしむることは農業家の經濟にとりて必要のことである。家畜保険制度は歐洲諸國では十三世紀頃から起つたのであるが、農業が主なる生産である丈、比較的順調に發達したものである。我國でも昔から牛馬講、萬人講等相互扶助の制度が行はれたのであるが、昭和四年家畜保險法が施行せられてこゝに家畜保險制が確立することが出来たのである。家畜保險制は實に我國に於ける農業保險制の前驅と稱することを得るものである。今同法に依り我國の家畜保險の一斑を記述する。

保險の目的物は牛馬に限られ、而かも牛は生後六箇月より十一歳まで、馬は二歳より十六歳までのもので健康検査の上傳染病のないもの丈が加入することを得る。死亡率の高いものは之を加入せしむる時は保險組合の基礎を危くするといふ理由から之が加入を許さないのである。保險金を支拂ふ場合は牛馬が死亡した場合であるか病氣傷害の爲に死亡した場合と、急激の病氣不慮の傷

## 養蠶保險

害の爲に屠殺しなければならぬ場合と、傳染病の爲め規則により屠殺しなければならぬ場合に限らるゝのである。

農業家が郡を單位として家畜保險組合を作り直接に農業家より牛馬を保險するのである(元受保險)。政府は之を再保險するのである。農業家が家畜保險組合に加入すると否とは隨意であるが、再保險は強制的になすのである。

動物保險の中で我國で特に必要であるは養蠶保險である。繭は我國の農業家の經濟にとりては最も大切である、養蠶の損害も種々あるが、保險の対象として重要なのは蠶の違作である。即ち病害、天候等の爲に違作を生じた時には養蠶家は大きな損害を受けなければならぬから、かかる場合を豫測して保險に加入するのである。然し實際上この種の損害は時として養蠶家の怠慢又は不注意の爲に起ることもあるから、實行上種々の困難がある。

農作物の保險は農業家の經濟にとりて更に大切である。農作物の減收はいふまでもなく農業家の經濟にとりて大打撃でなければならぬ。其の減收も農業家の怠惰不注意に基くものならば已むを得ないが、農業家自身は心身を盡し

## 農作物保



て農耕に當るに拘らず、自然的の原因の爲に減収を見るに至り、爲に折角の勤勉努力も一場の夢と化すことは實に同情に餘あること、いはなければならぬ。其の損害を出来る丈減少する方法を工夫することが農業家の經濟を安定さす途であるといはなければならぬ。農業保険はこれが爲に案出せられたものである。

農業保険の目的はこゝにありとすれば、其の対象である收穫に及ぼした危害は實に氣象上の危害と病蟲害でなければならぬ。これ等の危害は自然より來ること、人爲で殆んど如何ともすることの出来ないものである。農業が他の生産に比して危険の多いのは實に之が爲である。氣象上の危害の中で最も恐る可きは氣象の急激なる變化の爲に生ずる危害である。霜害、雹害、雷害、水害である。農産物が農業家の辛苦が酬いられて、將に相當の收穫を擧げんとするに當り、一朝これ等の害に襲はるゝや、其の辛苦は忽ちにして水泡に歸せなければならぬ。耕作者にとりては泣くに泣かれぬ苦痛といはなければならぬ。これ等の害は多くは一地方に止るものではあるが、其れ丈其の害は其の地方に

氣象上の  
危険と病  
蟲害

とりて大なりといはなければならぬ。氣象上の危害は之に止らない。旱魃、長雨、凍害等の爲に農産物は必要なる光、熱、水等を得ること能はず、爲に十分なる生育を遂ぐることを得ず、著しく減収を結果することがある。これ等の害は豫見することが出来るが、多くは之を避けることを得ないのである。其の外農産物の減収は農作物が病患の爲め若くは蟲害の爲に生ずることは珍らしくない。農業家は病蟲害に對し常に豫防を怠らないものではあるが、時としては病蟲害の勢ひ猖獗にして避けることを得ないことがある。農業保険はこれ等の危害を別々に對象として保険をなすこともあるが、これ等の危害を総合的に對象として保険を立つることもある。

農業保険の必要なるは疑を容るゝ餘地もないが、保険の技術よりいつて實行上夥多の困難あるは蔽ふ可らず。而して其の困難なる原因の主なるものを擧ぐれば

## a 蓋然率の算定の困難。

保険は危険分散の原則の上に立つものであるが、其のことの出来るのは蓋然

農業上の  
實行上の  
困難



率を知ることが出来るからである。然るに、農業保険の場合には其の率の算定が頗る困難である。

b 危害が広く且つ程度が大なる時は保険經理が困難である。

危害が狭く且つ小なれば他の保険の場合と同じく保険を立つることは困難ではない。農業の場合には事情を同じうする地方が一単位となつて保険組合を組織するを常とするが、其の代りに危害の範囲が廣汎であり、其の程度が甚だ大なる時には經理上困難とならざるを得ない。これ何れの國にても地方をして元受保険をなさしむると同時に、國家が再保険をなす所以である。

c 損害を評價することの困難。

農産物の減收竝に其の損害を評價しなければ保険金を支拂ふことは出来ないのはいふまでもないが、其の損害を評價することは事實上甚だ困難である。之が爲には農業保険では或程度までの評價の標準を定め置き其れに基きて實際に適用するのであるが、其の地方の事情に通曉し而かも經驗あるものでなければ正確なる評價をなすこと困難である。

これ等の實行上の困難は相當大なるにもせよ、事の重大なるに鑑み出来る限りの努力によりて農業保險制を實行し或程度までの成績を擧げてゐる。

我國でも夙にマイエット・エツケルト氏等によつて農業保險の必要が唱道せられたに拘らず其の實行を見るに至らなかつた。政府當局が農業保險の調査に着手したのは昭和三年以後のことである。政府の立案によれば、家畜保險の場合と同じく實行し易きものより之を行はんとするものである。

即ち、農作物の收穫又は小作料の取得を保險するものであるが、當分の内は保險の目的たる農作物は水稻及び桑とし、保險の目的たる小作料は水稻又は桑を耕作する小作地の小作料としてゐる。而して、保險の對象となるべき危害は水稻では暴風雨、洪水、浸水、旱魃及び特種の植物病である。桑の危害は暴風雨、洪水、浸水、旱魃の外に凍結及び降雹とがある。特に凍害は其の危害の中最も重要な位置を占めてゐる。

農業保險組合は一郡を區域として相互扶助主義によつて組織するのである。其の一郡を區域としたのは町村を區域とすれば狭きに失するし、更に府縣を區



域とすれば廣きに失するからである。農業家は必ず農業保険組合に加入するに當らないが、農業には如上の危害が多いから、之に加入するのが安全であるといへる。一旦之に加入した以上は(a)組合の定款で一定年限は保険を繼續させられるし(b)同じ組合の区域内にある同種類の作物は凡て保険にかけなければならぬ。これは保険の性質上當然といはなければならぬ。

## 保険料

農業保険は損害保険であるから、一旦収めた保険料は假令損害が起らないでも之を返還するものではない。農業保険組合は其の保険料を集めて共同の準備財産としこの中より損害の填補金を支拂ひ諸積立金をなし經營に關する種種なる費用を支拂はなければならぬ。

## 保險の經營

保険組合は上に陳べた如く、郡を以て單位とするが、農業の危害の如きは地方的であるから若しこの種の危害が起り而かも、其の程度は相當深刻であつたならば、組合は經營上困難を見なければならぬ。故に危険を分散するが爲に多くの組合が聯合體を作るか、政府が再保険をしなければならぬ。我國では國家が再保険主體となつてゐる。而して農業保険組合が保険を引受けた時には

強制的に再保険を附せなければならぬことになつてゐる。之によりて損害が起れば國家が之を填補することになるから、被保険者にとりて安全であるといへる。

損害が起つた時には組合は其の保険金額全部を填補するかといへば、其れでは組合員の不注意による損害までも填補しなければならぬことになるから、之を避くる爲に保険價額は保険金額の七割以内となつてゐる。而して損害を填補する場合は評價總收穫の三割以上の損害が生じた時に限らるゝのである。



## 第四篇 穀物の價格と其の調節策

### 第一章 穀物の價格と其の變動

#### 二八 穀物價格の特質

穀物の價格は我等の經濟生活にとりて至大の關係を有す。穀物は我等の主要食物であることは今も昔と變る所はない。文明の進むに従ひ榮養嗜好の材料として穀物以外のものを食物として攝取することが多くなつたとはいへ、而かも穀物は主要の食物たることを失はない。社會上層のものは穀物以外のものに食費の大半を費すけれども、社會下層のものに至つては食費の大半は主要食物に用ひなければならぬから、穀物の價格の騰貴は直ちに食費の騰貴を結果せざるを得ない。労働者の家計統計によれば、食費は全經費の五割五分を過ぎてゐるから、食費にして騰貴した爲に収入が増加し、爲に生活費が増加するに至つたならば、毫も憂ふることはないけれども、其の收入従つて生活費にして増



穀物の  
一般  
物格と  
一般  
物格と  
一般

加することが出来なければ労働者は其の経費の中から食費に比して生活上節約し得べきものを節約しなければならぬ。其の程度にして甚しき時は、労働者の如きは營々働いても唯生存する費用を働き得るに止り、文明國民としての生活をなすこと能はざるに至るべく、穀物の価格が騰貴すれば、社會の不平を惹起し、甚しきは騷擾を招來することになるであらう。穀物の価格が社會大衆の生活に對し斯くの如く重大なる關係があるから、穀物の価格にして騰貴すれば其の他の貨物の価格も之に伴ひて騰貴する傾向がある。これは一は多くの國にては穀物を生産する農民階級が社會の過半数を占めてゐるから、穀物の価格にして騰貴すればこれ等の者の購買力を増加し、購買力の増加はやがて貨物の需要を増加するから、其の理由で穀物の価格の騰貴に伴つて一般貨物の価格を騰貴せしむる。而のみならず、一方には穀物は生活の必需品であるから穀物の價格従つて生活の費用にして騰貴する時は賃銀を上騰せしめ、賃銀が上騰すれば其の生産販賣する貨物の価格を騰貴せしむるに非ざる限りは、生活上困難を見ざるを得ない。この理由により穀物の価格の騰貴は一般貨物の価格を騰貴せ

しむる傾向がある。

## 二九 穀物價格の變動

穀物の  
價格  
の變動

穀物の價格は經濟生活上重大なる關係あるものにして、其の價格は永き年月に亘りてはさまで變動せざるに拘らず、短い年月の間には其の變動は頗る激しいものである。短き年月の間に其の價格の變動の甚しき理由は穀物は需要並に供給の弾力性が乏しきことが其の根本的原因である。需要の弾力性が乏しいといふは我等は穀物を主要食物とするが故に穀價が廉いからといつて多くを需要することは出来ないし、又反對に穀價が高いからといつて少く需要することは出来ない。要言すれば、穀物の需要は大なる變動をなすものではない。需要が大なる變動がないものとすれば、其の價格は主として供給によりて變動しなければならぬのであるが、其の供給も普通の貨物の如く弾力性あるものではない。其の生産は自然によりて制限せられてゐるから、穀物の價格が高いからといつて俄に生産を増加し供給を増加し得るものではなく、之と反對に穀物の價格が廉いからといつて生産を減少し供給を減少し得るものでもない。

需要の  
非  
弾力性供給の  
非  
弾力性



キングの  
法則

従つて穀物の価格は供給が多くなれば甚しく価格を低落せしめ、供給が少くなれば甚しく其の価格を騰貴せしめ、其の騰落の程度は供給の二乗に反比例するといふ。之を経済學にてキングの法則と稱してゐる。例へば收穫が一割の減收であれば收穫九割の二乗八割一分になるから其の反比例として二割前後の騰貴を見るべく、減收二割であれば收穫八割の二乗六割四分になるから其の価格は四割五分近くの騰貴を見なければならぬ。斯くの如く、穀物の価格は收穫供給の増減により甚しい騰落を生ずるものである。反之、長き年月に亘りて穀物の価格を研究すると、さしたる變動をなすものではない。其の理由は長き年月に亘りて觀察すると、人口の増加に伴ひ其の需要は増加するが、國民の生活の必需品であるから如何なる犠牲を拂つても、其の需要は満足せしめなければならぬ、其の代りに其の需要を満足する以上に生産する必要はないのみならず、穀物は工業品等とは異り永く保存し得べきものではない、故に需要の變動に伴ふ丈の供給は存在するが、其れより多く離るゝものではないから、長き年月を通じて穀物の価格を研究すると、甚しき變動を生ずるものではない。長き年月

を通じて穀物の価格が甚しく變動せざることは經濟上甚だ慶ぶべきことであるが、短き年月の間に主に收穫の豊凶によりて其の価格は甚しき變動を見ることは經濟上甚しく憂ふ可きことである。主要食料品の価格が安定せざることには國民の經濟生活をして常に不安ならしむることであるからである。穀物の價格の變動は交通機關の發達に關係することが少くない。穀物は重量の大なる割合に價格の低廉なるものであるから、古昔交通機關の發達しない間は其の移動の地域は大に限定せられてゐたから、豊年で收穫が甚だ多くあつても其の過剰の穀物を他の地方他國に運送することが困難であるから、動もすれば生産過剰となり、穀物の価格は甚しく下落せざるを得なかつたが、其の代りには凶作で供給不足を訴えても、他の地方又は國から之を輸送することが出来難いから、其の不足を救済することは出来難く、其の結果穀物の価格は暴騰して消費者特に都會の勞働者は生活難の爲に苦まなければならなかつた。然るに、交通機關が發達し運賃が大に低減せらるゝに至れば、一地方に於て穀物の供給が甚だ多ければ其の過剰の部分を他の地方に運送すべく、反之、其の地方に於て供給が過



少の爲に穀物の價格が暴騰すれば他の地方又は他國より穀物が盛んに輸送せられて穀物の價格をして平調に復さしむるであらう。古昔に於ては穀物の價格が暴騰した爲に餓殍路に横はるが如き慘事を數々見たのであつたが、今日ではかゝる慘事を見ること殆んどなくなつたのは交通機關の發達に俟つこと多いといはなければならぬ。又穀物の中にも小麥の如く世界到る所に産出せらるゝと同時に到る所で常食物として需要せらるゝものと、米穀の如く其の産出地が限定せらるゝと共に常食物として需要せらるゝ地域も亦自ら限定せらるゝものは價格の變動の上に差異なきを得ない。前者は交通機關の發達、運送の便が開くに從ひ世界到る所に往來する上に其の生熟期も北半球、南半球等によりて異つてゐるから穀物の價格の變動が比較的少いが、米穀になると其の生産地も限定せられ需要地も亦限定せられてゐるから穀物の價格の變動自ら甚大ならざるを得ないのである。

## 穀物の價格の激動防止

穀物の價格は性質上變動なきを理想とするものであるに拘らず、事實變動激しく理想に遠ざかること甚しきが故に成るべく其の變動を少くし以て其の理想に近よることを期せなければならぬ。國家の政策もこの理想を實現するが爲に用ひられたのであるが、其のことは後節に之を説明することとし、其のことを除いても種々の制度が必要に促されて起つたのである。其の中最も注目すべきものを擧ぐれば

## 交通機關の發達

第一、交通機關の發達 交通機關の發達は運賃を低減し、運賃の低減は貨物移動の地域を擴張し、貨物移動の地域の擴大は價格を合理的ならしむると同時に其の變動を緩和せしむるものである。交通機關發達の價格に及ぼす影響は穀物の價格に於て最も歴然たるものがある。故に何れの國に於ても交通機關を發達せしむる上に力を致さざるはない。軍路の修築の如き其の目的は軍隊の輸送行進を容易ならしむるにあつたとはいへ、其の經濟上に及ぼした影響は決して輕視することは出来ない。陸上交通の不便を救済する爲に運河を開き河川を修築したるが如きは穀物の輸送を助け穀物の價格を妥當ならしむる上に與つて力ありといへる。その他交通機關の發達の影響は之を詳述すれば甚だ多い。



投機機關  
の發達

投機市場

第二、投機機關の發達 投機とは經濟上からいへば、自己の勞働に由らず社會的原因に基く價格の變動に乗じて普通率以上の利潤を得んとすることをいふ。この投機を組織的に行ふものを投機市場といふ。投機市場の發達は市場を擴大し價格を合理的ならしむると同時に、價格の變動を緩和するものである。今穀物の價格に例を採れば、投機市場が發達すれば原因の如何を問はず穀物の價格が下落すべき勢あるや、投機的に、下落するに先ち豫め賣却し其の下落するを待つて買ひ求めて以て其の差額を利せんとするし、穀價が騰貴すべき兆を呈するや、其の未だ騰貴せざる間に之を買ひ求めて價格が騰貴した曉に賣りて其の差額を利せんとするものがある。これが所謂投機取引である。この種の投機取引が行はるれば穀物の價格が騰貴すべき原因が現はるれば直ちに之を買ふものが顯はるゝから價格が直ちに騰貴し従つて其の騰貴は急激ならずして徐々たることを得よう。之と同じく將來穀物の價格が下落すべき兆があれば、其の原因が現實に顯はれない間に其の價格が下落するから、其の勢は急激ならずして徐々たることを得べく、以て穀物の價格の激變を避けしむることを

投機取引  
と穀價徳川時代  
の正米取  
引制

得るであらう。このことは穀物の價格の激變を防止せんとする希望に副ふことで經濟社會にとつて慶ばなければならぬ。投機取引其れ自身は動機からいつても自己の勞働に由らずして社會的原因による價格の變動を利用して俗にいふ濡手で粟の利益を得んとするものであるから擯斥しなければならぬことではあるが、其の結果からいへば、今いふ如く價格の激變を避けしむることを得るから經濟社會より見て慶ばなければならぬ。需要と供給とが現在のみの状態により調和して價格を決定するのではなく、現在未來の比較的長き期間に於ける状態で調和し價格を決定するからである。我國では徳川幕政の時米穀の現物市場である正米市場の傍らに投機市場が起り能く米價をして比較的合理的にして而かも激變なからしめたのであつた。幕政の當時投機市場が起つたのは國民の經濟生活を安定せしむる目的の爲に起つたのではなく、實は當時の幕府なり諸侯の財政の都合の爲に起つたものであるが、結果に於ては或程度まで國民の經濟生活を安定せしめた効は没す可らざるものがあるといはなければならぬ。幕政當時は幕府又は諸侯は其の收むる米穀の一部を賣



却して財政の用に充てなければならなかつたから、江戸と大阪とに藩倉を設けて之に收め便宜之を賣却しつゝあつたのである。大阪は我國商業の中心であつたから中國、西國は勿論其の他米穀を大阪表に廻送して販賣する諸侯が甚だ多くあつたのである。藩倉に集めた米穀は入札の方法で賣却したのである。初めはこれ等の事務に當つた者は諸侯の役人であつたのであるが、役人は今も昔も商業の掛引に疎いものが多いから、稍後に至つては之を商人に委託するに至つたのである。米穀の販賣を委託せられた商人を藏元又は掛屋といふのである。藩倉に納めた米穀を入札の方法で賣却するに當りては豫め銘柄、俵數、入札の時日及び藏元の名稱を記載した書札を一般入札米の揭示場に揭示する。仲買人は其の揭示に従ひ入札の日藩邸に集り、俵數價格等を記入して入札すると即日開札して最も高價に入札した者から落すのである。落札者は藏元に一定の證據金を納めて置いて十日以内に代金を納めて現米なり現米に代るべき米券を受取るのである。現米を必要とする時には米券を呈示すれば現米を受取ることが出来たのである。落札者は證據金、數銀を納めた以上は指紙と稱す

藏元又は  
掛屋

る手形を作りて米穀に對する権利を移轉したものである。かくして、米穀の價格が比較的に高ければ諸侯等の収入も多く従つて財政上樂であるが、其の價格が比較的に廉ければ諸侯の収入も少く財政上苦しからざるを得ないのである。入札に由りて定る米價は勿論藩倉に集る米穀の數量で決するのであるから、拂下の時に諸國の藩倉に集る米穀が多ければ米價は下落しなければならぬし、會々大阪に入津する船舶が少く藩倉の米穀の數量が少ければ米價は著しく騰貴せざるを得なかつたのである。米價の高低常なきことは諸侯の財政に悪影響を及ぼすこと少くなかつたのである。この財政上の見地より米價を安定せしむることは甚だ必要であつたのである。こゝに於て大阪商人は現物市場の傍らに投機市場を設けて現物市場を牽制指導しようとしたのである。當時案出せられた投機市場制は帳合米制度と稱するものである。帳合米制は現物を授受するを目的とするものではなく、帳簿上で米穀を賣買し之によりて米價を決定し以て投機的に差額を損益せんとするものである。帳合米制こそは我國取引所制の基礎をなすものであつて我國の獨創にかゝるものである。我國の商

帳合米制  
度の發達



業機關の多くは泰西諸國の制度を模倣したものであるが、獨り取引所制は我國の創造にかゝるものである。獨創にして稱すべきものとせばこの制度こそ大に稱揚しなければならぬ。帳合米制は建物米(標準となるべき米)を定め賣買單位を設け、限月限日に到り豫めなしたる取引を決済するものであり、其の取引は帳簿上で之を行ひ、取引が成立した時の相場と取引を決済する時の相場を比較して差額を授受するのである。されば米價が將來騰貴すべしと思はるれば之を買はんとするもの(強氣筋)多く、米價は漸次騰貴し決済期に到りて之を賣つて帳簿上で決済すれば差額を利することを得るし、其の際反對の見解を立て賣るもの(弱氣筋)は差額を損しなれない。投機をなす者は未來に於る米價を豫測して投機をなすのである。即ち諸藩の産米につきて毎年仲買人等が入札によりて銘柄に對する建物米を定め置きこの架空的の銘柄について取引をなすのであり、其の賣買單位は百石とし、限月は一年を三期に分ち各期の最終三日を除き其の期間内は上に陳べた如き取引をなすのである、其の取引をなしたものは取引額に對し一定の證據金を兩替屋に預け入れ置き時機を見て前に

買ひたるものは賣埋め、前に賣りたるものは買ひ埋め以て差額丈を授受するのである。賣埋、買埋については兩替屋は共同の消合場を設け毎月十日二十日三十日の三回之をなさしむるのであつて、其の際賣埋、買埋をなすものは兩替屋との間で出合値(前に成立した價格)と賣埋、買埋の時の相場との差額丈を授受せしむるのである。同限月最終三日前に至り尙賣埋、買埋をなさざる所謂殘玉があれば兩替屋は賣買兩取引者から證據金を收め三日内に賣埋買埋をなさしめ、其の取引を消滅せしむるのである。而かも尙殘玉があれば最終日の大引火繩値により出合値との差額の授受をなさしめ以て全部の取引を消滅せしむるのである。これによつて見るも同取引は初めより空米取引であり、差額取引であり、投機取引である。

帳合米制が幾たびか改良せられて現今の取引所制を生ずるに至つたのであるが、現今の取引所の取引の主要なる長期清算取引の骨髄は帳合米制と同じく差額取引であり、投機取引である。差額取引、投機取引は其の動機からいふも非難すべきものであり、其の社會道德に及ぼす影響からいふも慶ぶべきものでは

は投機市場  
排撃す  
べきや



ないから、政府當局は之を禁遏せんとしたことは一再ではなかつた。明治政府も明治二年に全國の取引所を禁じたものであるが、其のこの經濟社會に及ぼした結果は甚だ面白くなく、特に經濟の中心地である大阪は爲に火の消えたやうになつたのであるから明治四年に至り再活を許さざるを得なかつたのである。投機市場は今日の經濟機構の下に於ては必要缺く可らざるものである。米穀の如き國民の主食物で需要も多く供給も多いもので其の價格を合理的となし其の價格の變動を成るべく緩和せしめんには投機市場は必要缺く可らざるものである。其の取引にして國民經濟上非議すべきものあれば之を改善して以て國民經濟上の要求に副はしめなければならぬ。投機市場排撃は獨り我國許りのことではなく多くの國に於て試みられたことである。獨逸に於ても穀物の如き國民の生活必需品は投機取引の目的物たらしむ可らずとの理由で伯林を初め重要商業地に於ける小麥の投機取引を禁じたのであるが、小麥の價格は亂高下するし經濟社會に及ぼす影響は甚だ宜しくなかつたのみならず、投機者は隣國である和蘭アムスターダム取引所に於て獨逸の小麥の投機取

引を行つたのであるから小麥をして投機取引の範圍外に立たしむることは出来なかつたから、遂に再び之を許さなければならなかつた。由是觀之、投機取引は之を排撃すべきものではなく之を善用し利用すべきものといはなければならぬ。

交通機關、投機市場の發達は穀物の價格を昔時に比し遙に合理的となし其の變動を緩和したのであるが、而かも尙其の價格は年の豊凶等自然の原因によりて動かさるゝこと少くはなく、従つて其の價格の高低は國民經濟上重大なる意義がある。農業が國民の最も主なる生産であり、國民の比較的大多數が農業を以て生計を立てた間は、勿論穀物の價格の高いことは國民の購買力を大ならしめたもので之に最も力を盡したものであつたが、經濟の發達するに従ひ穀物の價格の國民經濟上の重要な程度は輕減したのであつた。其の理由は國民は昔時とは異り種々なる食料品から榮養を攝取するに至つたから假令穀物の價格が騰貴したからといつて其の國民の生計費に及ぼす影響は昔時の如く重大ではない。而のみならず穀物は土にも陳ぶる如く其の生産地附近の供給により

穀價の國  
經濟上の  
重要性



て価格は定るものであつたが今日では穀物は世界的に移動するから或地方で收穫が不作であつたからとて他國や他の地方から穀物が搬入せらるゝから其の地方に於ける穀物の価格が騰貴するとは限らない。反對に、其の地方で收穫が多くあつたからといつて他の地方に盛んに輸出せらるゝことがあるから穀物の価格は下落するものとは限らない。故に生産者である農業家にとりては勿論穀物の価格の高きことを慶ぶには相違ないが其の程度は昔日の如く強くあるものではなく、特に其の地方に於て副業が盛んであつて農業家の収入が却つてこれ等副業とする生産物の価格の高低に依存することの多い場合に然りとする。穀物を消費する側の都會の住民にした所が、特に労働者にした所で經濟市場が好況であつて労働に對する需要が多く従つて賃銀高ければ穀物の價格が高くあつたからとて經濟上困難を見ることはないし、財界が不況である爲に賃銀が低くあれば假令穀物の価格が低くあつたからとて經濟上豊であり得ない。して見れば穀物の価格の高低は今日でも國民經濟上重要であるには相違ないが昔日の如くに重要であり得ないのである。

## 第二章 穀物關稅

### 三〇 穀物關稅

穀物は今日では國際的に移動するものであるから、穀物の價格が低廉なる國から穀物の價格の高い國に盛んに輸入せられ其の穀物の價格を低廉ならしむるのである。之が爲に、其の穀物の價格の高き國の農業家の中收支相償ふこと能はざるものを生ぜざるを得ない。農業家の中生産条件よく従つて生産費の比較的少いものは穀物の價格が低廉となつたからとて經濟上困難することはあるまいが、生産条件が悪く生産費の高いものは、穀物の價格が高い時に初めて相當の収入所得を得ることが出来るのであつて穀物の價格が低ければ相當の収入所得を得ることが出来ない。故に、これ等の農業家をして經濟生活の安定を得せしむる爲には國家としては救濟策を講じなければならぬ。其の方策として外國より輸入する穀物に對し輸入税を課し人爲的に内國市場に於ける穀物の價格を高くし農業家をして相當の収入を得せしめんとするのである。

穀物關稅

の必要



穀物關稅即ち是れである。獨り穀物計りでなく農産物の主要なるものに同様に輸入税を課し同様の目的を達せんとすることもある。農業關稅即ち是れである。農業關稅の中で穀物關稅が最も主要なる位置を占めてゐるからこゝには穀物關稅のみについて説明する。

穀物の價格が社會上の原因で高低し之が爲に或者は利益すると同時に或者は損失を被るならば已むを得ないことであるが、關稅により人爲的に内國市場に於ける穀物の價格を高くし之によりて其の生産者には利益を與へるにもせよ之を消費する者に不利益を來すことは國民經濟より見て問題とならざるを得ない。

十七八世紀に於ける歐洲諸國は概ね重商主義經濟觀を懷き工業を發達せしむる爲には穀物の價格を成るべく低廉ならしめなければならぬとした。従つて、穀物に對して輸入税を課せざるは勿論、時に或は穀物に輸出税を課して其の輸出を妨げ或は輸出を禁止し以て内國市場に於ける穀物の價格の騰貴を防止せんとしてゐたのである。この間にありて、英國の如きは全く異なる見解を有し

十七八世紀に於ける穀物の價格の統制

穀物輸出獎勵法

商工業と併せて農業を重視してゐたが當時英國の經濟社會で勢力を張てゐたものは貴族であつた。貴族は工業、外國貿易、植民等經濟活動の主動者であると同時に大地主であつた。従つて商工業の利益も重視せらるゝと同時に農業の利益も亦重視せられてゐて、當時の學者も亦農工業の利益の相反することを説かずして、努めて兩者の利益の相一致すべきことを説いてゐたのである。農業家の利益を重視したる一例としてこゝに一六八九年の穀物輸出獎勵法を擧げて置かう。該法律に由れば穀物の正常價格を一定し置き、内國市場に於ける穀物の價格にして右水準に達せざる間は一切穀物の輸入を許さざるのみならず、穀物を輸出するものに對して輸出獎勵金として輸出價額の一割を支給す。若し穀物の價格にして該水準より高くなれば輸出獎勵金を給せざるのみならず、穀物の輸入を自由にしたのである。即ち、該法律は内國市場に於ける穀物の價格をして正常價格に近からしめんことを期するものであつて、實に農業家と消費者との利益を調和せしめんとしたのである。この法律の爲に農業は隆盛に赴き穀物の價格は割合に變動なきを得たのであつた。然るに、十八世紀の後半



産業革命と共に英國の工業は長足の進歩をなし、其の工業品は盛んに海外に輸出せらるゝに至つた。英國の經濟の重點は農業より工業に移つた。英國の世界經濟上の位置を維持し之を進捗せしめんとするには工業を大に進展せしめ工業品を盛んに輸出して世界諸國の市場に於て覇權を掌握しなければならぬ。其れには工業品の生産費を成るべく低廉にし以て工業品の價格を低廉にしなければならぬ。工業の生産費を低廉ならしむるには廉價なる外國の原料を輸入すると同時に廉價なる穀物を輸入して労働者の賃銀を低廉ならしめなければならぬ。外國より自由に穀物を輸入せしむる時は穀物の價格を低廉ならしめ農業家の収入を減少しなければならぬから、工業の利益と農業の利益とは衝突せざるを得ない。英國は十八世紀の末十九世紀の初めにはこの問題の解決の爲に少からず苦んだので、其の結果前掲穀物輸出奨励法の精神に則り異動稅率制を案出實行したのである。異動稅率制とは内國市場に於ける當該貨物の價格に應じて關稅率を動かすものをいふ。即ち穀物の價格をして其の生産者に生産費を拂つて尙相當の利潤を得せしむる程度を標準として之

## 異動稅率制

## 英國穀物條例

を正常價格 (Remunerative price) とし内國市場に於て之に遠からざる價格を維持せしむるを目的とし異動稅率制を設けたのである。内國市場に於て穀物の價格が該標準價格より高ければ輸入稅を廢し、外國より穀物の自由輸入を許すと同時に、内國市場に於ける穀物の價格が標準價格より低ければ其の差額に均しい輸入稅を課し以て標準價格を維持せんとするのである。英國で之を試みたのは一八二二年並に一八四二年の穀物條例であるが一八二二年の法律に由れば英國市場に於ける小麥の價格が五十九志以上になれば植民地より小麥の移入を許し、其の價格が七十志以上になれば初めて外國より穀物の輸入を許すのである。而して英國市場に於ける小麥の價格が一「クォーター」六十七志以下なれば植民地の穀物に十二志の輸入稅を課し、六十七志乃至七十一志の時には五志、七十一志以上の時には一志の輸入稅を課すのである。英國市場の小麥の價格が八十志以下の時には外國より輸入する小麥に十二志、八十志乃至八十五志の時には五志、八十五志以上になると一志の輸入稅を課したのである。又一八四二年の法律に由れば英國市場に於ける小麥の價格が五十一志以下の場合に



は外國より輸入する小麥には二十五志の輸入税を課し事實上其の輸入を許さず、其の價格が五十一志以上になれば一志毎に輸入税を一志づつ軽減し其の價格が七十三志に上れば一志の輸入税を課するに止るのである。但し植民地より移入する小麥に對しては内國市場の價格が五十五志なれば五志の移入税を課するが、内國市場の價格が騰貴するに従ひ一志毎に移入税率を軽減し五十八志に至つて一志の移入税を課するに止めたのである。植民地の穀物と外國の穀物との間に取扱を異にしてゐるが其のことは本制度の重點ではなく、内國市場に於ける價格の異なるに従ひ自然輸入税率を異にし以て標準とする價格に近からしめんとすることが重點であらねばならない。このことは、價格を調節する工夫としても攻究すべき問題であるが、今日の經濟機構の下に於ては到底立法者の期待するが如き結果を見ることは出来るものではない。其の根本の理由は今日の經濟社會にては投機が相當重要な働をなし市場に於ける價格を動かしてゐるからである。例へば、内國市場に於て穀物の供給が不足を告げ其の價格が騰貴すべき傾向がある時は價格が騰貴すれば輸入税率も低くなるで

異動税率  
制の效果

あらうから穀物の輸入者は其の輸入を暫く手控えるであらうから内國市場に於ては穀物の供給益々不足を訴え穀物の價格は益々騰貴せざるを得ない。反之、内國市場に於て穀物の供給甚だ多くして其の價格が下落すべき兆ある場合にはやがて關稅率は増加せざるを得ないから穀物の輸入者は急遽輸入するであらうから内國市場に於ける穀物の供給は俄に増加し其の價格も亦俄に下落せざるを得ないのである。立法者は穀物の價格を標準とする價格の前後に成るべく大なる動搖をなさしめざることを希望するに拘らず投機が行はれてゐる爲に穀物の價格は却つて大に動搖するので立法者の期待に副ふことは出来ないのである。コンラードの調査によれば小麥の價格は「クオーター」につき

	一八九九年	一八〇〇年	一八〇一年	一八〇二年	一八〇三年	一八〇四年	一八〇五年	一八〇六年	一八〇七年	一八〇八年
平均	六・三	六・三	六・四	六・八	五・二	四・六	五・四	四・六	五・〇	六・七
最高週平均	七・二	七・二	七・一	七・七	六・五	五・六	四・一	六・九	六・一	七・四
最低週平均	五・四	五・五	五・二	五・三	四・九	四・六	四・一	五・一	五・四	五・四
差	一・八	一・七	一・九	二・四	一・六	一・〇	〇・八	二・八	一・七	二・〇



	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
平均	七〇・八	六六・四	六四・四	五三・三	五〇・一	五〇・一	五〇・〇	四八・八	四九・九
最高週平均	八二・六	七三・〇	七二・一	六三・八	六二・二	五九・五	六〇・一	五八・四	五三・五
最低週平均	五五・六	五二・〇	五〇・七	四二・〇	四二・五	四二・一	四二・一	四二・一	四二・六
差	二七・〇	二一・〇	二一・四	二一・八	二〇・四	一七・四	一八・〇	一六・三	一〇・九

由是穀物の価格は却つて大なる動搖をなすことを察知することが出来よう。白耳義にても同様異動税率制を採用して穀物の価格をして大動搖なからしめようと試みたのであるが同じく目的を達することを得なかつたのである。獨逸にても農業の利益と工業の利益を調和せしむる爲に同じく異動税率制採用の議が起つたが、農政學の泰斗ホン・ゴルツェ博士は熱心に之に賛成したに拘らず、多くの學者は之に反對したものであるから遂に採用せられなかつたのである。我國でも生産調査會でこれを提議したものがあつたが多くの賛成を得ること能はず實行されなかつたのである。此の制度は一見甚だ巧妙であるようであるが、實行し難きものであるといはざるを得ない。近頃ヘンニクセンは『異動税率論』を著はしこの制度を辯護し從來この制度が失敗に歸したるは其の

趣旨が誤れる爲ではない、其の方法が誤れる爲である、即ち過去の價格に由りて未來の課税をなさんとすることが失敗の原因でなければならぬ。この制度を行つて其の目的を達せんとするには未來の價格によりて未來の課税をしなければならぬといつてゐる。未來の價格によりて未來の課税をなすとは如何にして之を實行することを得るや頗る困難なる問題といはなければならぬ。今、或標準價格を定めて置いて課税の時に於ける價格を之と比較して其の差額を以て輸入税率とした所が投機を防止することは出来ないし、更に過去若干月若くは若干年の價格を平均して之を未來の價格と推定して標準價格との差異を以て輸入税率とした所が到底其の目的を達することは出来まいと思はれる。予輩はこの制度に對して賛成することは出来ないのである。

異動税率制に類似して政府が種々の事情に基きて輸入税率を動かす制度がある。例せば我國の米穀輸入税制の如きは即ち其れである。米穀の輸入税は百斤一圓即ち一石二圓五十錢であるが、凶作の場合には百斤四十錢(一石一圓)まで低減し得ることになつてゐるのである。關稅定率法第六條に「米及粳の輸入

我國の米穀輸入税制



税は凶作の場合に於て勅令を以て期間を指定し毎百斤四十錢を限度とし之を低減することを得とあるのである。關税を低減するのは政府が凶作と認められた時でなければならぬことは明白であるが、如何なる程度にまで收穫が減少すれば之を凶作と認むべきかは極めて困難なる問題といはなければならぬ。假りに、其のことは誤りなく決定し得るとするも、輸入税率を如何なる程度にまで輕減すべきやを決定することは決して容易なる問題ではない。このことは幸に誤なく決定し得るとするも、之を發表するについては周匝なる注意を以てなさなければならぬ。投機をなすものは所謂早耳で政府の意向を探知し拔駈に行動して奇利を博せんとするものが少くはない。現に米穀の輸入者が政府が輸入税率を動さんとする意あるを知るや米穀を朝鮮釜山まで輸入し置き其の發布を見るや直ちに内地に輸入するのである。一部のものをして斯くの如く奇利を得せしむるが如きは政府として避けなければならぬことである。要之、穀物に輸入税を課して内國の農業を保護すべくんば宜しく確定率の輸入税を課すべきものである。

予輩は英國の制度を説明するに當り異動税率制にまで言及した。異動税率制の得失は寧ろ穀價の調節を論ずる際論及すべきものであるかも知れないがこの制度も輸入税の一種であるからこゝに略述したのである。

### 三一 穀物關稅批判

偕て諸國は初めは特に農業を保護する必要もなかつたのであるが、交通機關の發達と共に穀物の國際的移動が盛んになり、其の結果海外の廉價なる穀物は歐洲諸國の市場に盛んに輸入せらるゝやうになり爲に農産物の價格を低下せしめたものであるから農業家階級の困難は決して輕くはなかつた。こゝに於て諸國は穀物に輸入税を課し農業を保護せんとするに至つたのである。穀物に輸入税を課する時は生活費を高からしむることになり爲に労働者に不利益を及ぼすこと甚しいから之に對して反對するもの少くはないのである。獨り労働者の利益を擁護せんとする者が之に反對するのみならず、工業の利益に重きを置くものも大聲疾呼して之に反對するのである。工業を發達せしめ工業品を海外市場に盛んに輸出するには工業の生産費を少くし工業品をして成る



べく廉價にしなければならない。其れには工業の原料を成るべく低廉ならしめなければならぬは勿論、食料品を低廉にして労働者の賃銀を成るべく低廉にしなければならない。穀物に輸入税を課して内國市場に於ける穀物の價格を騰貴せしむるが如きは其の目的に反するものといはなければならぬからである。

穀物關稅の得失を檢討するに當り第一に問題とすべきは輸入穀物に輸入税を課する時は内國市場に於ける穀物の價格を高くし以て農業を保護することを得るやの問題である。内國市場に於ける穀物の價格を高くせざれば農業を保護すること能はざるはいふまでもないことである。

其の國に生産する穀物は人口を養ふこと能はず外國より穀物を輸入して其の需要を満足しなければならない時は穀物は國民の主要食物であつて之を節減することは出来るものでないから外國より穀物を輸入する必要あるはいふまでもない。かゝる場合に輸入穀物に輸入税を課したならば輸入穀物の内國市場に於ける價格は輸入税丈は必ず騰貴せざるを得ない、然らざれば之を輸入

穀物關稅  
は農業保  
護の實を  
擧ぐるか

する者は他國市場に輸送するに相違ないからである。其の内國市場に於て外國穀物が輸入税丈騰貴する時は之と同種同質の内國の穀物も其の價格まで騰貴するに至るであらう。従つて其の生産者に對して利潤を多からしむることが出来るであらうから農業保護の實を擧ぐることを得るであらう。其の國の收穫が會々減收があり外國より輸入しなければならぬ時に外國穀物に輸入税を課すると課せざるとは其の國市場に於ける外國の穀物の價格に差異を生ずるから、外穀に輸入税を課せざるときは其の價格に壓せられて内國の穀物の價格が外穀の價格より高くなることは出来ないし、減收に基く收入減を穀物の價格の騰貴によりて補ふことを得ない。然るに外國の穀物に對して輸入税を課する時は其の穀物の價格は輸入税丈高くなるから内國に生産する穀物の價格も其れに伴ひ騰貴するから農業家の收入減を少くとも或程度まで補ふことを得るであらう。斯くして輸入税は農業保護の實を擧げることが得るのである。

反之、其の國に生産する穀物は其の國の人口を養ふて餘りあり従つて外國よ



り穀物を輸入する必要のない場合には、外國より輸入する穀物に對して輸入税を課する時は、全く外國よりの輸入を杜絶するに至るであらう。外國より穀物を輸入する必要のないのに而かも之を輸入する者があつたのは外國の穀物の價格が安いから内國の消費者も内國の穀物を消費する代りに輸入穀物を消費する者があつたからである。即ち内國に生産する穀物は本來内國の需要を満足し得べきに拘らず價格の關係で外國の穀物の爲に一部分は内國に於て消費せられずして残留しつゝあるのである。今輸入穀物に輸入税を課する時は外國の穀物の價格を輸入税丈高くし内外穀物の價格の差を少くするから外國の穀物を消費してゐた者も内國の穀物を消費するに至るであらうから其の國の農業家を利益することになるであらう。我國の米穀の如きは外國の米穀に比し品種遙に優良であるから内國市場に於て外米に輸入税を課せざる時は外國の米穀は内國産米に比し遙に廉價にあるはいふまでもない。外國の米穀に對して輸入税を課するも其の輸入税にしてさして高くなければ内國市場に於ける外國の穀物の價格は依然として内國米に比して低位にあるに相違ない。然

し其の價格の差異が減少した丈外米を用ひた者が内國米を消費するに至る可能性を生じたことは争ふ可らず、其の輸入税が高くなれば内外米の價格の差異が大に減少するから外國米を消費してゐた者が内國米を消費するに至るべく外國米を輸入する者なきに至るであらう。故にかゝる場合に輸入税は内國市場に於ける外國米の價格を高くする効果はあるにもせよ、内國の産米の價格を騰貴せしむる力はないといはなければならぬ。同種同質のものが競争するのとは趣を異にするからである。故に外國の米穀に課税することに由りて内國の米穀の價格を騰貴せしめんと欲せば、其の輸入税は餘程高率でなければならぬ。要するに、輸入税によりて内國の米穀の價格を騰貴せしめんとしても其の力は微弱であるといはなければならぬ。

輸入税が内國の穀物の價格を騰貴せしめ其の生産者を利益する力は場合に由りて同じくはないが、或程度までは内國の穀物の價格を騰貴せしめ以て少くとも農業保護の實を擧ぐるとせば、一般消費者に不利益を被らせてもこの種の方法によりて農業を保護するは國民經濟上正當なりや。こゝに少しく検討し

輸入税に  
よる農業  
保護は國  
民經濟上  
正當なり  
や



労働者

なければならぬ。穀物の如き生活必需品の価格を輸入税によりて騰貴せしむる時には其の被害は他の貨物に比較して最も廣汎であるといはなければならぬ。特に労働者の如き其の所得の過半を食料費に充てなければならぬものに於て生活必需品の価格の騰貴は最も苦痛ならざるを得ない。其の生産費の増加に伴ひ賃銀が増加すれば毫も苦痛を感ずることはないが、労働者の賃銀は容易に増加されないのであるから、少くとも其の賃銀が増加されるまで、苦痛を嘗めざるを得ない。労働者の賃銀が生活費の増加の爲に増加されるれば工業の生産費を増加することになりて工業の利益を害する結果を生ずることになる。其の害の及ぶ所可成廣汎なりといはなければならぬ。所で、之が爲に農業家全部が利益を受けるかといへば然うではない。農業家の中で穀物を賣ることを得るものは穀物の価格の騰貴するに従ひ利益するを得るが、然らざるものは利益することを得ない。農業家の中で穀物を賣ることを得るものは其の一部分に過ぎないので、中には却つて穀物を買はなければ生活することを得ないものゝ如きは穀物の価格の騰貴した爲に不利益を被らなければならぬ。

工業家

地主  
小作人經濟政策  
の基調

穀物の価格の騰貴した爲に利益するものは眞に生産するものよりは却つて小作料として穀物を受取る地主階級である。其の受取りたる穀物を比較的 high に賣ることが出来るからである。而のみならず穀物を賣ることが出来るものは其の當座こそ穀物の価格が騰貴した爲に利益することが出来るが、穀物の価格が騰貴するに伴ひ土地の価格も小作料も増加するであらうから、新に土地を購めて農業を営まんとするもの若くは小作料を出して耕耘せんとするものは其の利益を享することは出来ない。故に統計の上では農業家の数が工業家等に比較して多いとしても輸入税により農産物の価格を騰貴することは多數のものに利益を及ぼすものであると斷ずることは出来ない。故にこの種の政策を用ふるに當つては十分に注意しなければならぬ。其の國の經濟政策の基調が自由放任主義でなく、保護貿易主義に在る場合に、既に工業に對して相當廣汎なる範圍に亘り保護關稅を設け以て其の國工業を保護しつゝある際、獨り農業に對しては保護政策を用ふ可らずといふは其の國經濟政策の精神に合致するものとはいへない。然し、同じく工業を保護するにしても其の保護の範圍が



極めて狹隘であつて嚴格なる條件に合致するもの丈が獨り保護せらるゝ場合には農業の如きものは之を保護せざるは其の國經濟政策の精神に合致するものといはなければならぬ。但し、其の國の經濟状態が次第に變化し農業國が工業國に變轉する勢あるに當り、其の變遷を自然の勢にのみ放任して顧みない時は從來農業を以て衣食しつゝあつたものは俄に生活すること能はざるに至るかも知れない。かゝることは國家としては抽手傍觀すべきことではなく保護關稅に由り外國の穀物の輸入を或程度まで防止し以て農業家の困難を緩和救済し他の職業に轉向する途を開くは經濟政策としてなす可きことでなければならぬ。この意味に於ける農業保護は予輩は其の必要を認めざるを得ない。其の保護の目的にしてこゝにありとすれば、其の保護の期間もさまで非常に長きものではあるまいし、其の保護の程度もさまで高きものではない筈である。保護の目的をこゝに置くに拘らず其の保護の期間を徒らに永くし其の保護の程度を濫りに厚くすることは國民經濟より見て排撃しなければならぬと信ずる。

世には農業保護を主張する論者の中には農業保護の目的を如上の如き理由に置かずして其の國に消費するものは擧げて其の國に生産しなければならぬ、國民の生活必需品を外國より輸入する如きは外國に經濟上隸屬するものであつて之を避けなければならぬと主張するものがある。自給自足論である。經濟孤立論である。其の國にして領土廣く農業的に利用する餘地頗る多く力を盡す時は永久に自給自足經濟を維持することを得るから保護の目的をこゝに置くも必しも咎むに當らないが、かゝることは多くの國には到底望むことは出来ない、假りに相當強度の保護政策を用ひたる爲に其の國にて消費するものを擧げて其の國にて生産することを得たりとするも、其の國の人口にして益々増加し其の國生活の程度にして益々向上する曉には忽ち其の國に生産する所を以て其の國の消費を満足すること能はざるに至らんこと明白である。其の曉には保護政策を持続すること能はざるに至らん。經濟政策の目的をこゝに置く可らざるは多くいはずして明である。我國が世界經濟の中に介在して國民經濟を立つるや世界諸國と相倚り相扶けて經濟を營むべきものであつて他



國を排撃して孤立無援の經濟を立つべきではない。孤立無援の經濟を營まんとする時には却つて國民の經濟生活を危殆に陥らしむる虞が少くはない。斯くの如きは健全なる經濟政策とは稱することは出来ない。經濟政策就中對外經濟政策の基調は如何あるべきかについては商業政策に於て攻究すべきものであるからこゝに之を論述することは避けて置く。

### 第三章 穀物價格の調節

#### 三二 穀價の調節の必要

穀價調節  
の必要

穀物の價格は需要と供給の關係上他の貨物に比し變動の値幅も大にして、其の變動も頻繁である。然るに、穀物は生活の必需品であるから其の價格は成るべく變動なく、假令、其の變動があつても、其の程度の極めて輕微なものであるべきに拘らず事實は全く之に反することは國民經濟上最も憂ふべきことに屬する。特に穀物の價格は國家有事の日に最も騰貴し、國民の生活を脅すを常とし、現に歐洲戰爭の當時交戦國に於ける穀物の價格は驚くべき奔騰を告げた。さなきだに貨幣の價值の下落により物價が一般に暴騰したのに更に其れに輪をかけて穀物の價格が騰貴したのであるから國民の生活を脅すこと甚しかつたのである。これはいふまでもなく交通が杜絶して容易に外國より穀物を輸入することが出来ないに拘らず戰爭には兵糧が最も大切であるから其の供給を彌が上に多くなし置く必要がある爲め戰時に至れば何れの國にても穀物の價



格は奔騰するのであるが、其れに搗て、加えて投機者流は穀物の價格が大に騰貴すべきことを豫測して之を買占めるから益々其の價格は奔騰せざるを得ないのである。勿論戦争はしかく頻繁に起るものでもなく、よし戦争が起つても其の期間はさまで永くあるものではないから、國家としてこの非常時局を切り抜ける爲には如何なる手段をも用ひなければならぬが、穀物の價格の變動を緩和することは寧ろ平時に於て必要であるといはなければならぬ。平時に於ては其の變動を緩和するが爲に戦時に於けるが如き非常手段を用ふべきものではない。穩健妥當なる手段を用ひなければならぬのであるからである。こゝには戦時に於て用ひられた調節策若干を略述し次に平時に於ける調節策について説明しようと思ふ。

### 三三 戦時に於ける穀價調節

戦時に於ける穀物の價格調節については歐洲戦争當時諸國に於て經驗した所であるから、之等を更に整理し検討する時は我等は之によりて相當の教訓を得ることが出来る筈である。歐洲交戦國では事の急なるに鑑み其の用ひたる

戦時に於ける穀價調節

我國の暴利取締令

政策も可成深刻のものであつたが、例へば、我國の如き戦争の巷を去ること遠い國に於ては穀物の價格の變動も比較的輕微である丈、其の用ひたる調節策も亦甚だ微温的であつたのは蓋し已むを得ないのである。我國で之が爲に用ひた暴利取締令の如きは其の最も微温的のものである。予輩を以て之を觀れば、我國の暴利取締令の如き、いはゞ唯掛聲のみで實績の見るべきものはなかつたものである。而かも、之を以てしても尙資本家等にとりては甚だ不利不便なるものとして之を用ふ可らざることを政府に迫り、政府當局も已むを得ず、傳家の寶刀であるとし容易に之を用ひざることを聲明するに至つたのである。我國の暴利取締令は大正六年九月一日に發布せられたもので、其の取締らんとするものは米穀に止らず穀粉、鐵類、石炭、綿絲、綿布、紙類、染料、藥品及び肥料の數種に及んでゐる。此等の貨物の價格の變動を誘起し、因つて暴利を得るの手段として買占又は賣惜をなし又は爲さんとする者と認むる時は農商務大臣は期間を定めて其の行爲をなす可らざるを戒告し且つ必要と認める場合には賣買に條件を附するのである。この戒告に違反し買占、賣惜をなし又は戒告に附した條件に違



反したものは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處するのである。この取締は買占、賣惜をなしたものに適用するので其の他の方法で暴利を貪るものに適用するものでもなし、買占、賣惜をなした所で急激なる価格の變動を誘起する意思のない者には適用するのではない。更に農商務大臣の戒告に服従したものは假令買占、賣惜をなした所で制裁を受くるものではない。故に暴利取締制としても極めて微溫的のものである。この法令は甚だ微溫的であるのみならず其の最も缺點とすべき所は政府自ら暴利を貪りたる者又は貪らんとする者を認めなければならぬ。政府が戒告するには暴利を貪りたる證據顯著でなければならぬ。従つて其の程度に達せざるものは悉く其の法律の適用を免るゝことゝならざるを得ない。其の證據顯著であつても、政府の戒告に服従すれば何等の制裁を受けないのである。其の戒告に服従せざる曉に初めて制裁を受くるに止るのである。故にこの法令は一見効果が歴然たるが如くにして其の實然らず、調節策を行はざるものと均しといはざるを得ない。暴利取締令としては英國で戦時實行したる所のものは模範とするに足る。其の取締の

英國の暴  
利取締令

眼目とする所は暴利を貪り又は貪らんとする者の爲に損害を被り又は被らんとする者がある場合に之をして訴出でしむるのである。商務省又は其の権限を賦與せられた委員會は其の訴出に由つて初めて活動を開始し暴利を貪り又は貪らんとする事實があれば之に制裁を加ふるのである。其の取締らんとする貨物の範圍は商務省の命令に由りて指定せられた貨物であつて、一般公衆の日用品に限らるのである。其の取締は管理貨物には適用しない。管理貨物の價格は他の方法で一定してゐるから本令によりて取締る必要はないからである。被害者から訴出があつた時は商務省又は其の権限を委ねられた委員會は其の取引貨物の仕入價格、價格、利潤を調査する。これ等を調査する爲には何人をも召喚し必要なる報告をなさしむることを得、其の報告等は凡て秘密にすることになつてゐる。若し之を秘密にしなければ後難を恐れて眞實の報告をなさざるを生ずるからである。商務省は其の調査に基き、相當の利潤を得せしむる丈の價格を宣言し賣主が既に其の價格以上の價格を受領した場合には超過した丈を買主に返還せしめ、尙未だ代金の授受がなかつた場合には宣言の



價格丈を支拂はしむるのである。賣主にして此の命令に従はざる曉には即決裁判に由り五十磅を超えざる罰金又は一月を超えざる禁錮に處し事情によりては賣主を被告として裁判所に訴えしむるのである。この場合には被告に對し二百磅を超えざる罰金、又は六月を超えざる禁錮に處するを得るものである。この制度は暴利を取締る上からいへば最も合理的であるといへる。但し、被害者から訴出がなければ政府は活動を初めないのであるから、凡ゆる暴利を取締ることを得るものではない。これは價格其の物を取締り之を調節せんとするものではなく、間接に取引者の利潤を取締り以て價格に及ばんとするものであるから價格の取締としては不十分であるといはざるを得ない。價格を調節する方法として戰時諸國の行ひたるものは種々あるが、之を大別して價格其の物を取締らんとする制度と、價格其の物を取締らずして價格決定の根本に遡りて需要供給を取締り以て價格を調節せんとすることである。價格其の物を取締る政策の中で最も簡明なるは最高價格制度である。政府が一定の貨物の價格を定め之より高く販賣することを許さないのである。歐洲戰爭當時穀物に

公定最高  
價格制

對してこの制度を設けた國は二三あるがこゝには其の一例として英國で一九一七年穀物について試みた同制度を紹介するに止めて置かう。

穀物引渡日期	小麥ライ麥「クオーター」價格	燕麥同上	大麥同上
自一九一七年十二月前	七三 s 六 d	四四 s 三 d	六二 s 九 d
自一九一七年十二月	七四 s 六 d	四五 s 三 d	六二 s 九 d
自一九一八年一月	七五 s 六 d	四六 s 三 d	六二 s 九 d
自一九一八年二月	七六 s 九 d	四七 s 三 d	六二 s 九 d
自一九一八年三月	七六 s 九 d	四七 s 三 d	六二 s 九 d
自一九一八年五月	七六 s 九 d	四八 s 六 d	六二 s 九 d
自一九一八年六月以後	七六 s 九 d	四八 s 六 d	六二 s 九 d

この表で特に注意しなければならないのは大麥の外は受渡期の異なるに從ひ最高價格が異なることである。これは穀物の如きは收穫期に近い時には供給が豊富であるから價格が低い、之を距るに從ひ不廉とならざるを得ない。之を斟酌して最高價格を受渡期により異にしたのである。この斟酌は當然のことであるが、この精神よりすれば地方によりて最高價格を異にしなければなるまい。然るに之を斟酌することなく全國同一の最高價格になつてゐることは簡明であるには相違ないが合理的とはいへない。何者、穀物の如きは生産地によ



りて生産費を異にするものであるから若し生産費の安い地方の生産費を基準として最高価格を定めた時には生産費の高い地方の生産者は到底生産を繼續することは困難であらうし、さればとて、生産費の高い地方の生産費を基準として最高価格を定めた時には生産費の低い地方の生産者は不當の利潤を得ることにならざるを得ない。故に全國を通じて同一の最高価格を以て律せんとすることは合理的であるとはいへない。更に注意すべきことは最高価格は一定の取引を豫斷するのであつて其の條件に異なる時は取引価格を異にすることを許すことである。換言すれば、一切の取引が同一の価格で行はれてゐないのである。其の豫斷せられた取引條件の主なるは(a)代價の支拂は貨物引渡後一週間以内になすことを要し、(b)生産者から穀物の引渡は生産地渡、船渡を原則とし、地方の習慣に由りては製粉場又は倉庫渡であるから其の引渡までの費用は賣主の負擔であるが其の他は買主の負擔である。この豫斷的引渡條件の下に於ける価格の最高限度が法定せられてゐる譯でこの條件に合致せざる時は價格も異り其の限度を超過することはあり得るのである。故に最高価格を法定す

といひ條、個々の場合に於ては其の制限に束縛せられないのであるから、其の制限の效果は顯著なることを得ないのである。特に消費者の經濟生活に最も關係ある小賣價格に至つては遙に最高價格より高くあるは勿論小賣商人が奸策を用ひたならば、最高價格の制限を有名無實たらしむることは必しも不可能ではないと信ずる。従て、最高價格制は簡明であるけれども其れ程效果的であるとはいへない。消費者の利益擁護の立場からいへば價格公定制の方が遙に效果的であるといへる。最高價格の制も國家が價格の最高限度を法定するのであるから價格公定の一種であるけれどもこゝにいふ價格公定制とは小賣價格を公定し消費者をして之に準據して取引をなさしむるものである。小賣價格は性質上地方によりて異らなければならぬし、又時によりて異らなければならぬから、公定價格も同じく地方によりて異り、時によりて之を改めなければならぬ。され、公定價格が明示せられれば、消費者は經濟市場の狀勢に通ぜざるに拘らず之に由りて取引をなす時は不當の高價にて生活必需品を求めることなく其の利益を擁護することが得らるゝ。價格公定制の典型として佛國



で行つた所を紹介する。其の制度の中心機關は地方毎に任命せらるゝ物價公定委員である。物價公定委員は各府縣知事が人口四千名を超過した自治區域人口四千名に足らなくとも經濟上正當なる理由がある土地なれば之を任命する。其の委員は首席農務部長、府縣所在地の商業會議所の指名する商業代表四名(其の中二名は卸賣商、二名は小賣商の中より指名す)、府縣農務部の指名する農業代表者四名、勞働組合より選出せられた勞働者二名、府縣會議員中より互選せられた府縣會議員若干名及び消費組合の代表者二名より成るのである。これ等の委員は毎週土曜日に會合し、調査材料に基き協議の上正當と認むる價格を決定し又は改正をなすのである。正當なる價格とは生産費に一割五分を超過せざる利潤を加えたものである。生産費とは投下したる資本の償却、勞働者に支拂ひたる給料は勿論原料たる價格、運賃、雜費等販賣するに到る迄の一切の費用をいふのである。公定委員が價格を公定するや、之を公表するのである。當該貨物を販賣する店舗は之を店頭なり其の他見易き場所に貼付し公衆をして直ちに之を知ることを得せしむるのである。公衆は假令價格に關する知識が

なくとも公定價格を知る以上は之によりて賣買することを得るから、其の價格は合理的なることを得るはいふまでもない。其の公定價格を設くる貨物の範圍は廣きことが望ましいのではあるが實行困難であるから重要生活必需品の範圍に限定せざるを得ないのである。この制度は生活必需品の小賣價格を法定しようとするのであるから消費者の生活からいつても、其の生産販賣に關係する者からいつても、甚だ效果的であるけれども唯手續が比較的煩瑣である缺點なしとしない。

以上は重要貨物の價格を取締り、價格を合理的ならしめた方策の主なるものであるが、價格を眞に取締らんとするには其の價格の決定の根原である需要供給を統制監視しなければならぬ。穀物の供給を統制監視することは穀物の供給を一人又は一主體の手に收めれば其の目的を達することを得る。現今の經濟機構では凡て貨物は市場を目標として生産販賣せらるゝものである。之を購ひ求めんとする者が多數あると同時に、之を賣らんとするものも亦多數あつて購はんとする者の間にも競争が行はるゝと同時に賣らんとする者の間で

穀物の需  
供給の需  
統制監視



も亦競争が行はれてゐるものである。然るに、今貨物を賣らんとするものが多數でなく一人又は一主體でありとすれば、供給が統一せられて供給方面には競争は消滅することになり如何程多く生産販賣するも如何程の価格で販賣するも随意である筈である。其の國の需要を測定し生産販賣額を限定することは尙難くはないが、其の需要を統制監視することは遙に困難であるといはなければならぬ。戦時の如き國家が強制的に消費を統制し得る場合に於て初めて實行し得るのである。英國で一九一八年發布した食料品消費制限令(Rationing order)獨逸で戦時實行した穀物監理制の如きは其の例とすることが出来る。英國の食料品消費制限令に由ると、特定の食料品は證票又は切符でなければ賣買することを得ずとの原則を掲げ、特定食料品の範圍竝に數量を規定してゐる。一例を挙げれば肉類の切符は一名につき一日四枚づつを配付して置き一枚の切符引換に購買し得る生肉は五、オンスであり三枚までは之を引換に牛肉を購むることを得せしめ、他の一枚の切符は之と引換に「ベーコン」「ハム」を購むることを得せしめてゐる。英國では人により消費量に區別を設けてゐないのである。

英國の食料品消費制限令

が、兎に角嚴重に消費量に制限を設けたのであるから、假令富有の家族でもこれ等特定の食料品を多く消費することが許されてゐないのである。かくまで消費を制限すればこそ需要は一定量に限定することを得るので、其の需要に應ずる丈の供給を得せしむれば困難を見ることはなく、又其の價格も自ら適當ならしむることを得るのである。

獨逸の穀物監理制

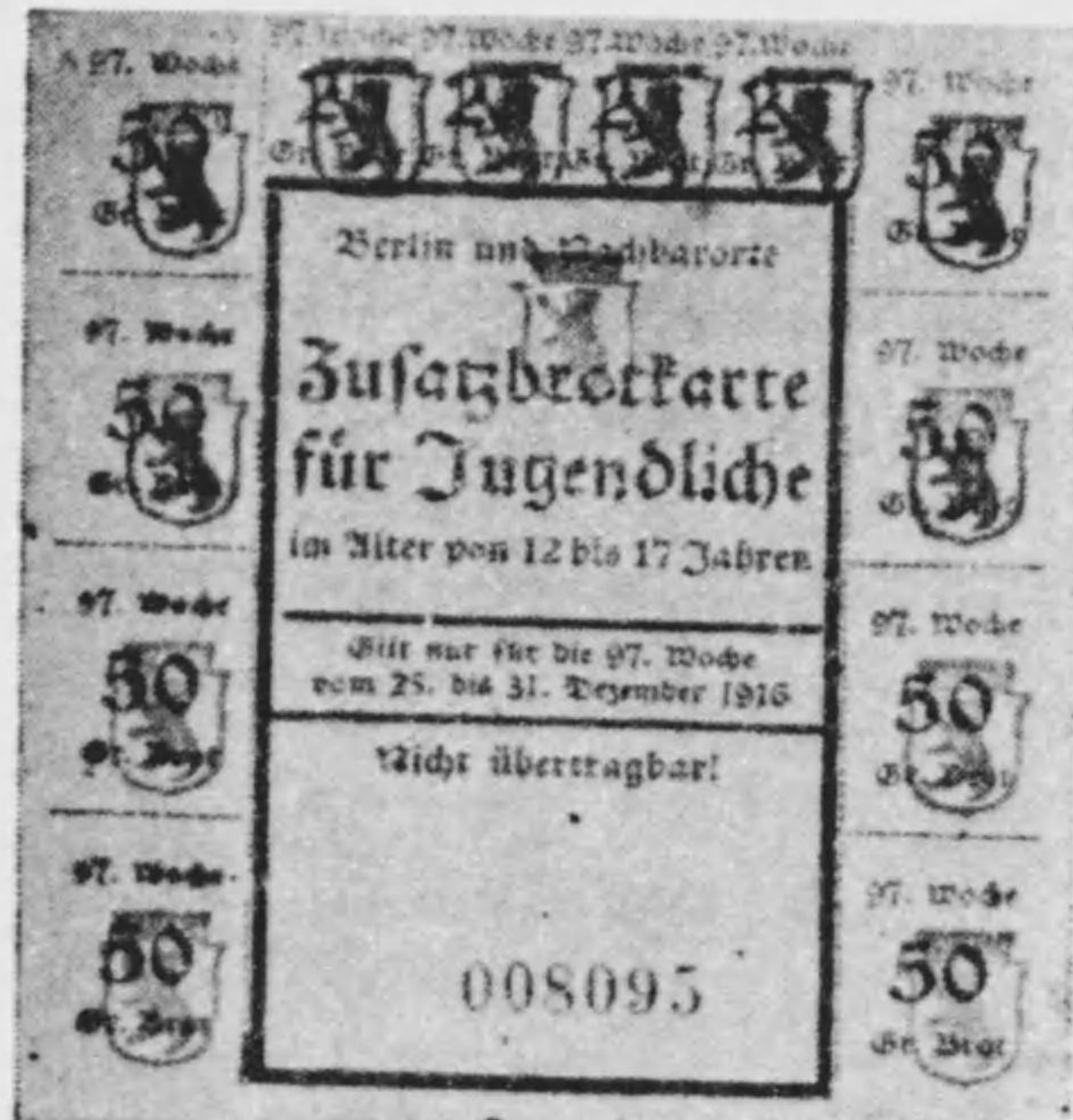
獨逸は四面敵國で包圍せられてゐるから、戦争にでもなれば外國から食料を輸入することの望は絶ゆるのであるから徹底的に穀物の需要と供給を統制監視するの必要があつたから歐洲戦争が起るや、公益會社である戦時穀物有限責任會社(Die Kriegsgetreidegesellschaft m. b. H.)を設け強制的に之をして穀物を管理せしむることにした。會社は必しも國內の穀物全部を買収する必要はないが、何時にても必要に應じて其の手に收めることを得なければならぬから、帝國領土内の一切の小麥及びライ麥の生産額、現存額を報告せしめ一定の條件の下に消費する外は一切消費することを許さないことにしたのである。一切の穀物を買収したのではないが、買収したのと同じの状態に置いたのである。穀



馬鈴薯配給券  
(1916年11月伯林)



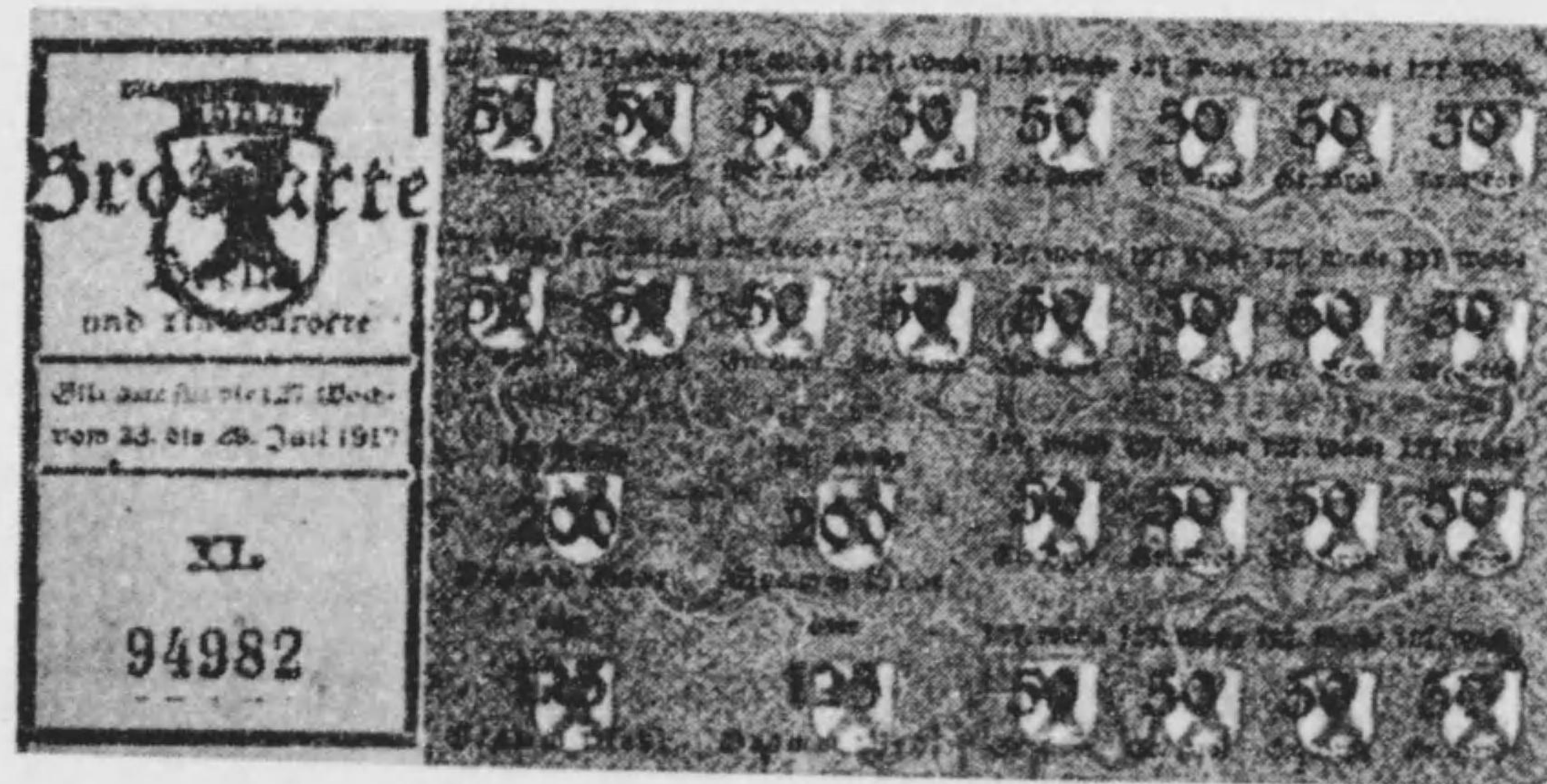
幼年者用麵包追加配給券  
(1916年12月伯林)



麵包追加配給券  
(1916年7月伯林)



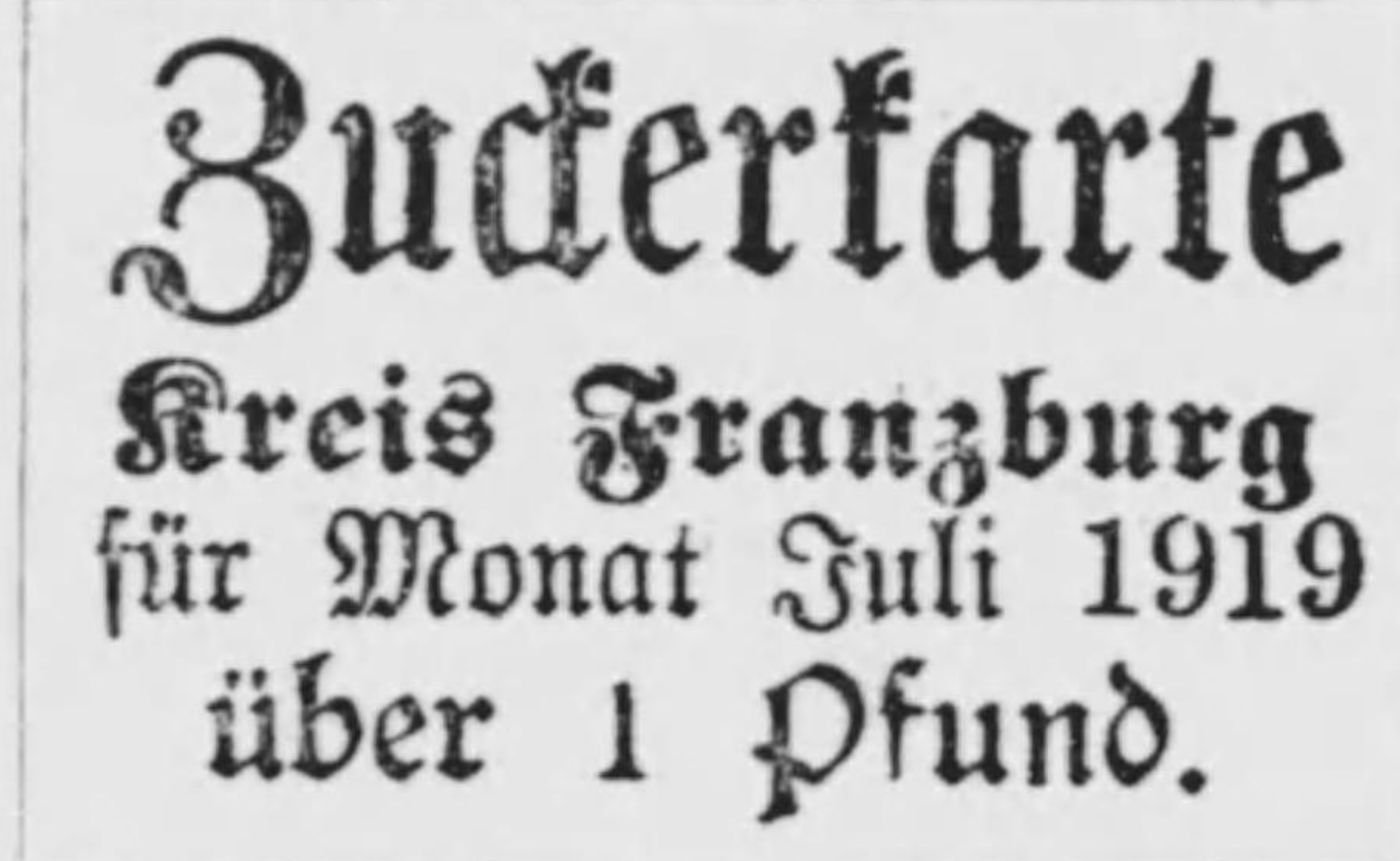
麵包配給券  
(1917年7月伯林)



肉類配給券  
(1916年7月伯林)



砂糖配給券  
(1919年7月フランツブルヒ)



牛乳配給券  
(1917年11月伯林)



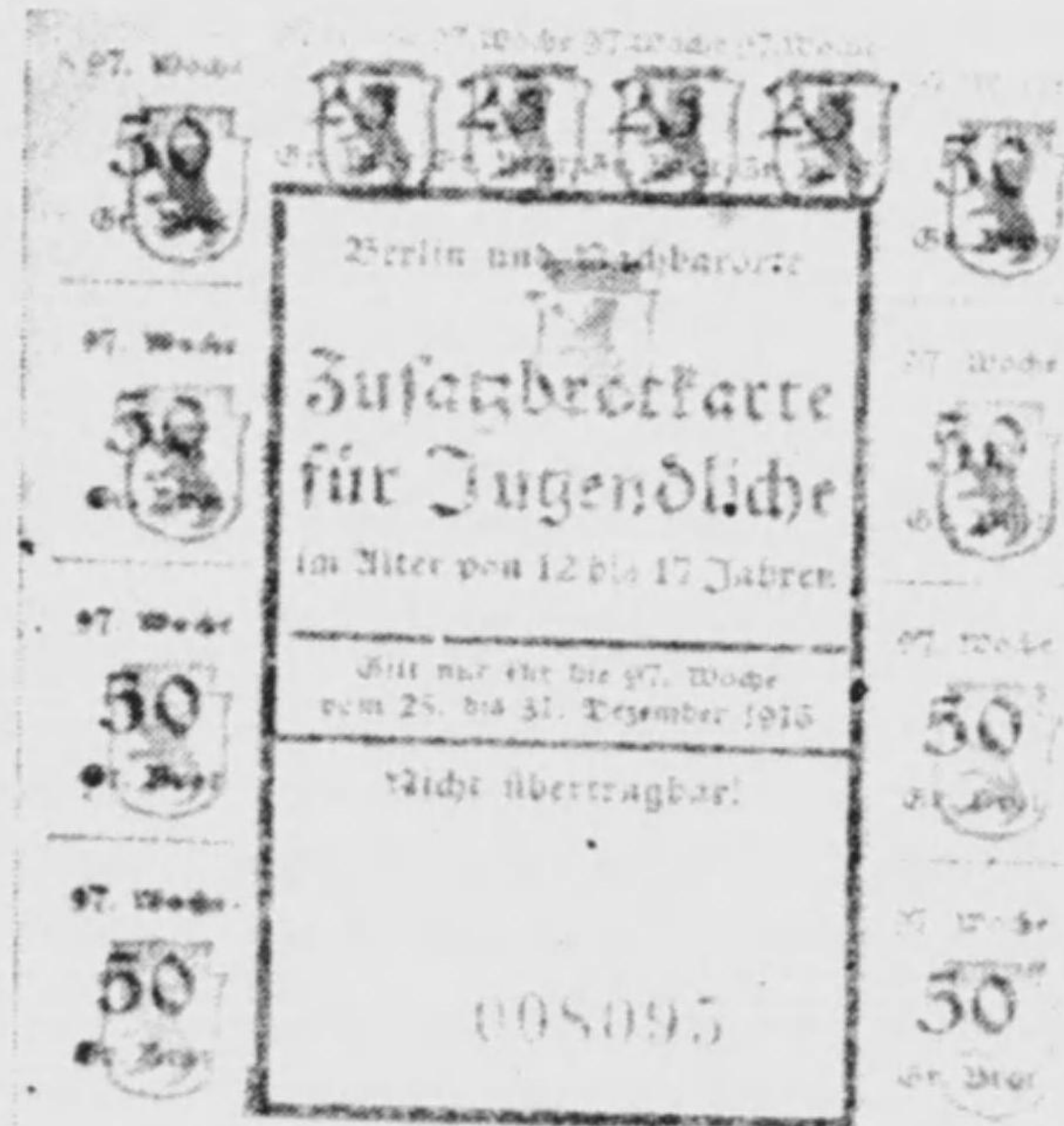


馬鈴薯配給券  
(1916年11月付)



Kartoffeln Kartoffeln Kartoffeln Kartoffeln Kartoffeln Kartoffeln Kartoffeln  
11.50 11.50 11.50 11.50 11.50 11.50 11.50  
bis 17. Sept. bis 17. Sept. bis 17. Sept. bis 17. Sept. bis 17. Sept. bis 17. Sept.

幼年者用麵包追加配給券  
(1916年12月付)



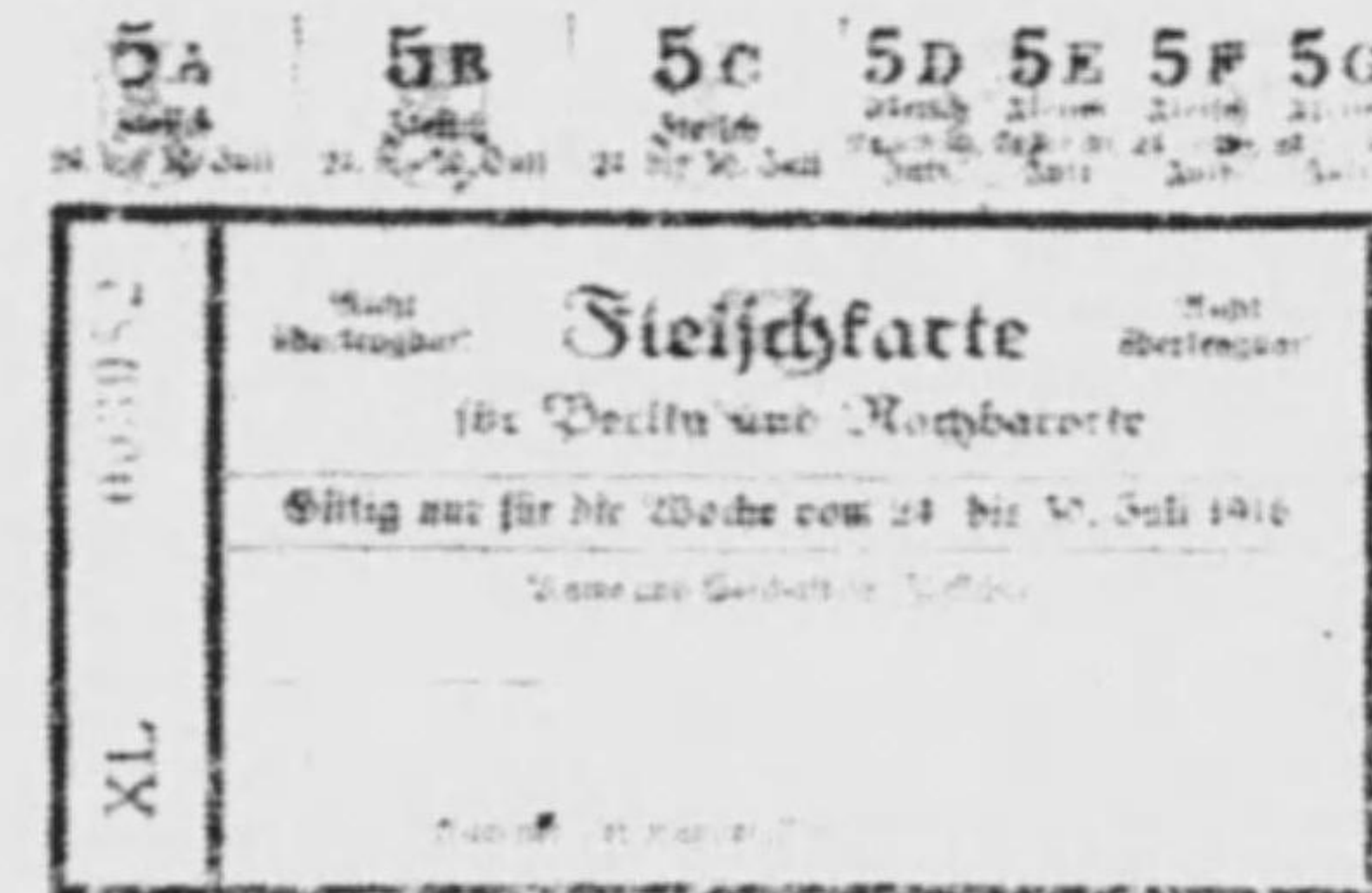
麵包追加配給券  
(1916年7月付)



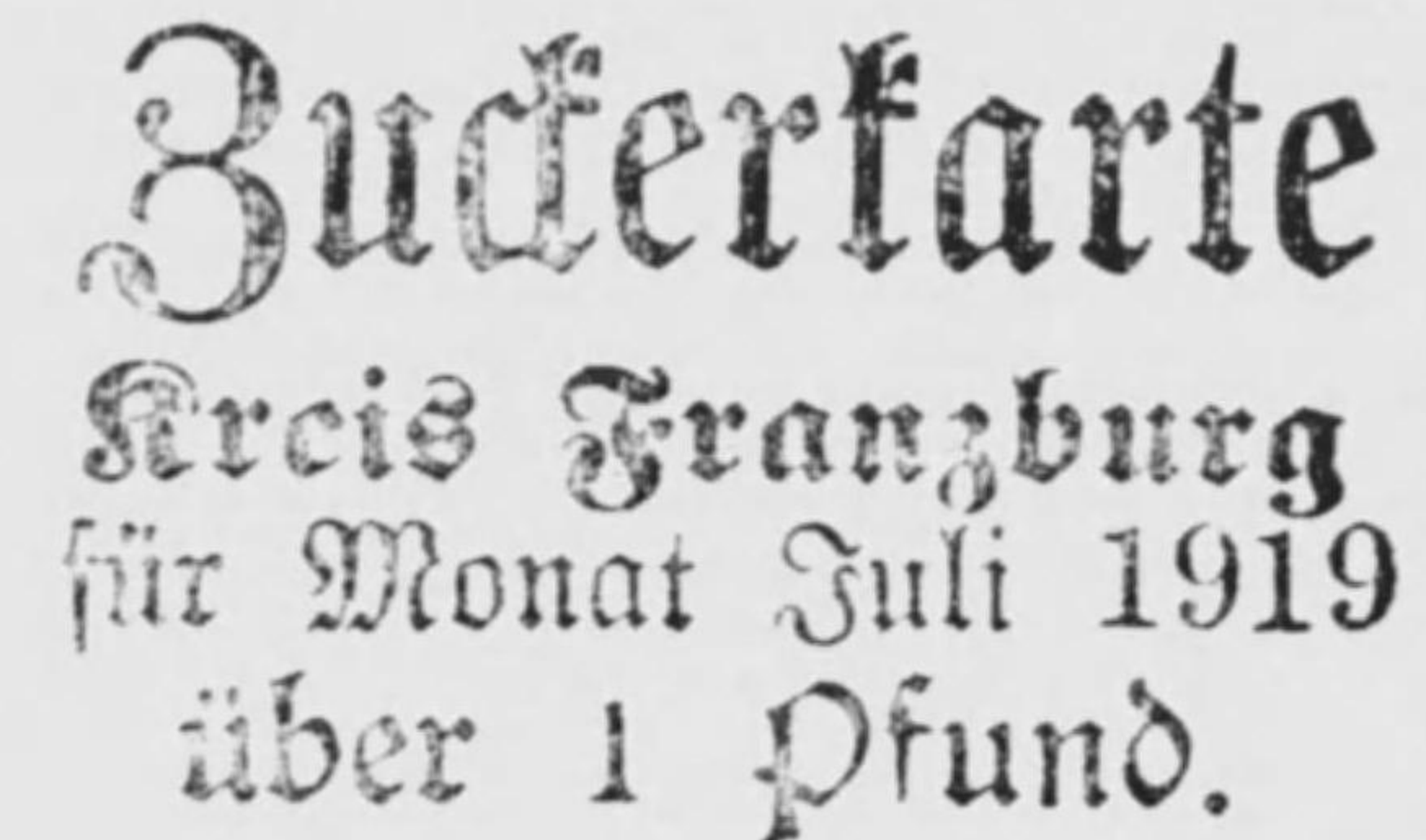
麵包配給券  
(1917年7月付)



肉類配給券  
(1916年7月付)



砂糖配給券  
(1919年7月付)



牛乳配給券  
(1917年11月付)





物管理としては可成進んでゐるといへる。而して管轄官廳が穀物の占有者各自若くは其の占有者全部に對し徵收命令を發すれば占有者は速に戰時穀物有限責任會社又は其の分身である中央購買會社又は地方團體組合に穀物の所有權を移さなければならぬ。戰時穀物有限責任會社は之に對して相當の代價を支拂ふのである。外國より輸入したる穀物穀粉も亦濫りに賣買消費することを許さず、必ず之をこれ等の機關に賣渡さなければならぬ。斯くの如くにして國內の穀物の供給はこの機關に掌握するのである。既に其の供給を統一する以上は一方には其の需要を管理按排しなければならぬ。之が爲に帝國配給局を設け種々の事情を參酌して一人の消費量を定め其の範圍内に於て之が分配を受けしむる途を開いたのであるが其の働が十分でなかつたから各地方に穀物の配給機關を設け一人の消費量を限定し英國に於ける如くに切符により普通の商人の手を経て分配を受けしむることにしたのである。切符がなければ穀物を買ふことを得ないのであるが其の切符を配布するに當つては職業勞働等を斟酌して其の購買消費する數量を異にしたのである。其の價格の

如きは官廳で之を定めて背くことを許さなかつたのである。而して之を監督する機關として帝國穀物局(Reichsgelreidestelle)を設け之を司らしめたのである。國內の穀物の配給を其の手に收めて一絲紊れなかつたには國民愛國心の發露が與つて力ありしとはいへ、其の行政の巧妙であつたことは感ずるに餘あることである。

穀物の需要と供給とを其の手に收めて一絲紊れざる統制をなし特に國民の消費量を嚴格に監督し得たのは戰時之を勵行するに非ざればよく敵國に對抗して有終の美をなすこと能はざりしが故、國民としても之を諒として隨分の束縛を忍びたればこそ、この制度を動かすことが出来たのであるが、平時に於ては容易に之をなすことが出来難いのである。穀物の供給は之を管理することは出来るであらう。其の需要を管理することは容易ではない、之を徹底的になすに非ざれば、いつとはなしに其の統制に背くものを生じ實効なきに至らしむるであらう。之を徹底的になせば國民は日常の生活上殆んど堪ゆことを得ざる束縛を受けなければならぬ。其の實績を擧ぐることの困難なるは多くいは



ずして明である。

### 三四 平時に於ける穀價調節

平時に於ける穀價調節

平時に於ては穀物は獨り供給のみを統制するものとして、穀物の需給を調節する方策につきて少しく研究する所あらん。

我國でも穀物の價格を調節する必要は多くの人によりて唱へられた。其の必要が絶叫せられたのは、米價が動もすれば外國より輸入する米穀の價格に壓せられて低廉となり農業家の經濟を困難ならしむる虞があり、さればとて、米穀の價格を大に騰貴せしむる時は之を消費する都會民衆を始め社會下層の者の反對を被り其の局は如何なる結果を生ずるに至るやも測り知ること能はざるを以て、政府は其の間に介在して適當なる調節策を講じなければならなかつたからである。之が爲に遂に米穀法の發布を見るに至つたのである。米穀法第一條に「政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲必要アリト認ムル時ハ米穀ノ買入賣渡加工又ハ貯藏ヲナスコトヲ得」とあり、同第二條には「政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ

米穀法に於ける米價調節

米穀法の重點

米穀ノ輸入税ヲ増減若ハ免除シ又ハ其ノ輸出若ハ輸出ヲ制限スルコトヲ得」とある。之が歳入歳出は一般會計より區分し特別の會計を立てしめ經費を支辨する爲に必要ある時は、二億圓を限度とし政府又は本會計の負擔に於て借入をなすのである。米穀法第二條の規定は前にも陳べた關稅定率法の規定を擴張したもので、必要あれば勅令を以て米穀の輸入税を増減免除することも出來、更に進んで輸出も輸入も制限することが出來るのであるが、米穀法の重點はこれに非ずして、政府が米穀の買入賣渡をなし加工又は貯藏をなすことによりて米穀の供給を動かし、之によりて米穀の數量又は市價を調節する點にある。政府が自ら米穀を買入たり賣渡をしなければならぬから非常の危険を冒さなければならぬ。政府は最高最低の二價格を定めて置いて、米穀の市價が最低價格以下に下る時は買上げ以て其の供給を減少しこれによりて米穀の市價を釣り上げ、米穀の市價にして最高價格以上に昇る時は、政府は其の所持する米穀を賣り出し以て其の供給を増加し、之によりて米穀の價格を最高價格以上に昇騰することなからしめんとするのである。換言すれば、米價は常に最高價格と最低



価格の間にあらしむることを期したのである。其の目的はいふまでもなく米價を最低價格以下に降ることなからしむることによりて農業家をして相當の利潤を得せしむると同時に、米價を最高價格以上に騰貴せしめずして消費者に苦痛を感ぜしめないとしたとある。其の趣旨は從來の米價調節策と異なる所はないが政府が自ら米穀を買上たり賣却したりすることによりて米價の變動を一定の限度に制限せんとしたるに特色を見るのである。最低價格は如何にして決定するかといへば勿論生産者を保護するを眼目とするものであるから、米穀の生産費を根本としなければならぬが、其の生産費も地方によりて同じではないから、其の公定價格は毎年十二月に米穀の生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して決定し、之を一年間据置のまゝ政府發動の基準としたのである。米穀の市價が之より下れば政府は買上をするのであるから農業家等に政府への賣渡を申込みしむるのである。米穀統制法は相當の期待を以て迎えられたのであるが、米穀の生産等がさまで年によりて差異がなく、従つて米價の變動もさまで激しくない時には相當の効果を擧ぐることを得るであらうが、其の法律の

## 米穀統制法の缺陷

精神からいへば寧ろ米價の變動の激烈なる場合を見越して之を統制せんとするのであるから、よく其の目的を達することを得るやは初めより疑はれた所であつた。果せる哉之を施行すること一年ならずして同法の缺陷を暴露するに至つたのである。同法は昭和八年十一月一日から實施せられたのであるが、八年の産米が近來稀に見る大豊作であつて、米價は早くも公定價格以下になつたから、米穀の賣渡申込が殺到し政府は之を買上げても買上げても尙最低價格以上に騰貴すること能はず、政府の買上數量が既に一千萬石を超えても、尙今後の豫測が附かぬ状態にあつた。政府の財政上の負擔も莫大ならざるを得ない。而のみならず、政府が手許に莫大なる持米がある以上、米價が騰貴すれば賣出さるゝ虞があるから、米價の恢復騰貴は爲に抑えられて如何ともすること能はず加ふるに、之より更に重要なるは、臺灣、朝鮮の産米が盛んに移入せられ而かもこれ等の産米は生産費も安く従つて價格も内地米に比して遙に低廉であるから、之が爲に内地の米價が抑制せられて恢復すること能はなかつたのである。故に植民地の産米を統制する必要が唱へられたのは當然である。故に政府も之



外地米の  
統制

に鑑みる所があり、昭和九年春外地米移入統制法案を議會に出して米穀統制法の缺陷を補正せんとした。これ等の植民地に於ては夙に米穀の産出を大に奨励したのであるから、會々其の生産額が大に増加して過剰米を生ずるに至つた以上は、之を内地に移入すること能はざれば到底其の生産を持続すること能はざるに至るかも知れない。故に植民地特に朝鮮より強硬なる反對が起つたのである。政府は已むを得ず臨時米穀移入調節法外二件で一時を糊塗せざるを得ざるに至つたのである。元來、本國と植民地との間に於ける産業の競争は何れの國に於ても解決に苦しむ問題であつて、獨り内地と臺灣、朝鮮との間の問題ではない。臺灣の如きは米作に依頼せずとも依頼し得る産業が少くはないが、朝鮮の如きに至つては米穀の生産に相當重きを置かなければならない。従つて朝鮮總督府も相當之を奨励したのである。其の産米の相當部分は内地の消費を目的とするのであるに我國にして内地の生産者を保護するが爲に其の移入を阻止せられては植民地の生産者は大に苦まざるを得ない。故に斯くの如き政策に反對するは當然であるといはなければならぬ。

既に米穀統制法にして其の目的を達し難しとすれば我國としては米價調節の如きは之を斷念して其の自由に放任すべきか、一派の論者の主張するが如くに米穀の專賣制を採用すべきか、或は米穀統制法を改正して其の法律の精神を發揮するように努むべきか。我國の農業政策としては頗る注目すべき問題といはなければならぬ。

米穀の專  
賣制

最も極端なる統制政策は米の專賣制である。即ち國家が自ら進んで米穀の配給を其の手で行はうといふのである。政府は農業家より一定の價格で米穀を買い上げ一定の價格で之を賣下げんとするのである。米專賣論者は之によりて米價の變動を消滅し以て一方には農業家に相當の利潤を確保せしむることを得るのみならず米價變動に伴ふ危険を避けしむることが出來ると同時に一般消費者に適當なる價格を以て米穀を配給することを得、同じく米價變動に伴ふ不安と危険を避けしむることを得ると誇稱してゐるのであるが、このことにして論者の主張する如く望み得べくんば甚だ慶ばしいのであるが、果して之を望み得るであらうか大に疑問ならざるを得ない。少しく之を検討して見よう。

米穀專賣  
制の検討



第一 國家が一定の價格にて米穀を農業家より買上ぐといふ。其の所謂一定の價格とはよもや全國を通じ、否、内地植民地を通じ同一の價格で買上ぐることを意味するのではあるまい。かゝることは到底出来ることでもあるまいし、無理に行へば出来るかも知れないが、其の結果は決して良好なることを得るものではない。米穀の生産費が地方によりて異なるは勿論、其の品質も亦地方によりて同じくないことはいふまでもない所であつて、政府が各地方に或買上機關を設けて買上げるにした所が同一の價格で買上げるとなれば非常に不公平なる結果を生ずることにならざるを得まい。若し生産費の低い地方の生産費を標準として買上價格を定むる時は生産費の低い生産者に相當の利潤を得せしむる程度の價格であらうから、生産費の不廉なる地方の生産者には相當の利潤を得せしめない結果を生ぜざるを得ず、論者のいふ生産者に相當の利潤を確保せしむるといふのは偽であるといはなければならぬ。其れなれば、買上價格を生産費の不廉なる地方の生産費を標準として決定するものとせば、生産費の不廉なる地方の生産者は相當の利潤を得せしむるに止るが、生産費の低い地方

の生産者には莫大なる利潤を得せしむる結果を生ずることとなり、同じ農業家にあり乍ら一方では多くの利潤を得るものがあり一方では少し丈の利潤を得るものを生ずることとなり甚だ不公平であるといはなければならぬ。かゝることが起つたとすれば農業家の利潤の多い地方では地價は騰貴して耕作者に利益を與へずして地主のみが利益し、更に小作料も亦騰貴し小作人には利益を生ぜずして地主のみを利益することとなりざるを得ない。而のみならず、政府の買上價格が相當高いのであるから、政府にしては財政上損失を被らない爲には相當高い價格で賣下げなければならぬ、米穀を購買消費する者の不利益は決して輕少ではない。其の不利益も富有階級には比較的輕微であつて、勞働者等貧窮階級には極めて重からざるを得ない。かゝる結果が自然に生じたなら尙忍ぶことが出来ようが、政府の行爲によりて生じたのであるから忍ぶことは出来まい。さればとて、政府がこれ等消費者の利益を重んじて比較的低廉なる價格を以て賣下げるとなると、政府は莫大なる財政上の犠牲を忍ばなければならぬ、假りに、一石につき十圓づつの犠牲を拂ふと、一年に六千萬石の消費が



あるとすれば、其れ丈にても政府は財政上六億圓の損失を負擔しなければならぬ。尤も米穀の如きものにして生産額の全部が賣買せらるゝものではなく、大約二分の一が賣買せらるゝものであるが、其れにしても三億圓の損失は財政上堪え得る所ではない。米價調節は經濟政策として重要であるとはいへこの方策を採る可らざるは明白である。

第二 政府が米穀を買上ぐるは同一價格に由らず地方により生産費等を標準にして買上價格を異にするとせば、煩雜であるのみならず、よく公平を持し得るやは頗る疑問ならざるを得ない。地方により買上價格を異にするとするも季節によりて買上價格を異にしなければならぬ。收穫期直後には價格は比較的低廉であるが、收穫期を距つるに従ひ其の價格は高く所謂端境期近くに至りて最も高きものなれば政府が米穀を買上ぐるにしても又之を賣下ぐるにしても之等の斟酌をなし其の價格を異にするとせば、其の局に當るものは餘程の手腕あるものでなければ巧に之を行ふことは出來難い。巧に行ふことが出來なければ不平を唱ふるもの續出して政府は怨府とならなければならぬ。

第三 政府が其の手にて米穀の配給を司ることは事實非常に困難であるといはなければならぬ。諸國に於ては戰時に於てこそ之を行ふことは出來たが平時に於ては其の困難なるを覺り其の統制を棄つるに至つたのである。由是觀之、我國に於て進んで其の難事を行はんとすることは大なる冒險といはなければならぬ。

一派の論者は米の專賣制を以て恰も煙草專賣等と同視するものがあるが、根本に於て異なるものであるから、予輩は同專賣制には斷乎として反對しなければならぬ。然らば、米穀の配給、米價の變動の如きは凡て自然の趨勢に放任して差支なきやといふに、予輩の所見を以てすれば、凡て經濟活動は自由放任を理想とする。國家は容喙干渉しないのを希望するが、今日の經濟社會は決して一切の經濟活動は個人の自由に放任せられてゐない、否、經濟社會の趨勢からいへば、自由經濟より統制經濟に一步步進みつゝある。農産物の配給、價格計りを個人の自由に放任して顧みないといふことは其れ自身極めて良好なる結果を見ることが明ならざる限りはなし得べきことではない。故に國家の政策として



は其の中間を奔らなければならぬ。米穀統制法も其の中間を奔るものであり、最近問題になりつゝある米穀自治管理法も亦其の中間を奔るものである。

米穀統制法にては(一)米價が大に下落した時は政府が財政上の負擔を顧みず之を買上げても容易に米價を恢復すること能はざる憾があるのみならず(二)政府は其の所有米甚だ多くして處分に苦しみつゝあるに拘らず、民間特に農業家の中には飯米に苦みつゝあるに至れる外(三)植民地の産米が潮の如く移入せられて内地の産米を壓迫するに至り植民地の産米を統制する必要を生じたものであるから、岡田内閣は昭和九年九月米穀對策調査會を設置し米穀根本對策を諮問し朝野の權威者をして調査せしめ其の答申に基きて米穀自治管理、粃共同貯藏助成並に米穀統制法の改正の三案を得て議會に提出したのである。就中米穀自治管理法案こそ其の根幹をなすものである。

米穀全部を統制することを廢して各府縣で所謂過剰米を生じた場合に生産者の團體又は米穀取扱業者の團體等で協力して自治的に管理せしめようといふのである。所謂過剰米とは自治管理委員會が毎米穀年度の初十一月中に内

米穀自治  
管理法案

地、臺灣、朝鮮の植民地を通じて豫想收穫高(臺灣の第一期作は推定額)十一月一日の米穀現在高、過去の消費高より參酌作成した消費見込高並に理想持越高(内地は五百萬石、臺灣は百萬石)を計算して其の米穀年度に於ける需要と供給を推算して供給多く需要少く剩餘米を生ずと推斷した時には之を過剰米といふのである。この過剰米の中から同年度末に於ける政府の手持豫想量を控除した殘餘の數量を統制米とし内地、朝鮮、臺灣に三十五、四十三、二十二の比率を以て割當てるのである。この場合過剰米があつても政府手持豫想量が多ければ米穀統制が起らない譯である。この割當てられた過剰米を統制管理するには其の機關として内地にては市町村、朝鮮では府郡島、臺灣では郡市を區域として米穀生産者地主を以て組織する米穀統制組合を設立し、其の上級團體として内地の道府縣、朝鮮では道、臺灣では州を區域として地方米穀統制組合聯合會、内地、朝鮮、臺灣を其の區域とする中央米穀統制組合聯合會を設くるのである。但し、内地では既に生産者の團體である産業組合が發達してゐるから之を稍改正して之に充つるのであつて、米穀販賣組合が其の業務に當るのである。販賣組合のない



地方では農會が行政官廳の許可を受けて統制組合の業務を代行するのである。されば事實に於ては販賣組合と農會とが内地に於て統制組合の業務を執行する譯である。さなきだに産業組合が商人特に小賣商人の利益を侵害するものとして産業組合反對運動(反産運動)を起しつゝある際なれば、この種の米穀統制が行はるゝに至れば米穀商は存続すること能はずとなし盛んに反對運動を起したのである。其れは兎も角かく米穀統制組合組織が形成せらるゝと、政府は上に述べた統制米數量を内地、朝鮮、臺灣の各中央米穀統制組合聯合會又は其の代行機關に其の統制を命じ、これ等の機關は其の所屬團體に對し統制數量を割當て最後の米穀統制組合又は其の代行團體は割當てられた米穀を貯藏し内地米の價格が標準最高價格より一割程度に騰貴し政府から解除の許可あるまでは之を貯藏しなければならぬ。この際、政府は其の團體の貯藏能力、米質等を參酌して貯藏が困難であると認める時は、其の困難である數量だけを希望により買上をなす。其の買上價格は内地米は最低公定價格により、臺灣米は公定價格がないから生産費、物價其の他經濟事情を參酌して決定する價格にて買上げ

るのである。貯藏米穀が其の米穀年度を經過しても、尙解除せられざる時は、政府は助成金を交付して貯藏を繼續せしむるか希望によりて買上げるか適當の措置を講ずることになつてゐる。貯藏米の助成としては貯藏を命ぜられた米穀に對し石當り時價の八割までの低利資金を融通し又其の貯藏期間中は利子並に保管料に相當する助成金を交付する。米穀の自治管理の目的はいふまでもなく過剰米となるべきものが市場に賣出さるゝことを成るべく抑制し以て一方には米價の下落を防止すると同時に一方には政府の買上米を減少するにある。然し統制の基礎になつてゐる數字は第二回豫想收穫並に消費見込高であるから、事實其の豫想に反して供給過剰を來した時、米價が最低公定價格以下になる虞がある時は政府は米穀自治管理委員會に諮問して更に一定數量の米穀を統制せしむるのである。この時は米穀は既に取扱業者の手に移つてゐるから第二次の統制には米穀取扱業者の團體を加えてゐる。其の米穀取扱業者の團體は内地では小樽、酒田、新潟、東京、名古屋、大阪、京都、神戸、廣島、下關、門司、熊本等の主要米穀集散地に於ける問屋卸賣商にして一ヶ年間一定の標準數量以上の



米穀の取扱をなすものによつて組織するものであつて、この組合の統制の方法及び之に對する政府の助成施設等は第一次の統制と大同小異である。

米穀自治  
管理法  
案の  
疑問

この自治管理の方策は相當苦心の跡は見ゆるけれども尙多くの疑問は存するやうである。

第一 この法案の趣旨からいへば、米穀の配給組織は今日の商業組織より移して産業組合並に之が聯合會の手により行はしめなければならぬ。産業組合がこの重責を荷ひてよく其の使命を達することを得るやは疑問である。けれども産業組合がこの重責任を負擔することになれば、産業組合は恐くは實質的に改良せられて遂には其の重責を果すことを得るに至るであらう。産業組合が今日の商業組織に代ることは商業の方からいへば大改革であるから、政府としては其の改革に對して米穀の取扱業者の被る犠牲に對して相當の處置をなさなければならぬ。政府が專賣制を採用するにしても同じである。この處置を採らずして、自治管理を行はんとすれば、これ等の商人から反對を受けることは想像し得る所である。

第二 本案は過剰米となるべき米穀のみを統制しようといふのであるが、過剰米といへば昭和八年の如き大豊作は別として内地にては過剰米は普通はないから、内地米を統制する必要はなく、臺鮮米の統制を行へば其の目的を達することを得る理である。法規の建前としては内外米を統制することゝしても宜しいが、事實臺鮮米を統制するとせばこの煩雜なる方策を用ふるより適當の價格を公定して置いて一定の條件を具備する時に政府が買上げを斷行して適當の調節方法を講ずる方が遙に簡單であり實行的であるやうである。其の方法によらなかつた爲に其の手續が煩雜であり、従つて豫期の如き實績を擧ぐることを得るや否やが疑問とならざるを得ない。

第三 この法案は畢竟豊作は毎年繼續するものであるまいから、一年の内に需要と供給とを調節することは困難であるにもせよ、二年に亘つて調節すれば其の實行は餘程容易となることが出来るから、其れが爲には米穀を市場に出さしめずして農村等に於て之を管理せしめさへすれば大體其の目的を達することを得る譯で其の自治管理をなすについては其の米價の八割まで低利資金を



融通すると同時に金利並に保管料は政府が負擔すれば其の目的を達することを得るであらうといふのである。理論としては大體通ずることであり、爲に政府の財政上の負擔は大に輕減せらるゝことは明白であるが、其の代り農業家は其の生産する米穀を一刻も早く賣離して相當の利潤を得んと欲するのみに、長き期間之を行ふこと能はざることゝなれば、其の負擔危険は決して輕くはあるまい、従つて政府の被るべき負擔危険を農業家の肩の上に移すものではあるまいか。これ等の諸點につき疑を挟む時には本案は尙未だ完全なる調節方策であるとはいひ難いものゝやうである。議會では遂に審議未了に終つたのであるが、兎も角米價調節策としては一步も二歩も進めたものに相違ないのであるから予輩の如きは之を基礎として政府は尙之に徹底的に研究を重ねて更に完全なる成案を得るに至らんことを望まざるを得ない。予輩を以て見れば農業は我國の重要産業ではあるが其の生産物の價格を大に高くすることによりて農業家の經濟生活を良くせんとすることは他の階級のものゝ利益を害すること多くして得策とは思へない。米價調節はこの意味に於て米價が大に下落する際

の調節策を樹立すれば十分であつて其の以外は自然の調節に放任すべきものではあるまいか。予輩は米價調節には反對しないが、之に非常なる期待を置くことは出来ないと思ふものである。



農業金融の種類と特質  
農業経営的負債

## 第五篇 農業金融其の他の農業問題

### 第一章 農業金融

#### 三五 農業金融の種類と特質

農業家が農業の経営をなすに當り最も必要なるは資金である。農業経営に必要とする資金は大別して短期のものと長期のものとするを得る。農業家は耕耘の爲に種子、苗等を求め、肥料を求める必要があり、農業労働者を備へば之に貸銀を支拂はなければならぬし、又農産物を販賣するには若干の費用を必要とする。これの費用を支拂ふが爲に他から資金の融通を仰ぎたる場合には農産物にして販賣することを得れば、之を返済することを得るを以て之を短期の信用授受といふことが出来る。然るに、土地を購買し、土地に改良工事を施し、耕地の整理をなすが爲に他より資金の融通を仰ぎたる場合は、之が爲に従前より収益を増加し従つて収入を増加したには相違ないが、前の場合の如くに直



ちに之を返済することは出来ない。即ち之を返済するには相當永い年月を必要とし、然る後初めて収益の増加による利益を享受することが出来る譯である。長き年月に亘つて其の信用関係を繼續しなければならぬから之を長期の信用といふのである。

長期たると短期たるとを問はず他より融通を受けたる資金が農業の經營に用ひられたものは之が爲に収益を生じ又は収益を増すから其の負債は生産的であるから農業家の經濟に累を貽すものではないが、農業家のなす負債は必しも之に止らず、農業の經營とは殆んど關係のないものがある。例せば家族の中に疾病に罹りたるものがあり之が治療の爲に他から負債をなしたるが如き、或は其の娘を結婚さす費用の爲に負債をなすが如き何れも農業の經營には關係はなく全く不生産的のものである。これ等不生産的負債を起すのは少くとも或程度までは農業の收利力が乏しいに由るには相違ない。若し農業にして收利力が多くあつたならば特に他から負債を起す必要もないであらうし、假令負債を起したにしろ、少時にして之を返済することを得ようから、永く其の農業家

農業經營  
資金以外  
の負債(不  
生産的負  
債)

短期の生  
産的負債

の經濟上の煩となることはあるまい。即ち其の負債が煩累となるのは農業の收利力が少いことに關係あることは首肯することを得るのであるが、一方からいへば農業家の如きは農業の收利力の少きに鑑み不生産的負債の如きは戒めてなす可らざるものである。農業家の負債竝に其の整理については後章に説明することとし、こゝには長短生産的負債即ち農業金融について説明を試みよう。

農業家が短期の信用を受けるには現今の經濟社會では無擔保即ち對人信用では出来ないから擔保を出して普通の商業銀行を利用するか、若し擔保とすべき適當の物件がなかつたならば對人信用即ち無擔保にて産業組合特に信用組合を利用するより外に途はない。産業組合特に信用組合は自分達で組織したものであるから、其の經營に當るものが承認する時は、對人信用にて融通をして貰ふことが出来る。産業組合の資金で不十分なる時は産業組合は日本勸業銀行等から無擔保で資金の融通を受くることを得るから資金の需要者は之の中から融通を受けることを得る。資金の融通を受けたものは契約に従ひ其の負



債を返済しなければならぬ。其の返済を怠る時は産業組合の資金は漸次枯渇し遂には其の機能を發揮すること能はざるに至るであらう。産業組合にして活動すること能はざるに至らんか、無擔保にては資金の融通の途が杜絶するに至るであらう。

長期の信用を受けんとするには特殊の銀行に據らなければならぬ。現今の金融機關は商業銀行を中心として發達したものであるが、商業銀行は短期の信用授受を本務とするものであるから、原則として不動産特に土地を擔保として資金を融通するものではない。尤も商業銀行でも地方では適當の擔保物がないから土地を擔保として資金を融通することはあるが、若し其の資金にして返済せられなかつた時には擔保物を賣つて其の償還を受けなければならぬが、土地は擔保物としては確實であり長き年月の間には其の価格は騰貴するものであるとはいへ、之を容易に賣却することを得ないから成るべく之を避けなければならぬ。故に長期の信用の授受を本務とする特殊の金融機關を利用しなければならぬ。特殊の金融機關は實に不動産銀行である。

長期の生産的負債

農業の收力と負債の限度

農業家が土地を擔保として負債を起すには如何なる程度まで之をなしても農業家の經濟に差支を生ずることなきやを検討する必要がある。其の負債は勿論生産的のものでなければならぬ。不生産的のものであれば、之を返済することが容易でないから、之を慎まなければならぬ。又其の負債が土地改良等生産的に用ひられたにしろ、其の負債が多ければ土地收益の増加により其の利子を支拂ひたる外相當の期間に於て元本を償却することが困難であるから、其の負債が假令生産的であるにしろ農業家の經濟を助くるものに非ずして却て之を害することになる理であるから、一應負債を起す限度について攻究する必要がある。其の限度といふも實は之によりて生ずる收益の増加の程度、其の農産物の價格、利子歩合等によりて異なるものなるは勿論である。其の土地の收益が負債の爲に大に増加するならば比較的多額の負債を起しても差支ない理である。學者によりては若し農業家が最も熱心に收益を増加するものと前提し得るならば其の土地の収益を還元したるもの、換言すれば、其の収益の價格總額を利子歩合を以て除したるものまで負債を起しても差支ないと論ずるものが



あるけれども、これは最も有利なる条件を前提とするものであつて直ちに首肯することは出来難い。かゝる有利なる条件の下に経営が行はるゝことは稀でなければならぬからかゝる限度まで負債を起す時は蓋し多きに過ぐるものといはなければならぬ。普通負債は其の限度の三分の二多くて四分の三位までに止めて置かなければならない。今其の限度を計算するに収益を利子歩合を以て除したのであつたが、之によりても利子歩合が負債を起す限度を定むるに大に關係あるは勿論である。利子歩合が低ければ其の商である負債の限度が大であることは明白である。即ち利子歩合が低ければ多くの負債を起しても農業家の經濟を害する危険が少いといはなければならぬ。債務者をして負債を起しても經濟上危険を感ぜしめない限界が一面には銀行が債務者に對して融通すべき資金の限界を示すものである。こゝに短期並に長期の融通機關について説明する。詳しくことは銀行の研究に譲らなければならぬ。

### 三六 短期及び長期農業金融機關

農業家が要する資金の中短期に償還することを得べきものは種子、苗、肥料等

短期及び  
長期農業  
金融機關

の買入を初め耕作中他より労働者を雇ひて耕耘に従事せしめ若くは労働の手助けをなさしむる時には之に對して支拂ふべき貸銀、農産物を賣却するに必要なる雜費等である。これ等の資金は農産物が賣却せらるれば之を償還するとは難くはないから、農業家にして信用があるか又は相當の擔保物がある時は普通の商業銀行でも資金を融通するであらうが、普通の銀行にして之に應ぜざる時は、俗にいふ牛は牛連れ馬は馬連れで自分達で組織した信用組合の手より資金の融通を受けなければならぬ。故に普通の商業銀行のことは説明を略し、信用組合のことに少しく説明しよう。

信用組合

信用組合は獨逸が祖國であつて、シュルツェ・デーリッヒ (Schulze Delitsch) が一八四七年設立したのが最初のものである。シュルツェ・デーリッヒは法律家である。ライプツィヒ大學で法律學を學び、裁判官となり地方の裁判所で斷訟の務に従事してゐた。偶々其の取扱ふ事件の中農業家が資金の必要に迫られ高利貸の手から資金の融通を受くるもの多く起債の初めには利子歩合が法外に高くとも之によりて相當の収益を擧ぐることを得ば之を返済すること困難なる



デリーッ  
チ氏信  
用組合

まじと信じて融通せしむるのであるが、事志の如くにならざるが爲に債権者と争を生じ訴え出づるもの頗る多きことを見て、これ等の訴訟を禁遏せしむるには小農等の利用し得べき信用組合を設くるに如くはなしと確信し、農業家を初め小工業者等を説いて各々小額の資金を醸出し組合を組織せしめ組合員中資金を必要とするものあれば之を融通すると共に二三月の間に之を返済せしめ、順次資金を需要する者に對して其の要求に應じ以て資金難を免れしめやうとしたのである。この種の信用組合が集める資金はさまで巨額でないから、組合員が多く一時に資金の融通を求めるときには到底多くの資金を融通することが出来なから、成るべく夥多の職業の者から組合員を集める時は、これ等の者の資金を要する時期が自ら異なるから比較的多くの資金を融通することを得るであらうといふのである。又資金の融通は短期に限られてゐるからこの種の信用組合は都市に行はれ、主として小商工業者の利用する所となつたのであるが、農業家も上に陳ぶる如く短期の信用を必要とするから、この種の信用組合を利用し得ない譯ではない。特にこの種の信用組合は對人信用によりて資金の融

ライファ  
イゼン  
信用組  
合氏

通を受けることが出来るから普通の金融機關を利用するに比して便利であるといへる。但し、デ氏式信用組合の資金融通期限は三月であるから農業家にとりては短期の信用にしる尙短きに過ぐるから農業家をして利用せしむるには其の期限を延長することを認めなければならぬ。デリーッチ氏式信用組合と殆んど時を同うして起つた信用組合にライファイゼン(Raiffeisen)氏式信用組合がある。ライファイゼンは農業家に適當なる金融機關のないことを慨して起したもので、組合員は全部農業家に求め、地主たると小作人たるとを問はず、忠實なる者であれば之に加入することを許し、其の資金融通期限は一年乃至二年とする。其の融通すべき資金は組合員の醸出したるものを本とするが之に組合として他より融通して貰つたものに由るのであつて組合の經營に當る者は組合員を監視して忠實に農業に勤めしめ契約通りに返済せしむるのである。其の融通期限が二年にては尙短きに過ぐるから、自然組合としては組合員により長期の融通を許すが、其の便利を計ること多きに從つて危険は益々甚しからざるを得ない。故に獨逸にてはこの種の信用組合の中央機關をノイウイドに



設け一方に他より長期の信用を受くると同時に組合に長期の融通をなし以て其の需要に應ぜしめつゝあるのである。

## 貯蓄銀行

蘇士蘭に發達した貯蓄銀行之に倣ひて諸國に起つた貯蓄銀行も亦これ等の信用組合と同じく小農等の金融機關として相當重要な仕事を行ひつゝある。貯蓄銀行が農業家に資金を貸付くるに當りては其の債務者の信用の程度を知らなければならぬから各地方に若干の社員を派出し置き、債務者の信用の程度を詳に調査し銀行に報告せしめ銀行は之に基きて資金を融通するのであるから、さまで危険を冒すことはないのである。

## 不動産銀行

農業金融として農業家の希望することは(一)長期の信用(二)通告の繼續(三)成るべく低率の利子であるが、資本家は反對に(一)安全(二)自由處分(三)成るべく高率の利子を希望するのであるから普通の金融機關にては到底農業家の希望に副ふことは出来ない。こゝに於て特殊の金融機關を必要とするのである。不動産銀行即ち是れである。

不動産銀行が土地不動産を擔保として長期の信用を授くるには先づ社會民

## 社債の募集

衆から長期の信用を受けなければならぬ。其れには銀行が社債券を發行して長期の信用を受け其の集め得たる資金を農業家に融通するより他に途はないのである。金融機關にして短期の信用を受くるに拘らず、之によりて長期の信用を授くる時は到底其の受けたる信用を償還することを得ぬものである。社債の募集は畢竟之が爲である。我國の商法では其の會社の資本額又は社債を起すことを認めてゐるが、不動産銀行は社債募集によりて得たる資金を融通するのであるから特別の規定を設けて多く資金を集むることを許さなければならぬ。我勸業銀行法第三十四條には、拂込資本金額の十五倍を限り勸業債券を發行することを得、但し年賦償還貸付金總額、定期償還貸付金總高並に其の引受けたる農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及び朝鮮殖産銀行の發行したる債券現在高を超過することを得ずとあり、又農工銀行法第二十六條には、拂込資本金額の十倍を限り農工債券を發行することを得、但し年賦償還貸付金總高より第二十四條第四項(日本勸業銀行よりの借入金)を控除したる金額及び定期償還貸付金總高を超過することを得ずとある。勸業銀行は不動産銀行の中樞機



關であるから、普通の不動産銀行に比し遙に多く債券を募集することを許すのは當然といはなければならぬ。これ等の債券は据置期限もあり償還期まで相當の年月を要するのであるから銀行はこれ等の資金を利用して長期の信用を授けることを得るのである。而して銀行は自己の鞏固なる信用によりて之を募集するのであるから比較的有利なる條件を以て之を募集することを得るのである。かくして集め得たる資金を農業家の需に應じて不動産を擔保として貸付くるのである。銀行からいへば、不動産を流動状態になすことを得たともいへるのである。上にも陳べた如く農業の性質として利子歩合は成るべく低くなければならぬから銀行も其の債券の利子は成るべく低くしなければならぬ。こゝに於て我國では諸國の顰に倣ひて債券に割増金を附することを得せしめてゐる。其の趣旨とする所は低利で債券を募集せんとした所が之に應ずる者はあるまいから、低利とする代りには割増金を附することを許し國民の射倂心を利用して其の目的を達せんとしたのである。然し、理論からいへば、第

割増金附  
債券

一に割増金を附した所で如何なる程度まで利子歩合を低下せしむることを得るかといへば、其の力は極めて微々たるものといはなければならぬ。之を裏からいへば、割増金を附せざるも相當應募者を得ることが出来よう、特に其の資金の運用の途につき國民をして十分に了解せしむれば、其の目的を達することは必しも困難ではあるまいと信ずる。第二に假令、割増金を附したる爲に多少募集資金の利子歩合を低下することを得た所で其の國民に及ぼす悪影響を看過することは出来ない。現に今日國民は勸業債券、農工債券が農業の爲め資金を供給する目的を以て募集するものなることを知らず、單に莫大なる割増金を僥倖するが爲に求むるものであると思ふ者は少くない。これ等は債券募集の眞精神を没却するものといはなければならぬ。予輩は以上陳べた如き理由で割増金制度には賛成しない。同制度が起る當時も予輩と同じ意見により反對する者があつたが、遂に現行制度の如く決定したのは甚だ遺憾であるといはざるを得ない。

債券募集によりて得たる資金をば不動産銀行は其の責任を以て農業家に融



通するのであるから、表面は債券募集に應じたものと資金需要者である農業家とは何等の関係もないのであるが、實質的には債券應募者の資金が農業家に融通せらるゝのであつて、農業家が其の收益の中から契約に従ひ返還するに従ひ銀行は之を契約に従ひ返還するものであり、こゝに不動産を擔保とする長期信用は圓滿に運行せらるゝのである。

## 貸付條件

銀行は募集した資金を其の責任により融通するとはいひ條、何等の擔保を取らずにいはいはゞ對人信用で融通することを許したならば、若し債務者にして返済すること能はざる時は、以上の如き長期信用の運用が停頓破壊することになり甚だ危険である故に、法律に明白に其の準則を規定してゐる。年賦償還ならば五十年以内、定期償還ならば五年以内で貸付をなすことを得るが不動産を抵當としなければならぬことを原則とする。但し(一)府縣郡市町村其他法律を以て組織せる公共團體(二)耕地整理組合(三)産業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又は其の聯合會(四)農工銀行の存在せざる府縣内に於て十人以上の農業者工業者又は漁業者が申合せ連帶責任を以て借用を申出でたるものゝ中確實

## 貸付額

と認められたものには無擔保即ち對人信用により資金を融通することを得るのである。これは國家より債券募集の特權を許され資金を集めることが出来る以上は、公共的に資金を融通する義務を負擔するのは當然でなければならぬ。

不動産を抵當として信用を授けることは性質上比較的確實であるに相違ないが、注意をしないと、長期の貸付をなすつゝある間に擔保に取りたる不動産の價格が下落し銀行は不測の損失を招かないとも限らない。故に銀行が不動産を擔保として資金を融通する場合には不動産の評價額全部までは融通しないで、其の三分の二以内に止めなければならぬ。これは不動産の價格が變動して下落すれば擔保力が薄くなるからである。其の三分の二までの制限を附したのは不動産の價格が下落しても三分の二以下になることはあるまいとの推斷に基くのである。日本勸業銀行法第十八條にも不動産を抵當として貸付くる金額は日本勸業銀行に於て鑑定したる價格の三分の二以内とす、漁業權を抵當とする時亦同じとあり、又同第十六條にも其の抵當は總て第一抵當なることを必要としてゐることも勿論擔保力の確實なることを必要とするからである。



農工銀行法第十條及び第八條にも同様の規定がある。其の趣旨も亦同じである。然し擔保とする不動産の価格は勸業銀行又は農工銀行が鑑定するものであるから其の価格の評定にして高きに過ぎんか、其の価格の三分の二までの制限はあつても、實は何等の制限にはならないのである。例せば、不動産の価格が十萬圓とすれば六萬六千圓までは融通を受くることを得るが、若し其の価格が十五萬圓と評定すれば其の三分の二、十萬圓までは融通せらるゝことになるのであるから、實際の価格の全額まで融通せらるゝことになるので、三分の二の制限は有名無實とならざるを得ない。故に、銀行は基礎価格の評定については最も注意しなければならぬ。然し其の評定は多年の経験と研究とにより萬誤謬なきを得る理であるけれども、動もすれば誤あるのは蓋し已むを得ないのである。聞く所によると、農工銀行の資本の三分の一は國家が之を出し、府縣知事が國家を代表して大株主となり、以て内部から之を監督しつゝあるが、政黨の勢力が盛んである爲に、政黨員の中にはさまざまで實價格の大きくない土地等を擔保として銀行に資金の融通を請ふものがある。銀行は勿論其の価格を鑑定する

のであるが、この際其の評價を少しでも高くせしむる爲に運動するものがあるといふことである。而かも知事が大株主である所から之に迫りて銀行當局者を動かさんとするものがあるといふことである。基礎價格の評定が甚だ重要であることは之にても知ることを得る。

土地の評價にして適當であり、従つて融通せられた資金も適當であつたならば、これ等の資金を用ひて土地の改良をなし、若くは新に土地を得て之を利用すれば必ずや収益を増加することを得るが故に、其の中から利子を支拂ひ元本を漸次償還したならば、若干の年月の中には元利併せて全部を償還し、其の農業家の収入を増加し、其の經濟をよくすることを得るに違ひない。經濟上からいへば、土地不動産の如きは容易に賣却することが困難であるから、これ等の財産を所有するも勿論これを所有しないものに比較して優越なる位置を有するものであるに相違ないが、直ちに其の力を利用することを得ないが故に、不動産銀行の如き金融機關があつて、其の潜在的經濟力を活用する途を開きたることは、農業家にとりて、利益であるは勿論、經濟社會にとりて有益であるといはなければ

不動産銀行  
の存在  
と農業家  
の利益